
第1次 中央市長期総合計画

後期基本計画 平成25年度～平成29年度



中 央 市

後期基本計画の策定にあたって

平成18年2月「実り豊かな生活文化都市」を市の将来像に掲げた「中央市」が誕生し、平成20年3月には、市の10年間のまちづくりの指針である「第1次中央市長期総合計画」を策定し市政運営に取り組んでまいりました。

「第1次中央市長期総合計画」は、平成20年度から29年度の10年間を計画期間としておりますが、前期5か年が終了することに伴い基本計画を見直し、この度、後期5か年を計画期間とした後期基本計画を策定いたしました。

前期の5年間では、合併前のそれぞれの地域の特性や歴史を大切にしながら、新しい中央市としての基盤を固め、合併後の行政サービスの向上や市の一体感の醸成を図るための施策に取り組んでまいりました。

しかしながら、急激に進む少子高齢化、東日本大震災を教訓とした安全・安心に対する市民ニーズの拡大、地方分権の拡大に伴う自己責任に基づく施策の展開など、地方自治体を取り巻く情勢は激変しております。

後期基本計画の策定にあたっては、こうした社会的背景を踏まえるなかで、前期計画期間における施策・事業の取り組みを検証し、現状の把握を行うとともに、市民アンケートでいただいた市民の皆さまのご意見を反映するなかで、基本構想は継承しつつ、平成25年度から平成29年度までの5年間の、新たなまちづくりの基本となるよう施策や事業を再構成しています。

今後、本計画で示された施策の実現に向け、市民の皆さまとの協働による市政運営を図り、市民一人ひとりを大切にしたい、誰もが住みたく、住んでよかったと思えるまちづくりを目指してまいりますので、格別のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言を賜りました市民の皆さまをはじめ、熱心なご審議をいただきました中央市総合計画審議会委員の皆さまなど、関係各位のご協力に対しまして心から感謝申し上げます、あいさついたします。



平成25年3月

中央市長 田中 久雄

中 央 市 市 民 憲 章

中央市は、実り豊かな生活文化都市を目指しています。

わたくしたちは、長い歴史と自然の恵みにはぐくまれた郷土を愛し、心温かく希望にあふれるまちを築くため、ここに市民憲章を定めます。

- 1 緑豊かな自然を守り、やすらぎのまちをつくります
- 1 文化と伝統に誇りをもち、未来を拓くまちをつくります
- 1 元気に働き、豊かで活力あるまちをつくります
- 1 地域の輪を広げ、笑顔のまちをつくります
- 1 心と体を鍛え、まごころあふれるまちをつくります

（前文解説）

中央市は、すべての市民が豊かで快適に生活できるまち「実り豊かな生活文化都市」を目指しています。

「長い歴史と自然の恵み」の部分は、風土に育まれた歴史、伝統などの文化的環境や川や山などの恵まれた自然環境を包括的に表現し、「心温かく希望にあふれるまち」の部分は、市民一人ひとりが思いやりの心を持って、健康で活力あふれる中央市の将来像を表現しています。

（本文解説）

【緑豊かな自然を守り、やすらぎのまちをつくります】

○自然、環境の観点から、恵まれた自然環境に感謝しながら、美しい自然を守り、やすらぎのあふれるまちをつくることを表現しています。

【文化と伝統に誇りをもち、未来を拓くまちをつくります】

○教育、文化の観点から、先人が築いた文化と伝統を大切に受け継ぎ、未来に向けて夢あるまちをつくることを表現しています。

【元気に働き、豊かで活力あるまちをつくります】

○労働、生産の観点から、市民誰もが勤労意欲を持ち、希望と活気あふれる力強いまちをつくることを表現しています。

【地域の輪を広げ、笑顔のまちをつくります】

○道徳、心構えの観点から、互いを尊重し、やさしさあふれ安心して暮らせるまちを共に創りあげることが表現しています。

【心と体を鍛え、まごころあふれるまちをつくります】

○健康、福祉の観点から、市民一人ひとりが健やかに暮らし、思いやりの心を大切にするまちをつくることを表現しています。

目 次

第1部 総 論	1
第1章 後期基本計画策定にあたって	2
1 計画策定の主旨.....	2
2 後期基本計画の性格.....	3
3 計画の構成と期間.....	3
第2章 本市の概要	5
1 土地利用の現況.....	5
2 本市の人口.....	6
3 本市の産業.....	10
4 市民アンケートより.....	15
第3章 本市を取り巻く環境	17
1 人口減少社会の到来と少子高齢化の進展.....	17
2 安全・安心に対する意識の高まり.....	17
3 社会・経済のグローバル化の進展.....	18
4 環境問題の重要性の高まり.....	19
5 行財政改革の推進.....	19
第2部 後期基本計画	21
後期基本計画の構成	22
基本政策1 自治力の拠点づくり	26
基本施策1 効率的で温かみのある市役所の創造.....	26
基本施策2 住民参加のまちづくり.....	37
基本施策3 多様な文化とのふれあい.....	40

基本政策2 暮らしの拠点づくり……………44

基本施策1 ころ豊かな暮らしへの舞台づくり…………… 44

基本施策2 快適で環境に配慮した社会の実現…………… 54

基本施策3 安全・安心の地域づくり …………… 60

基本政策3 やすらぎの拠点づくり……………70

基本施策1 生きがいと安らぎの福祉…………… 70

基本施策2 健やかな暮らしの実現…………… 84

基本施策3 安心と信頼の医療体制…………… 92

基本施策4 まごころをはぐくむ教育…………… 98

基本施策5 あらゆる世代への学びの提供…………… 105

基本政策4 活力と交流の拠点づくり…………… 114

基本施策1 明日を担う商工業の振興…………… 114

基本施策2 新たな視点での農林業の活性化…………… 118

基本施策3 連携と挑戦の観光振興…………… 125

第3部 資料編…………… 129

第1次中央市長期総合計画・後期基本計画に関する諮問書と答申書…………… 130

中央市総合計画審議会条例…………… 132

第1次中央市総合計画審議会委員名簿…………… 134

第1次中央市長期総合計画・後期基本計画策定の経過…………… 135

第1部 総論

第1部 総論

第1章

後期基本計画策定にあたって

1 計画策定の主旨

本市では、平成20年度を初年度とする「第1次中央市長期総合計画」(平成20年度から平成29年度)に基づき、本市の将来像「実り豊かな生活文化都市」の実現に向けて、総合的なまちづくりを展開してきました。

長期総合計画の計画期間10年の半期5年が経過し、この間、少子高齢化の進展、リーマンショック以降の世界的な景気の悪化、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による地域防災への意識の高まりなど、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

このため、目標とする将来像の実現に向け、長期総合計画の基本構想における方向性を継承しつつ、新たな行政課題への対応と、社会情勢の変化や各施策の進捗状況等を踏まえ、次の点に留意して、後期基本計画を策定しました。

(1) 市民ニーズの把握と計画への反映

市民ニーズを把握し、的確に計画へ反映するため、後期基本計画アンケート調査結果の検証やパブリックコメント※などを実施し、その結果を踏まえた計画としました。

(2) 実効性・実現性の確保

社会経済情勢や行財政環境の変化および市民ニーズの多様化を把握し、求められるまちづくりに対応する施策の選択と重点的な施策展開を図ることにより、実効性と実現性の高い計画の策定に努めました。

(3) 総合性の確保

各行政分野の施策・事業が一体となって総合的な行政効果が発揮できるよう、個々の施策・事業間の関連性を十分検討し、相互に連携のとれた計画策定に努めました。

(4) 他計画との調整

個別の行政計画とは、情報の共有を行い、整合性の確保と体系化を図りました。

※パブリックコメント 公的な機関が計画などを策定する際に、広く市民に意見や情報を求め、提出された意見などを考慮して決定していく制度を言います。

(5) 計画の進行管理と評価

前期計画で設定した指標の検証を行うことにより、基本計画の進捗状況の把握と、状況に応じて指標の見直しを行いました。

■2 後期基本計画の性格

- 総合計画は、本市のまちづくりを推進していくうえで、最上位に位置づけられる計画であり、各分野における部門計画を策定する際にはその規範を示し、各部門計画を総合的に調整するものです。
- 後期基本計画は、計画期間前半の成果と課題を踏まえ、新たな行政課題への対応と、さらなる計画の推進に向けて策定するものです。
- 市民、企業（団体等）、行政による協働のまちづくりを推進するための指針ともなる計画であり、この計画を適切に推進していくためには、「まちづくりは人づくり」の観点を全ての市民が共有し、計画の実現に向けた理解と協力が必要となります。

■3 計画の構成と期間

「第1次中央市長期総合計画」は、市のまちづくりの基本的な方向性を示す「基本構想」、基本構想の実現に向けて施策を体系的に示した「基本計画」および基本計画に示された施策の方向に基づき具体的な事業を実施する「実施計画」により構成されます。それぞれの内容と目標年度、計画期間は次のとおりです。

(1) 基本構想

基本構想は、本市の将来像「実り豊かな生活文化都市」と、その将来像実現のための基本理念を達成するために定める、市政運営の基本方針を示すものです。合併協議会で策定された「新市将来構想」において、概ね20年から30年後の長期的視野に立った、新市の発展や政策等の方向性が示されており、そこに掲げられた将来像、基本理念を基に、10年後における中央市を実現するための政策大綱を表しています。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想を実現するための基本的指針として、今後計画的に進めていくべき施策の体系や内容等を示したものです。

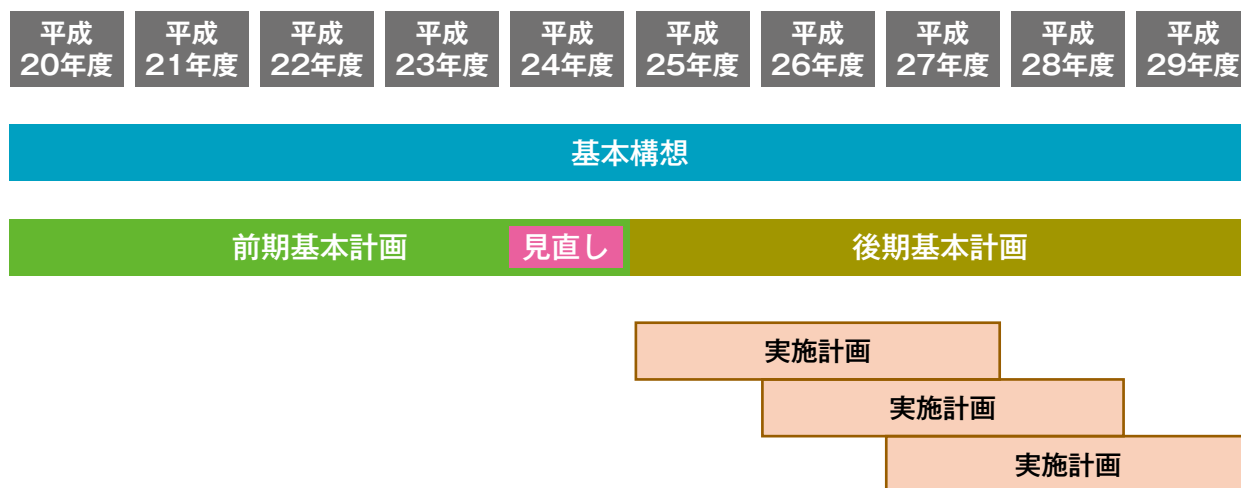
基本構想の目標年次までの前半5年間（平成20年度から平成24年度まで）に係る基本計画を「前期基本計画」、後半5年間（平成25年度から平成29年度まで）に係る基本計画を「後期基本計画」とします。

(3) 実施計画

「実施計画」は、基本計画に掲げた施策の方向に基づき、計画的に事業を実施していくための具体的な指針となるものです。

計画期間は3年間とし、社会情勢の変化を踏まえ、毎年度、事業の進捗状況の確認および計画内容の見直しを行います。

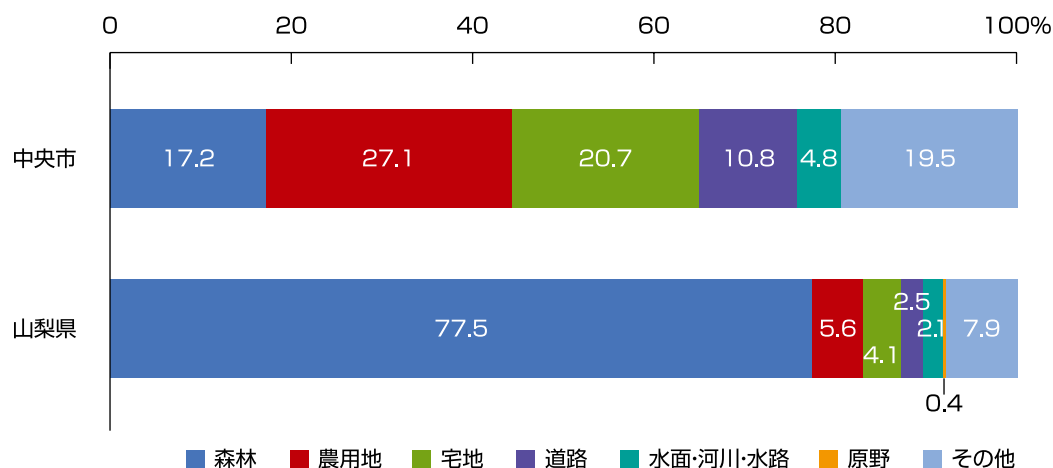
● 第1次中央市長期総合計画の期間



第2章

本市の概要

■ 1 土地利用の現況



出典:平成22年土地利用現況調査

市の土地利用状況を構成比でみると、「農用地 (27.1%)」が最も多く、次いで「宅地 (20.7%)」、「その他 (公共公益施設等) (19.5%)」、「森林 (17.2%)」となっています。県全体との比較でみると、森林の割合は低く、農用地、宅地の割合が高くなっており、居住や産業に利活用されている平坦地が多いことが本市の特徴です。

そのため、本市は人が住んだり農業や工業を行ったりしやすい可住地面積※の割合が高く、総面積に対する可住地面積の割合は82.65%と県内全自治体の中で第2位となっています。

※ 本計画書において、各項目の構成比は、小数点第二位を四捨五入しているため、項目の合計が100%にならない場合があります。

※可住地面積 総面積から林野面積、主要湖沼面積を差し引いた「人が住むことができる土地」のことを言います。

■2 本市の人口

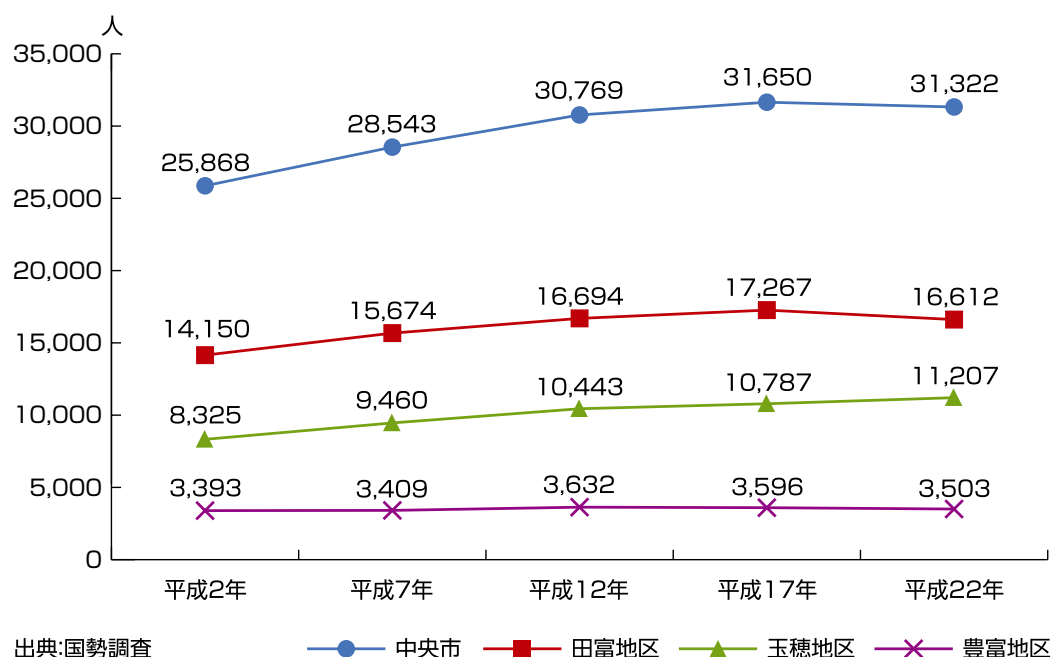
(1) 人口の推移と区分別人口

本市の人口は、平成17年までは一貫して増加を続けていましたが、平成22年の国勢調査では31,322人と減少に転じ、平成17年と比較すると1%程度(328人)の減少となっています。平成22年の市内三地区の人口推移をみると、玉穂地区では若干増加しているものの、田富地区、豊富地区では減少に転じています。

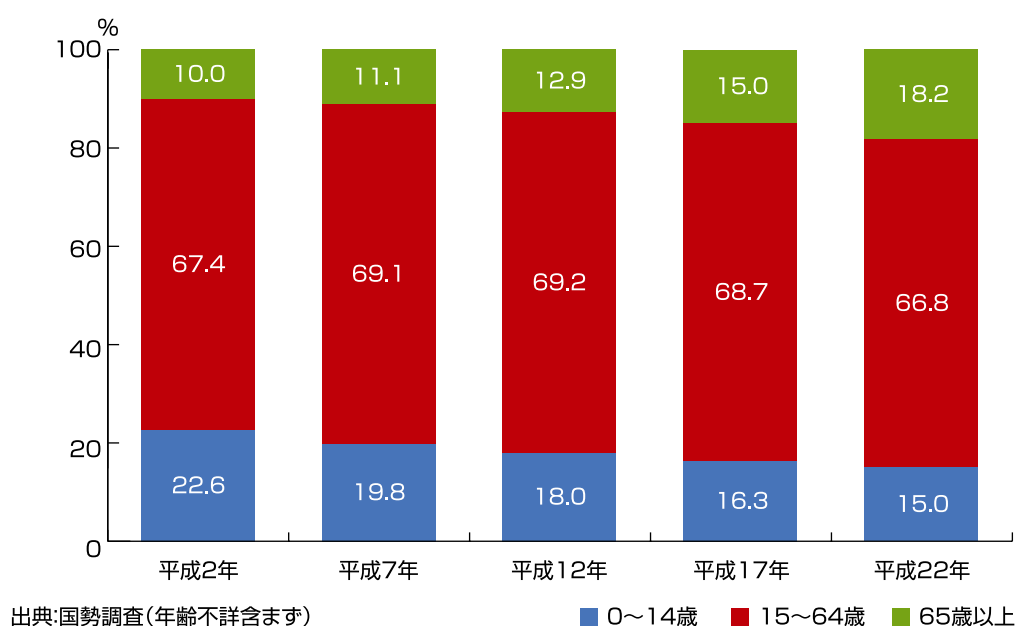
年齢3区分別人口割合の推移をみると、本市は65歳以上の「高齢者人口」の割合は18.2%で、県平均の24.6%に比べて低く、若い世代が多い地域です。

しかし、低い傾向にはあるものの、「高齢者人口」の割合は年々増加しており、少子高齢化が進展していることが分かります。人口ピラミッドからも30歳代から50歳代および60歳代前半の人口が多く、それに比べ20歳未満の人口が少なくなっていることがみて取れます。

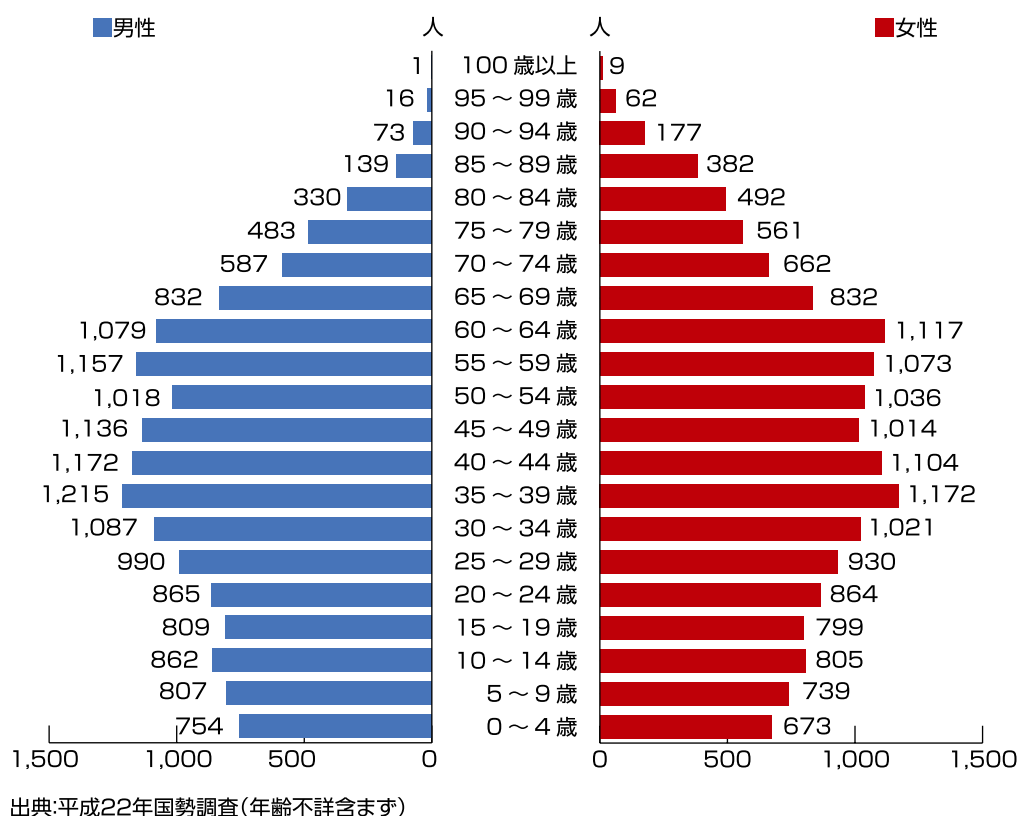
人口の推移



年齢3区分別人口割合の推移



人口ピラミッド



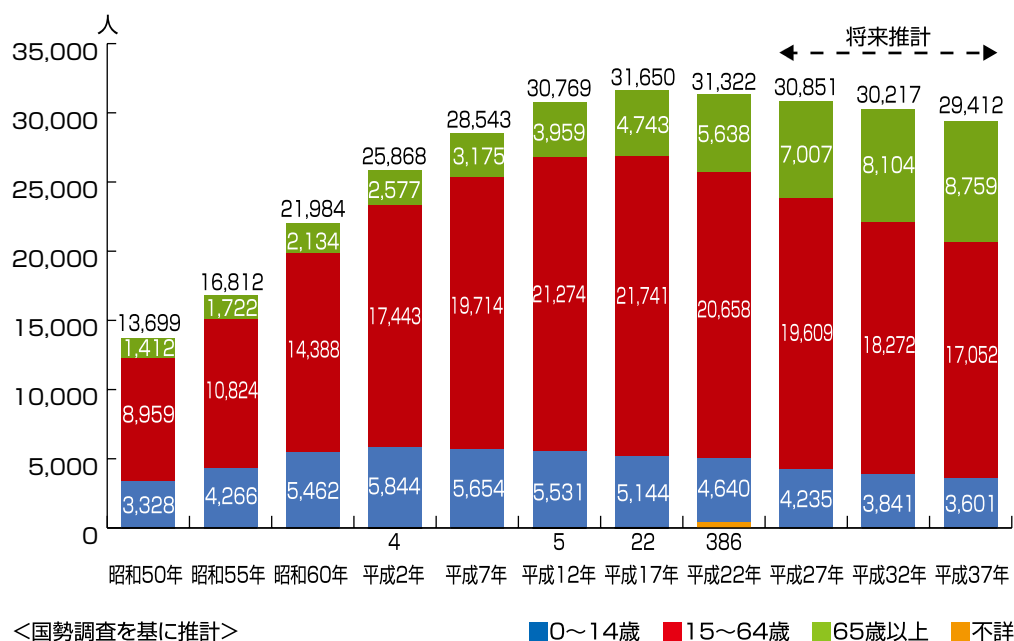
(2) 将来の人口

5年に1回実施される国勢調査によれば、本市の人口は一貫して増加傾向が続いていましたが、平成17年の31,650人をピークに、平成22年には減少に転じています。

5歳階級のコーホート要因法※による今後の人口推計によれば、今後も減少傾向が続くことが予想されます。

その内訳をみると、0歳から14歳までの年少人口と15歳から64歳までの生産年齢人口は減少し、その分65歳以上の高齢者人口が増加すると予想されます。その結果、平成22年現在18.2%（年齢不詳を除く）だった高齢化率は、10年後の平成32年には26.8%、15年後の平成37年には29.8%にまで上昇することが予想されます。

将来人口の推計



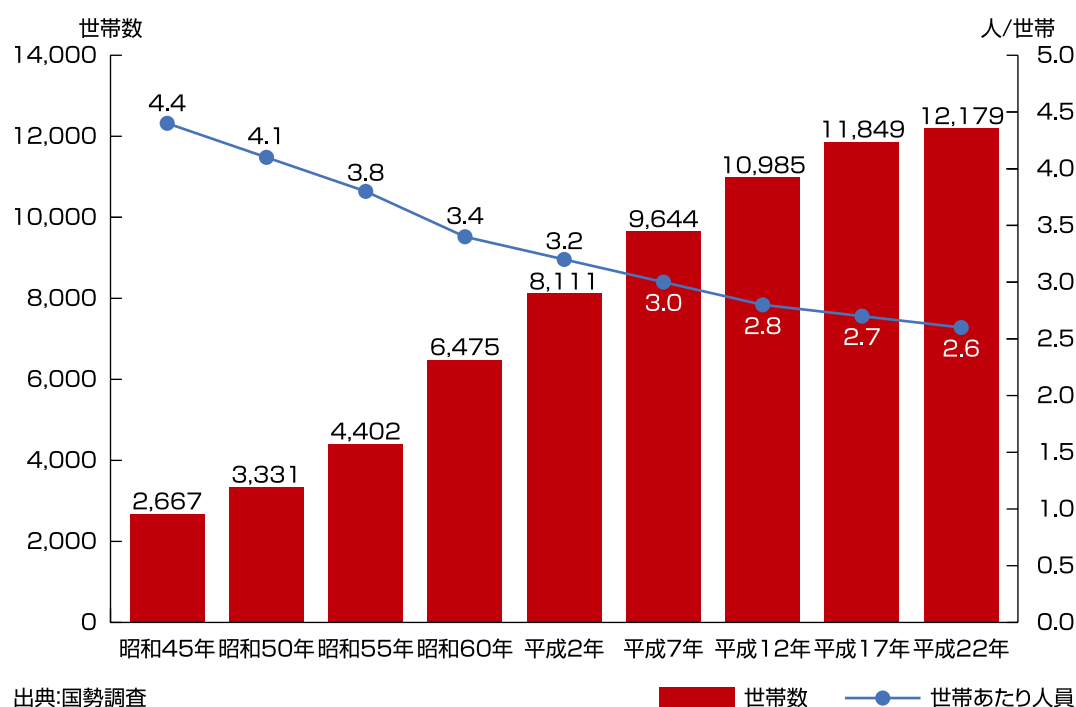
※コーホート要因法 人口の変動要因（生存率、移動率等）を加味した男女・年齢階層別の人口を積み上げて計算する方法を言います（コーホートとは、ある年に生まれた人間の集団「同時出生集団」の意味）。

(3) 世帯数と外国籍住民の人口

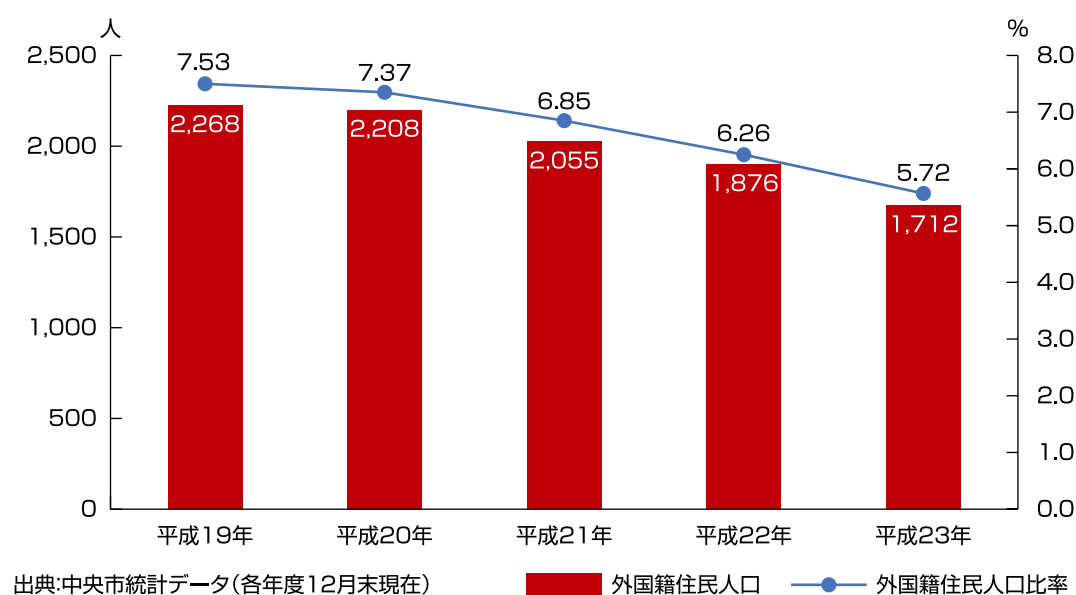
世帯数は年々増加するとともに、一世帯あたりの人員は減少傾向にあり、県内他市町村と同様、核家族化が進行している状況にあります。

また、外国籍住民の人口比率は平成19年の7.53%をピークに減少し、平成23年には5.72%と減少傾向が続いています。

世帯数と世帯あたりの人員の推移



外国籍住民人口の推移



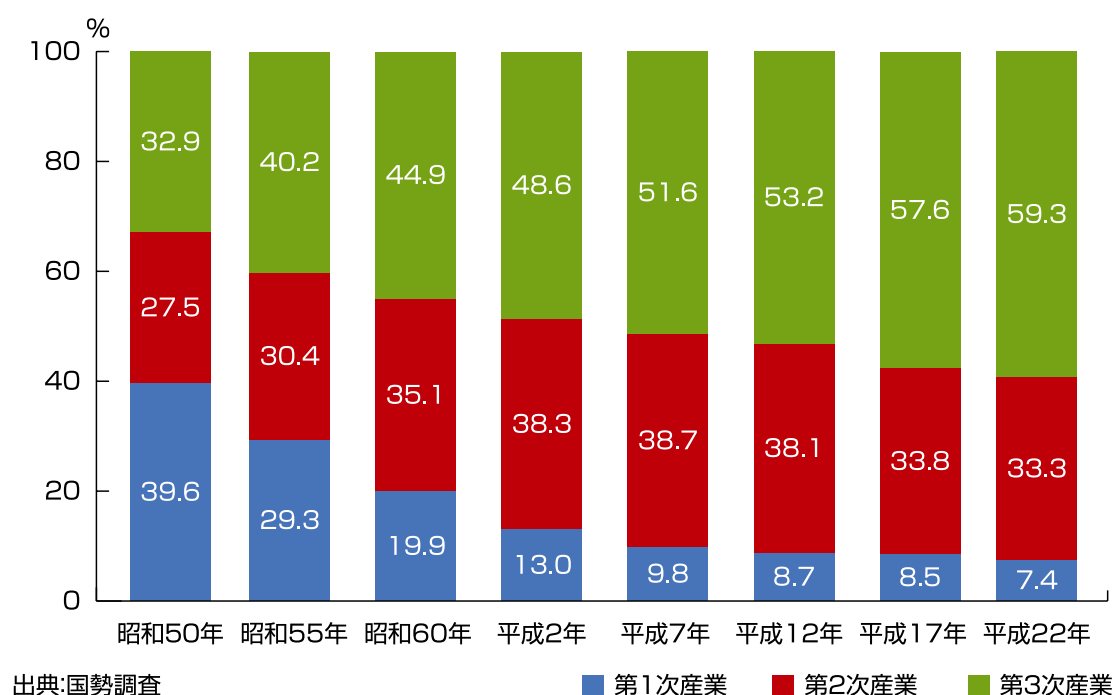
■ 3 本市の産業

(1) 産業一般

本市の産業別就業人口の構成比の推移は、第3次産業が増加する一方で、第1次産業は減少傾向にあり、第2次産業は平成7年まで増加していたものの、近年は減少に転じています。また、昭和50年には第1次産業の割合が40%近くありましたが、年々低下して平成7年に10%を切り、その代わりに第3次産業が全体の半数を超えるようになりました。

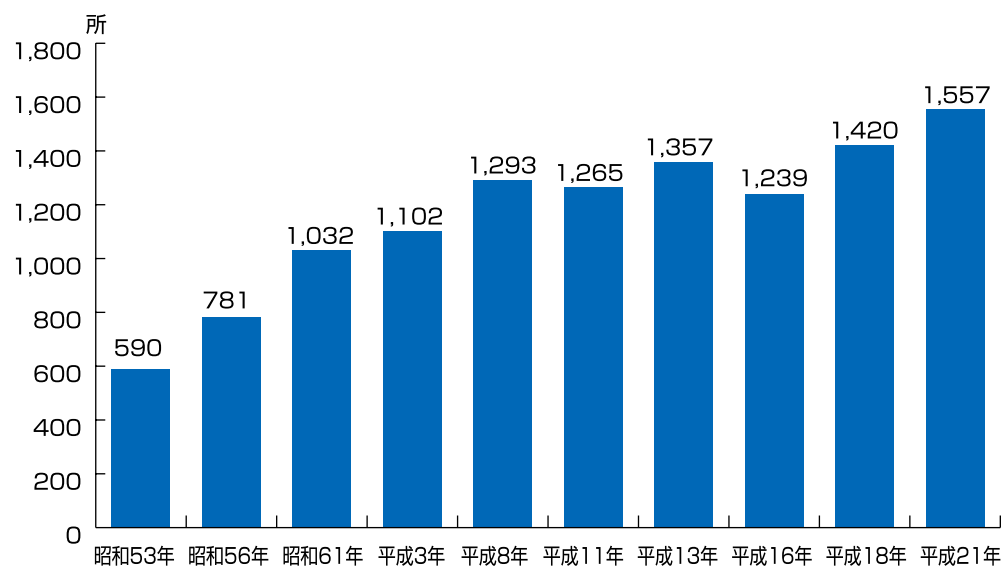
なお、平成22年の県全体の構成比をみると、第1次産業7.4%、第2次産業29.1%、第3次産業63.5%となっています。本市では第2次産業の割合が県全体よりも4.2ポイント高くなっています。

産業別就業人口構成比の推移



事業所の立地状況をみると、平成8年以降横ばいで推移していましたが、平成18年からは増加に転じ、平成21年には1,557事業所となっています。

民間事業所総数の推移



出典:事業所企業統計調査報告(～平成18年)、経済センサス基礎調査(平成21年)

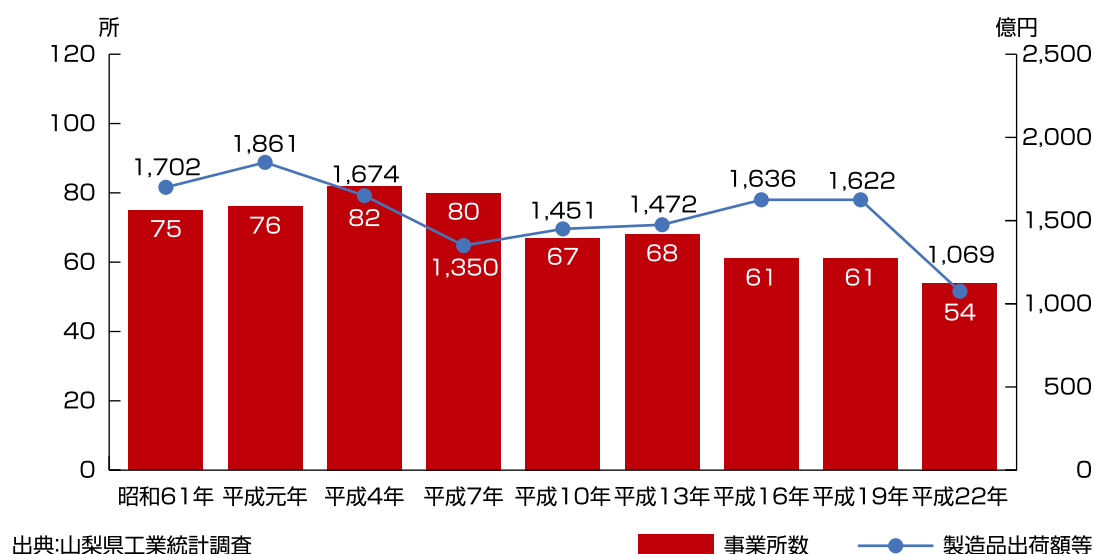


(2) 商工業

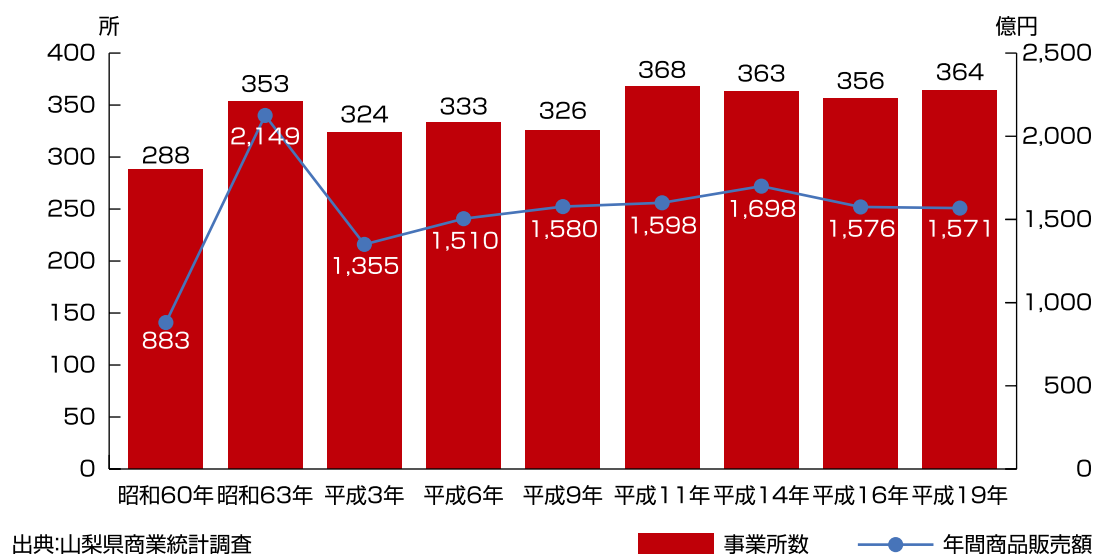
製造業では、事業所数は減少傾向が続いており、製造品出荷額等※は平成16年以降、横ばいの状態が続いていましたが、平成22年に減少に転じています。

また、商業関係の事業所数は、昭和63年から横ばいの状況にあります。一方、年間商品販売額は昭和63年に大幅に増え、その後減少して横ばいの状態が続いています。これは昭和62年に甲府リバーサイドタウンに大型ショッピングセンターができたためと考えられます。

製造品出荷額等の推移



年間商品販売額等の推移



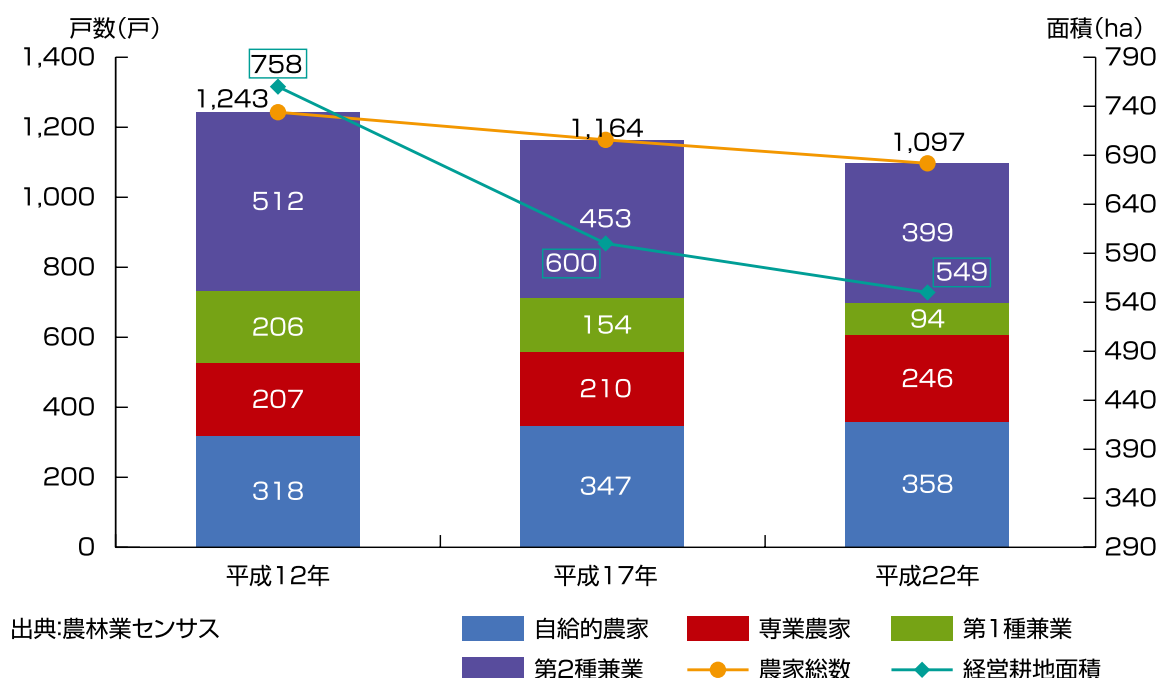
※製造品出荷額等 1年間の製造品出荷額、加工賃収入額、修理工収入額およびその他（冷蔵保管料、新聞広告料、製造工程から出たくず、廃物等）の収入額の合計を言います。

(3) 農業

本市の農業は、平成12年には農家数1,243戸、経営耕地面積758haであったものが、平成22年には農家数は1,097戸と11.7%減少し、経営耕地面積についても549haと27.6%減少しています。

農家形態の内訳からみると、10年間で自給的農家、専業農家は増加していますが、第1種兼業農家（農業所得を主とする兼業農家）は54.3%減少と半減、第2種兼業農家（農業所得を従とする兼業農家）は22.1%減少しています。

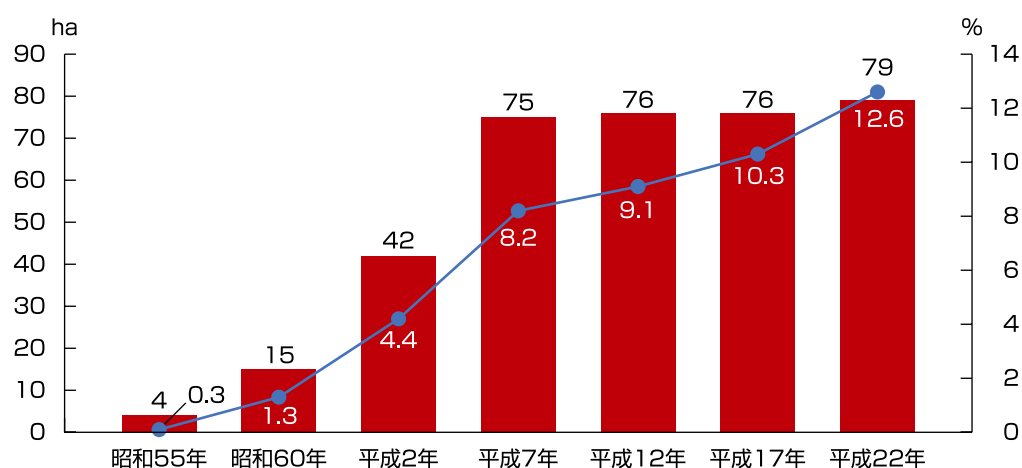
中央市の農家数と経営耕地面積の推移



区分	農家戸数							経営耕地面積 (ha)
	総数	自給の農家	販売農家					
			専業農家	兼業農家				
				第1種	第2種			
平成12年	1,243	318	925	207	718	206	512	758
平成17年	1,164	347	817	210	607	154	453	600
平成22年	1,097	358	739	246	493	94	399	549

また、耕作放棄地面積※は平成7年にかけて増加傾向にありましたが、平成7年以降はほとんど増えておらず、平成22年は79haにとどまっています。しかし、経営耕地面積の減少に伴い、耕作放棄率は上昇しています。

耕作放棄地面積の推移



出典:農林業センサス

■ 耕作放棄地面積 ● 耕作放棄率

{耕作放棄率=耕作放棄地面積÷(経営耕地面積+耕作放棄地面積)}



※耕作放棄地面積 過去1年間何も作付せず、今後作付する意思のない農地を言います。

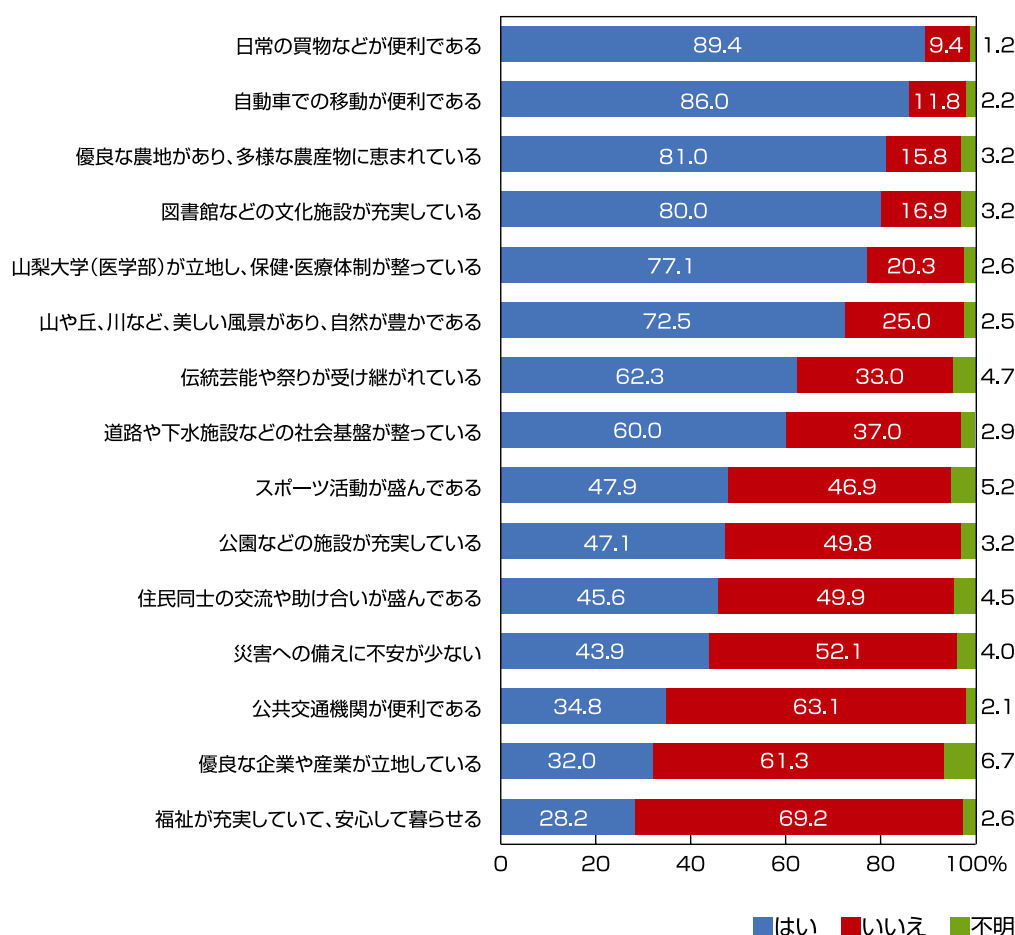
■4 市民アンケートより

本計画を策定するにあたり、市民にアンケート調査を実施しました。その結果の抜粋を以下に示します。

市の魅力について聞いたところ、「日常の買物などが便利である」、「自動車での移動が便利である」、「優良な農地があり、多様な農産物に恵まれている」、「図書館などの文化施設が充実している」が80%超と多数の支持を集めています。農作物に恵まれた自然豊かな地域で、自動車での移動や買物などに便利であることを、市の魅力として感じている人が多いことが分かります。

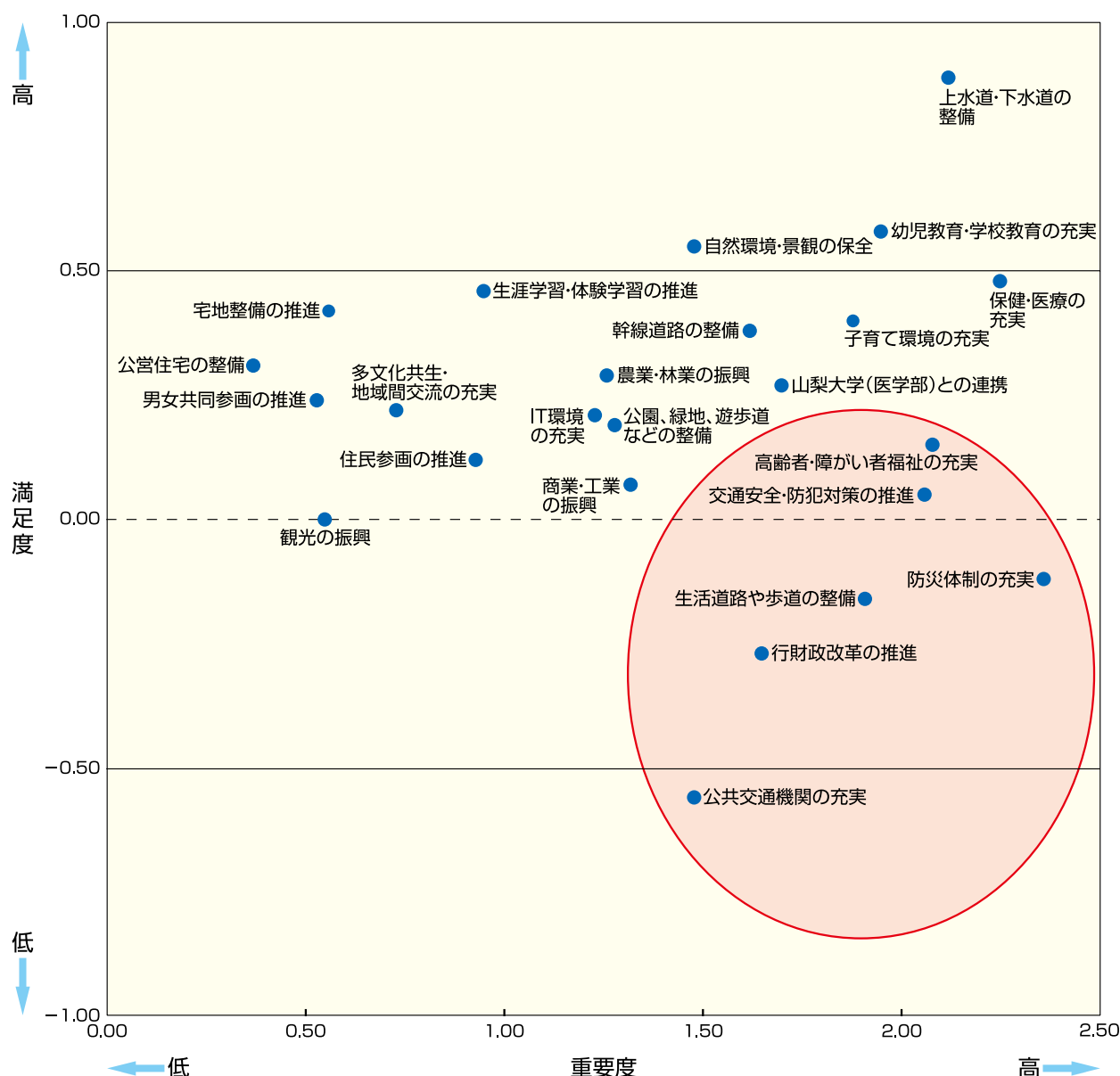
一方で、「福祉が充実していて、安心して暮らせる」、「鉄道やバスなどの公共交通機関が便利である」、「優良な企業や産業が立地している」については不満に思う人が多く、40%を下回る低い支持率となっています。

市の魅力について



市の取り組みに関する住民の重要度と満足度に関する調査結果を示しました。図中に円で囲ったグループは、「市民意識として重要度が高いにもかかわらず、満足度が低い」施策分野です。このグループには、「鉄道やバスなど公共交通機関の充実」、「行財政改革の推進」、「生活道路や歩道の整備」、「防災体制の充実」、「交通安全・防犯対策の推進」、「高齢者、障がい者の福祉の充実」が含まれます。これらの施策分野について、重点的な取り組みが求められています。

市の取り組みに関する重要度と満足度



※計算式 $\{(きわめて重要である) \times 3 + (やや重要である) \times 1 + (あまり重要ではない) \times (-1) + (まったく重要ではない) \times (-3)\} / \text{回答者数}$
 $\{(とても満足している) \times 3 + (やや満足している) \times 1 + (やや不満である) \times (-1) + (とても不満である) \times (-3)\} / \text{回答者数}$

第3章

本市を取り巻く環境

現在、本市を取り巻く社会経済環境は大きく変化しています。前期基本計画策定以降の特筆すべき環境変化として、次の5つについて整理します。

■ 1 人口減少社会の到来と少子高齢化の進展

- 総務省によると、平成22年国勢調査に基づくわが国の総人口は、1億2,805万7,352人となっており、前回平成17年調査時点より微増となっています。
- 国立社会保障・人口問題研究所の平成24年1月の推計（中位推計）によると、今後わが国の人口は減少する見通しであり、平成60年には1億人を割り込むものと予測されています。また、それに伴い、少子高齢化が急激に進行し、高齢化率は、平成22年の23.0%から一貫して上昇し、平成72年には39.9%に達するとされています。
- 国勢調査によると、本市の人口は、平成17年まで一貫して増加が続いていましたが、平成22年国勢調査では31,322人と減少に転じ、平成17年調査と比較すると1%程度（328人）の減少となっています。
- 本市の高齢化率は、県平均よりも低くなっていますが、年々増加しており、少子高齢化は着実に進展しています。また、人口推計によれば、今後も人口減少傾向が続き、それに伴い高齢化率の一層の上昇も予想されます。
- このような少子高齢化が進んだ社会においては、医療・介護負担など社会保障費の増加や、労働力人口の減少による生産力の低下など、地域経済の縮小、市の活力低下が懸念されます。
- 本市においても、将来にわたって活力を維持し、安心して暮らせる未来を築くためには、将来の変化をできる限り予測し、定住促進などの重要な課題に対して、対応が必要であり、市民が「住んでよかった」、「将来にわたって住み続けたい」と思える魅力的なまちづくりを進める必要があります。

■ 2 安全・安心に対する意識の高まり

- 東日本大震災は、国内観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、地震と地震後に発生した大津波により、太平洋沿岸を中心とした地域に甚大な被害を及ぼしました。さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故は、放射性物質に汚染された大気や水の流出により、各地に深刻で長期に及ぶ問題を引き起こしています。
- また、地球温暖化に伴う気候変動が生じる中、わが国においても、ここ数年、局地的豪雨による洪水、土砂災害等、自然災害が各地で多発しており、甚大な被害をもたらしています。

- 東日本大震災等を教訓に、国民の自然災害に対する関心が飛躍的に高まっています。
- 本市を含む山梨県においては、切迫性が指摘されている東海地震をはじめ、断層型地震などの大規模地震や富士山噴火などの大規模災害の発生が懸念されています。災害発生時に迅速かつ的確に対応できるよう、東日本大震災等のさまざまな教訓や地域特性を踏まえ、日頃から市民の生命と暮らしを守るための備えが求められています。
- 社会的側面では、子どもや高齢者が被害者となる犯罪や、食の安全・安心に関するさまざまな問題の発生、新型インフルエンザのような新たな感染症の発生など、暮らしの安全と安心を脅かす問題も生じています。
- 本市においても、大地震への備えをはじめとする防災体制の一層の強化はもとより、あらゆる分野で安全・安心の視点を重視した取り組みが求められています。

■ 3 社会・経済のグローバル化の進展

- 世界の経済情勢は、平成20年に発生した100年に一度と言われる世界的な金融危機（リーマン・ショック）を契機に大きく変化しています。
- 近年、世界経済の牽引役は高い経済成長を維持している中華人民共和国・インドをはじめとするアジア諸国などの新興国へシフトしています。また、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）※をはじめとする多角的な国際間の連携などにより、世界情勢は今後も大きく変化すると予想されます。
- また、グローバル化が進展した今日では、世界の動きが直接、地域社会に影響を与えるようになっています。特に、日本との経済的なつながりが強く、飛躍的な成長を続ける東アジア地域との交流は、ますます重要になると考えられます。
- 一方、暮らしや産業などの面で国際社会と地域との関わりが強くなる中、地域間競争もこれまで以上に激化していくことが想定されます。
- 本市においても、将来を考えるうえで、「世界の中の中央市」との国際的視野のもと、地域の強みや特性を活かしながら、世界標準でみても評価されるような個性と価値ある地域づくり・産業づくりを行っていくことが求められています。
- また、外国籍住民の多い本市においては、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係のもとに地域社会の構成員としてともに生きていく「多文化共生社会」の構築に向け、取り組みをさらに強化していくことが求められています。

※ TPP（環太平洋戦略的経済連携協定） Trans-Pacific Partnershipの頭文字で、環太平洋地域の複数の国によって、経済の自由化を図ろうとする多角的な協定のことを言います。

■ 4 環境問題の重要性の高まり

- 地球規模での環境問題が顕著となっている中、資源循環型社会の構築や自然エネルギー等の活用による地球温暖化の防止、身近な自然環境の保全による生物多様性の維持などが求められています。
- 特に、東日本大震災を契機として、電力をはじめとするエネルギー使用量の削減が求められるとともに、クリーンで安全なエネルギーへの転換がきわめて重要な課題として注目を集めるようになっていきます。
- 本市においても、市民・企業（団体等）・行政が一体となって、地域の特性に合った新エネルギーの導入の検討、省エネルギーのさらなる推進、資源循環型社会の構築に取り組んでいく必要があります。

■ 5 行財政改革の推進

- わが国の財政状況は、国・地方公共団体ともに、長引く景気低迷による税収の落ち込みや高齢化に伴う社会保障費の増大、数次にわたる経済対策の実施に伴う公債残高の増加により、きわめて厳しい状況となっており、財政再建が緊急の課題となっています。
- このような状況を踏まえ、国、地方公共団体ともに行財政改革に積極的に取り組んでいますが、少子高齢化の進展により、労働力人口の減少に伴う税収減少、高齢者の増加に伴う医療費、介護費、年金などの社会保障費の増加など、財政状況は、一層厳しさを増すことが見込まれます。
- 本市においても、財政はこれまでに類を見ないほど厳しい運営を迫られているのが実状です。一方、住民ニーズの多様化などによる行政需要の増大は、財政を圧迫する要因となっています。
- 困難な財政状況下にあっても市民への行政サービスの水準を維持し、質の向上を図るためには、最小の経費により最大の効果を上げる、簡素で効率的な行財政運営の強化・徹底が不可欠であり、引き続き、行財政改革に積極的に取り組んでいく必要があります。





第2部

後期基本計画

第2部 後期基本計画

第2部

後期基本計画

後期基本計画の構成

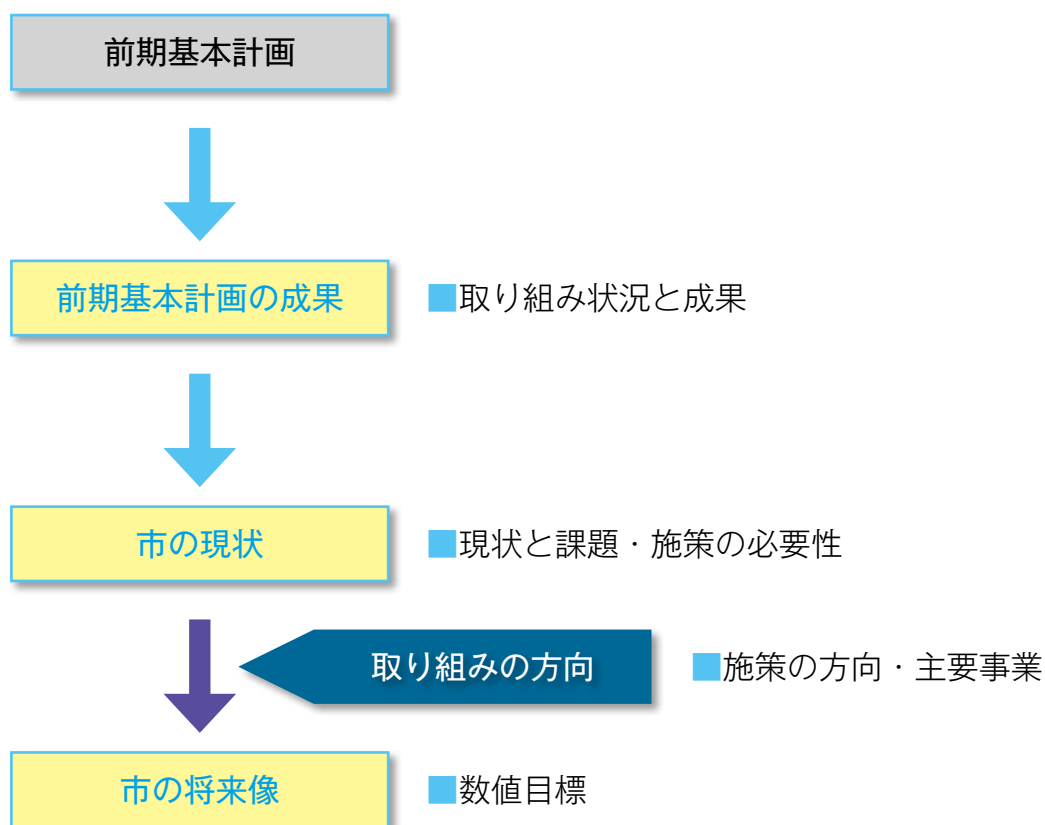
後期基本計画の構成

後期基本計画は、前期基本計画の4つの基本政策および14の基本施策を継承しています。

各基本施策は、「取り組み状況と成果」、「現状と課題および施策の必要性」、「施策の方向・主要事業および数値目標」から構成されています。

まず、後期基本計画を策定するにあたり、前期基本計画の成果を検証し、次にこの検証結果を踏まえた課題や新たに生じた案件などを洗い出しました。そして、市の将来像「実り豊かな生活文化都市」を実現するための今後5年間の取り組みを施策の方向として示しています。

計画の構成

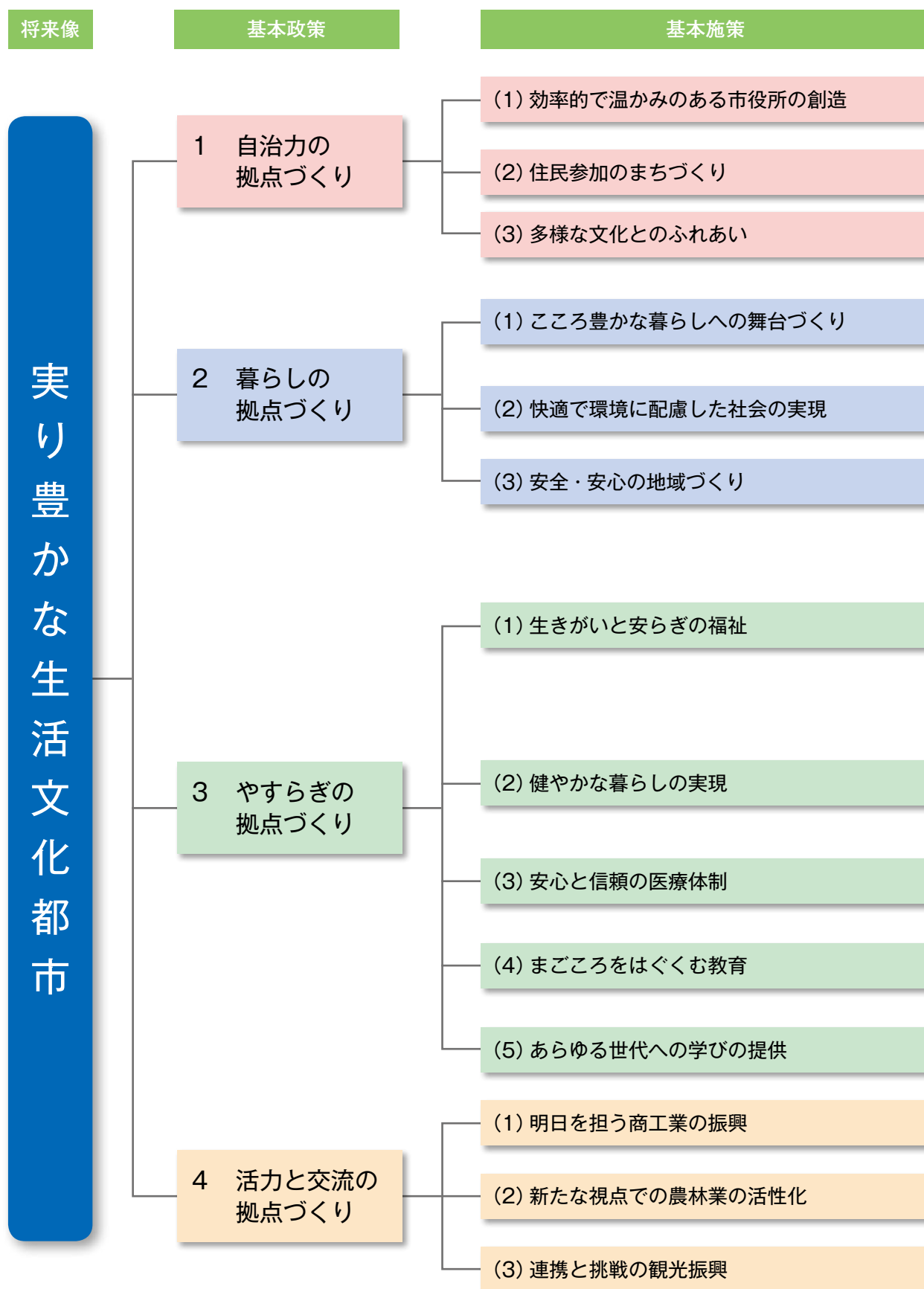


このうち、「数値目標」は目標年次（平成29年度）における各基本政策の目標値を示すだけでなく、市民と行政が共有し、市民がまちづくりの達成状況を把握・評価できるよう、施策の方向にかなった、より具体的な目標とします。

なお、後期基本計画では、施策の方向について次のとおり、前期基本計画から変更、統合を行っています。

基本政策	基本施策	施策の方向（変更点等）
2 暮らしの 拠点づくり	(1) こころ豊かな暮らしへの 舞台づくり	■「情報ネットワークによる快適な暮らしの創出」を「業務の効率化」へ統合
		■「リニア中央新幹線を活かしたまちづくり」を新設
3 やすらぎの 拠点づくり	(1) 生きがいと安らぎの福祉	■「高齢者の健康づくりと自立の支援」を「介護予防の推進と健康長寿への支援」へ変更
		■「きめ細かなニーズに対応した介護保険の整備」を「介護サービスの充実と計画的な介護保険事業の推進」へ変更
	(2) 健やかな暮らしの実現	■「思春期から妊娠、出産、育児期まで一貫した支援体制の整備」を「思春期の保健対策と妊娠、出産に関する支援体制の整備」へ変更
		■「生活習慣病予防の体制整備」を「ライフステージに応じた健康づくり支援」へ統合
		■「こころの健康づくり支援体制整備」を新設
	(3) 安心と信頼の医療体制	■「個々の成長過程に応じた健康づくり支援」を「ライフステージに応じた健康づくり支援」へ変更

第1次中央市長期総合計画 後期基本計画 施策体系図



●重点施策：市民アンケート結果で市民の重要度が高いにもかかわらず、満足度が低かった分野の施策について、今後重点的な取り組みが求められる重点施策。

●新規施策：後期基本計画において新たに追加した施策。

施策
①●行政運営の効率化 ②職員の意識改革・能力向上 ③●財政運営の健全化 ④民間活力の活用 ⑤市民サービスの充実と効率化 ⑥業務の効率化
①住民参加のまちづくり ②男女共同参画社会の推進
①多文化共生施策の推進 ②国際交流の推進
①●道路交通の利便性の向上 ②●公共交通機関の利便性の向上 ③信頼性の高い水道事業の確立 ④適正な生活排水処理の導入 ⑤魅力ある住空間の創出 ⑥潤いある生活空間の整備 ⑦住環境の充実 ⑧●新リニア中央新幹線を活かしたまちづくり
①生活環境の向上 ②循環型社会の確立 ③新エネルギーの活用
①●防災・消防体制の充実 ②●自主防災組織の活性化および市民・企業との連携 ③●交通安全・防犯対策の推進 ④●交通網の利便性の向上 ⑤耐震化の推進
①子育てと生活の両立支援 ②家庭や地域における養育機能の充実 ③子どもにとっての安心・安全なまちづくり ④●高齢者の多様な生きがいの支援 ⑤●介護予防の推進と健康長寿への支援 ⑥介護サービスの充実と計画的な介護保険事業の推進 ⑦地域、児童、障がい者、高齢者の福祉に配慮したまちづくり ⑧道路や公共施設における連続したユニバーサルデザイン化の推進 ⑨●福祉サービス利用に関する相談・支援体制の整備
①思春期の保健対策と妊娠、出産に関する支援体制の整備 ②新生児期から乳幼児期まで一貫した支援体制の整備 ③安心して子育てができる相談・支援体制の整備 ④●こころの健康づくり支援体制整備
①医療保険財政の健全化 ②ライフステージに応じた健康づくり支援 ③感染症に対する正しい知識の普及啓発と各関係機関との連携
①学校と家庭と地域の連携強化 ②未来を担う人材の育成 ③豊かな「食」に対する理解の向上 ④義務教育施設の整備推進 ⑤市の独自性のある教育の推進
①地域の特性を活かした生涯学習の推進 ②生涯学習や文化創造拠点の整備 ③スポーツ活動拠点の整備 ④歴史文化の継承と文化財の保存整備 ⑤図書館活動の推進
①力強い工業の振興 ②多様な商業・サービス業の振興
①地域の特性を活かした農業の振興 ②地域農業を支える体制づくり ③地産地消の推進 ④生産と保全の森林管理 ⑤森林整備と利活用
①魅力ある観光拠点の整備 ②農林業と連携した観光の推進

基本政策 1

自治力の拠点づくり

■基本施策1 効率的で温かみのある市役所の創造

(1) 取り組み状況と成果

① 行政運営の効率化

○ 行財政改革大綱および実施計画による行政改革の推進

- ◇ 「第1次行財政改革大綱・実施計画」に基づき、市単独補助金の見直しや使用料の見直しなど実施計画に定められた63項目について取り組みました。

○ 職員数の適正化

- ◇ 「中央市集中改革プラン」および「中央市定員適正化計画」に基づき、新規職員採用の抑制や事務事業の見直しなど計画的な職員数の管理により、平成19年度の職員数257人に対して平成24年度は8人減の249人となっています。

○ 公共施設の体系的な見直し

- ◇ 「公の施設等検討委員会」を設置し、当委員会を中心に各公共施設のあり方等について検討を行い、平成23年度までに2施設が廃止と判断されました。
- ◇ 市役所庁舎については、市の職員による「庁舎に関する内部検討委員会」および学識経験者、自治会・各種団体代表、公募委員等で構成する「中央市庁舎に関する市民検討委員会」により市民サービス・経済性・効率性・施設の現状などを踏まえ、総合的な見地から協議・検討を行い、既存の庁舎を増改築することを前提とした「1本庁舎2支所体制」の構築との方向性が示されました。

② 職員の意識改革・能力向上

○ 職員研修の充実

- ◇ 毎年度、職員研修計画を策定し、山梨県市町村職員研修所主催の階層別の研修を中心に職員研修への参加を促すとともに、市独自に階層別研修を計画・実施し、職員研修内容の充実、職員の能力向上に努めました。

○ 視野の広い職員の育成

- ◇ 地方公共団体を中心に人事交流を実施し、視野の広い職員の育成に努めました。

○ 職員の専門性の強化

- ◇ 設計業務等を行う土木職の職員、介護保険やその他の福祉サービスの総合的な相談・支援を行う社会福祉士といった専門職員を採用・育成し、専門性の強化を図りました。

③ 財政運営の健全化

○ 事務事業の選択と集中

- ◇ 職員の仕事に対する意識改革、効率的な施策推進を図るため、行政評価※制度（事務事業評価）を導入し、一定の成果を得ました。

○ 財政の透明化

- ◇ 毎年、市の財政状況について公表を行うとともに、財務書類4表※を導入し公表を行う等、財政の透明化を図っています。

○ 歳入の確保

- ◇ 起債にあたっては、地方交付税措置のある有利な制度の活用を基本に、一般財源の負担軽減に努めました。
- ◇ 内部管理経費については、「中央市経費節減対策マニュアル」に基づき、削減に努め、東日本大震災を契機に、節電への取り組みを強化し、電力使用量の削減を実現しました。
- ◇ 公共施設の使用料については、「中央市公の施設等内部検討委員会」、「中央市公の施設等市民検討委員会」において受益者負担の原則のもと料金改定を行いました。
- ◇ 税等の滞納対策強化として、収納課を税務課へ統合し、課税から収納・整理までを一環して行う体制を整え徴収強化を図るとともに、使用料等を含め市民が納めやすい納付方法として「コンビニ収納」を導入し、納付機会の増加、利便性の向上を図りました。
- ◇ 市の自主財源の確保策として、「中央市広告掲載要綱」を策定し、市ホームページにおいて、バナー広告を募集し、広告料を得ています。

④ 民間活力の活用

○ 公的施設の建設・管理運営方法の改善

- ◇ 公共施設の管理運営については、「公の施設等検討委員会」で統廃合を含めさまざまな方向から検討を行っています。
- ◇ 指定管理者制度の導入効果については、市民サービスの向上につながっていると評価されました。また、指定管理者制度を導入していないその他の公共施設についても、関

※行政評価 政策や事務事業等の行政活動について、一定の基準により必要性や効率性を客観的に評価し、その結果を改善に結びつける手法のことです。

※財務書類4表 企業並みの会計を目指して自治体で作成する財務内容を示す4つの資料。貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4種を指します。

係課からの意見収集を行う等、検討を重ねましたが、導入による効果が期待できない、もしくは効果が薄いと結論に至っています。

⑤ 市民サービスの充実と効率化

○ 窓口サービスの充実

- ◇ 英語・ポルトガル語・中国語による業務案内板の設置およびポルトガル語通訳の配置により、外国籍住民のニーズに対応しました。
- ◇ 窓口へのローカウンターの導入や、ロビーへのベビーベッドの設置などにより、市民の誰もが安心して相談や手続きができるような環境整備を行いました。また、窓口アンケートを実施して、その結果を職員に周知し、接遇の向上に努めました。

○ 公共施設の利便性の向上

- ◇ 増大する市民ニーズに対し、より迅速・柔軟・確実に対応するため、機構改革を実施して市民サービスの提供体制を改善しました。

⑥ 業務の効率化

○ 電子自治体の推進

- ◇ 「やまなしくらしねっと」において住民票の写し等の交付申請などについて、電子申請等の運用を開始し、市ホームページへのバナー広告掲載など利用促進を図り、電子申請の利用率向上を達成しました。

(2) 現状と課題および施策の必要性

- ◆ 平成23年度に実施した市民アンケートによれば、市民は「行財政改革の推進」を重要視しており、一方でその満足度は依然として高いとは言えない水準にとどまっています。このため、アンケート結果を踏まえ、重点的に行財政改革を推進し、市民の期待に応えていく必要があります。
- ◆ 地方分権の進展に伴い事務量は増加し、住民ニーズも多様化する一方で、本市の財政状況は年々厳しさを増しています。歳入面では、長引く景気低迷、雇用情勢の悪化等を要因に、市税の徴収率は低下し、今後の回復についても不透明な状況であり、これ以上の負担増は困難というのが市民の声の大勢を占めています。歳出面では、人口の高齢化に伴う社会保障関連経費の増大などが避けられず全体的な歳出抑制が困難な状況です。今後は、財政運営の透明化を推進し、限られた予算をより一層効率的に活用して市民サービスの維持を図ることはもと

より、行政の役割を見直し、住民自らの力や民間活力を活用する視点も必要不可欠となっています。

- ◆ 市では、「第1次行財政改革大綱・実施計画」に基づく諸改革の推進により、一定の成果を上げてきましたが、徴収率の向上など一部の項目については今後の重要な課題となっています。これまでの改革の歩みを止めることがないよう、より一層効率的かつ効果的な行財政運営が求められています。
- ◆ 事務事業の成果、達成状況の把握、整理統合や職員の仕事に対する意識改革を目指し、行政評価制度（事務事業評価）を導入していますが、内部の職員による評価にとどまっているため、今後は市民と一体となった市民参加・市民目線での評価が必要となっています。
- ◆ 市が住民に最も身近な自治体として、困難な時代にあっても引き続き市民の暮らしを守っていくためには、職員一人ひとりが行政のプロとして意識改革と能力向上に取り組むことが必要であり、組織的な人材育成の推進が求められています。
- ◆ 市庁舎については、合併協定項目に基づく暫定的な措置として、田富庁舎を本庁舎とする分庁舎方式を採用しています。「中央市庁舎に関する市民検討委員会」での議論の結果、今後の庁舎のあり方について「1本庁舎2支所体制」との方向性が示されました。今後の庁舎統合に向けて、同委員会からの意見を踏まえ、市民サービスの維持向上、庁舎の位置、財源、市民意識の醸成等、総合的な視点に基づき、指針や計画の策定が必要です。
- ◆ 平成23年度に実施した市民アンケートによれば、「公共サービスの担い手を行政以外へ拡大していくべき」との意見が大勢を占めています。本市では、指定管理者制度を導入するなど、協働による行政サービスの向上を実施していますが、引き続き、民間活力の活用の視点での検討が必要となっています。
- ◆ 市役所に対する住民ニーズが多様化する中、夜間や休日における開庁や行政手続きのオンライン化、ワンストップ化、待ち時間の短縮化などが求められています。また、パソコンなどの情報機器やセキュリティの優れたICカードなどを活用しての利便性の向上や事務の効率化などに期待が寄せられています。

(3) 施策の方向・主要事業および数値目標

① 行政運営の効率化

○ 行財政改革の推進

これまでの実績を踏まえて策定した、本市における行財政改革の中核となる指針「第2次行財政改革大綱・実施計画」に基づき、計画的に行財政改革に取り組みます。また、年度ごとに進捗状況を検証し、その結果を公表するなど、全項目の目標達成に向けて取り組みを行います。

- ☐ 第2次行財政改革大綱・実施計画の推進
- ☐ 年度ごとの検証および進捗状況の公表

○ 職員数の適正化

地方分権の進展に伴う今後の事務量の増大を考慮しつつ、事務事業の改善、見直しを行い、適正な職員数を把握し、計画的に職員数の適正化を進めます。

- ☐ 定員適正化計画に基づく職員数の適正化

○ 公共施設の体系的な見直し

老朽化した施設や類似する施設について、整理統合を視野に見直しを行います。また、市庁舎のあり方については、市民検討委員会の答申を踏まえ、既存の庁舎を増改築することを前提とした「1本庁舎2支所体制」について、市民サービスの維持向上、人的・財政的効率化など、総合的な視点から具体的な検討を行います。

- ☐ 各公共施設のあり方等の検討
- ☐ 市庁舎整備に関する基本構想および基本計画の策定

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
行財政改革大綱・実施計画の達成割合	行財政改革大綱・実施計画に定められた項目のうち目標を達成した割合	計画期間終了年度までに、全項目の目標達成を目指す。	—	—	88.9%	H23	100.0%	H29
職員数	全職員数	中央市定員適正化計画に基づき、計画的に削減を進め、計画期間終了年度には244人を目指す。	257人	H19	249人	H23	244人	H29

② 職員の意識改革・能力向上

○ 職員研修の充実

地方分権の進展に伴い、求められる市職員の資質・能力向上に向けて職員研修プログラムを充実させ、市独自の研修を強化します。

- ☐ 職員研修プログラムの充実
- ☐ 市独自の職員研修の実施

○ 視野の広い職員の育成

他機関や民間企業との交流を計画的に実施し、視野の広い職員の育成に努めます。

- ☐ 他機関との職員交流の推進
- ☐ 民間企業との短期人事交流の推進

○ 職員の専門性の強化

職群、職種別などの区分に応じた複線型人事制度の導入について検討を行い、エキスパート（専任職）としての職員のキャリア形成の選択を可能にすることにより専門性の強化を図ります。あわせて、資格等を必要とする専門職員の採用についても計画的に実施していきます。

- ☐ 複線型人事制度の導入検討
- ☐ 専門職員の計画的な採用

○ 人事評価制度の導入

人事評価と職員研修との連携を図ることにより、地域固有の政策課題や多様化する住民ニーズに対応できる、自ら考え行動する職員の育成を図ります。

- ☐ 人材育成型人事評価制度の導入

③ 財政運営の健全化

○ 事務事業の選択と集中

今後も引き続き、行政評価（事務事業評価）を通じて行政活動の成果や有効性等を精査し、優先順位を検討するなど、事務事業の選択と集中を進めます。また、行政評価（事務事業評価）への市民参加など外部評価手法を導入し、評価結果についても公表を行います。

- ☐ 行政評価の実施
- ☐ 行政評価（事務事業評価）への外部評価手法の導入検討、評価結果の公表

○ 財政の透明化・適正化

公会計制度改革に伴う財務書類4表、健全化判断比率および資金不足比率や、市の財産や借入金の状況等を表す財務関連資料などについて、市ホームページや広報紙により公表し、財政の透明化および適正化を図ります。

- ☐ 市の財務関連資料の作成、公表
- ☐ 新地方公会計制度への対応

○ 歳入の確保

起債にあたっては、今後も地方交付税措置のある有利な制度の活用を基本とし、一般財源の負担軽減に努めるとともに、発行額の抑制にも努めます。

市の内部管理経費については、「中央市経費節減対策マニュアル」に基づき、より一層の削減を推進します。公共施設の使用料についても、受益者負担の観点から、引き続き検討を行います。

市税や使用料・手数料の一部はコンビニ収納が可能になっていますが、さらに納付方法の選択肢を増やし納めやすい環境を提供することで、利便性の向上と徴収率向上を目指します。

また、税等の滞納対策を強化し、市民の納めやすい納付方法を引き続き検討していきます。自主財源確保策については、市の資産の広告媒体としての活用を推進するとともに、新たな自主財源についても検討を行っていきます。

- ☐ 起債時における有利な制度の活用、起債発行額の抑制
- ☐ 内部管理経費の削減推進
- ☐ 税等の滞納対策強化
- ☐ 市民の納めやすい納付方法の検討
- ☐ 自主財源確保策の推進、検討

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
経常収支比率	経常経費充当一般財源 ÷ (経常一般財源 + 臨時財政対策債 + 減税補てん債) × 100	一時的に悪化が予想されるものの、計画期間終了年度には前期計画策定時点の水準を目標とする。	80.5%	H18	82.4%	H23	80.0% 未満	H29
実質公債費比率	自治体収入に対する借金返済額の比率	一時的に悪化が予想されるものの、計画期間終了年度には前期計画策定時点の水準以内を目指す(数字としては少なくする)。	16.0%	H18	14.2%	H23	15.0% 未満	H29
市税徴収率	市民税・固定資産税・軽自動車税・市たばこ税・入湯税の現年度徴収率	現況値から年間あたり約0.1～0.2ポイントの増加を目指す。	97.5%	H18	97.5%	H23	98.3%	H29

④ 民間活力の活用

○ 公的施設の管理運営方法の改善

指定管理者制度を導入している施設に対して、適切なサービスが提供されているかモニタリングを実施し、住民サービスの向上や運営経費のさらなる縮減を促します。その他の公共施設についても、指定管理者制度、PFI※導入など、民間活力の活用が可能であるか、引き続き検討を行います。

☐ 指定管理者に対するモニタリングの実施

☐ 民間活力の活用方法の検討

○ アウトソーシングの検討

NPO、市民団体との連携について検討していきます。

☐ NPO、市民団体との連携検討

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
指定管理者制度導入施設に対する満足度	指定管理者制度導入施設利用者アンケート、満足度	—	—	—	75.0%	H23	85.0%	H29

※PFI Private Finance Initiativeの頭文字をとった語。公共施設の設計、建設、維持管理、運営を民間の資金とノウハウ、技術力を活用して行う手法のことです。

⑤ 市民サービスの充実と効率化

○ 窓口サービスの充実

窓口事務において職員の適正な配置を行うとともに、障がい者や高齢者、子ども連れの市民など誰もが窓口サービスを利用しやすい環境づくりに努めます。また、外国籍住民のためのポルトガル語・英語等での表記、ポルトガル語通訳による行政サービスの手続説明や案内の実施などにより、窓口サービスの充実を図ります。さらに、オンライン化、ワンストップ化、待ち時間の短縮化などの検討を行います。

また、窓口サービスの向上のため、自動交付機で交付できる証明書の種類の拡充および共通番号制度※導入後の新たなICカードを利用したコンビニ交付の導入について、利用状況や必要性の検証、導入時期や運用にかかるコストの試算等、調査検討を継続していきます。

- ☐ 誰もがサービスを利用しやすい庁内環境の整備
- ☐ 外国語によるサービス案内の充実
- ☐ 自動交付の拡充やコンビニ交付の導入に係る調査検討

○ 公共施設の利便性の向上

市民が利用しやすい運営体制の見直しを行います。

- ☐ 公共施設の運営体制の見直し

○ ペイジー・クレジット決済導入検討事業

市税や使用料・手数料はコンビニエンスストアからの納付が可能になっていますが、さらに納付方法の選択肢を増やし納めやすい環境を提供することで、利便性の向上と徴収率向上を目指します。

- ☐ ペイジー（税や公共料金などの支払いをパソコンや携帯電話、ATMから行うことができるサービス）やクレジットカードによる納付が可能な仕組みの検討

※共通番号制度 住民基本台帳ネットワークをもとに国民一人ひとりに番号を付け、年金、医療保険、介護保険の社会保障分野と国や地方の税務分野等の利用情報を結び付ける制度です。

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
住基カードの交付件数	住基カードの累計交付件数	年間発行枚数約120枚を計画期間終了年度まで維持する。	110枚	H18	1,313枚	H23	2,000枚	H29

⑥ 業務の効率化

○ 電子自治体の推進

共通番号制度導入後の新たなICカードの多目的利用を検討し、カードの利便性を高めることで電子申請の普及拡大につなげます。

電子申請を普及させることにより、市民や事業者の利便性の向上と行政手続きにおける負担軽減を図り、あわせて行政事務の効率化を実現します。

- ☐ 共通番号制度導入後の新たなICカードの多目的利用の検討
- ☐ 電子申請の普及拡大

○ 行政事務の情報化の推進

庁内で行われている各種行政事務の改善と積極的な情報化を推進し、電子的な情報連携による事務・事業の効率化を図ります。また、情報システム等を活用し、効率的かつ良質な行政サービスの提供を目指します。

情報機器や各種システムの更新にあたっては、クラウドコンピューティング※などの新技術の動向や共同化等について検証し、セキュリティの確保と、経費節減につながるシステムの導入を検討します。

- ☐ 庁内情報機器の計画的な更新
- ☐ 庁内各システムの更新検討
- ☐ 統合型GIS※の構築
- ☐ 山梨県情報ハイウェイの利用の検討

※クラウドコンピューティング インターネット等のネットワークをベースとしたコンピュータの利用形態。手元のコンピュータでソフトウェアやデータを管理するのではなく、インターネット経由でサービスとして利用する方式を言います。

※統合型GIS 自治体等が所有する地図情報（道路、上下水道、農地等）を統合・電子化し、一元的に管理することで、庁内全体でのデータ共用を可能にする仕組みを言います。

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
電子申請・届出等、システム業務数	電子申請・届出等システムの取扱業務件数(累計)	県内市町村情報担当職員で構成する電子自治体の推進に関する研究会の検討結果などを基に、他市町村と歩調をあわせつつ、業務数の拡大を目指す。	39 件	H18	43 件	H23	70 件	H29
電子申請・届出等、システム利用率	手続総件数に対する電子申請・届出等システムの利用割合	手続総件数に対して、2 割程度の利用を目指す。	0.3%	H18	15.7%	H23	20.0%	H29

(4) 施策全体に関わる数値目標

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
行財政の改革についての満足度	市民アンケート、満足度	—	32.0%	H18	41.4%	H23	50.0%	H29



■基本施策2 住民参加のまちづくり

(1) 取り組み状況と成果

① 住民参加のまちづくり

○ 市民と行政の協働の推進

- ◇ 「市民と市長の対話室」により市民との対話を進め、「市役所出前講座」では、自主防災会長を対象とした防災講習会を開催するとともに、「自治会長会議」を毎年開催するなど、市民との協働による自治体運営を行いました。
- ◇ 合併5周年を機に、「長い歴史と自然の恵みにはぐくまれた郷土を愛し、心温かく希望にあふれるまちを築く」ことを目的に、文案公募により「市民憲章」を制定しました。

○ 市ホームページによる情報発信の充実

- ◇ 市ホームページのリニューアルにより、行政情報発信体制を強化し、「市長への手紙」、「お問い合わせフォーム」を設ける等、双方向の情報のやり取りにより、市民ニーズの把握に努めました。さらに、住民の意見提出制度（パブリックコメント）を導入するとともに、市ホームページでの掲載、公表を積極的行いました。

② 男女共同参画社会の推進

○ 男女共同参画への意識啓発

- ◇ 「拓け中央輝きプラン」に基づき、市三大まつり等での男女共同参画に関する啓発活動を通じて、あらゆる世代に対し男女共同参画の意識啓発を行いました。

○ 民間との連携による男女共同参画の実現

- ◇ 一部の自治会、事業所に対して、地域へ出向いての意識啓発を行いました。

(2) 現状と課題および施策の必要性

- ◆ 平成23年度に実施した市民アンケートによれば、今後の公共サービスの担い手について「行政以外へ拡大していくべき」との意見が全体の7割程度と多数を占めています。地方分権の進展により地域が自ら考え、決断していくことが求められています。市民参加や協働など、自治体運営の担い手それぞれの役割を明確にし、住民参加のまちづくりを着実に推進していく必要があります。

- ◆ 同アンケートによれば、今後、参加・協力してもよいと考える公共的活動では、「住みよいまちづくりのための美化活動」、「災害時などの救援活動」が多数となりました。住民主体のまちづくりをより活発なものとするため、今後も継続的に市民の声を聴き、意見交換、情報提供など、行政のさらなる取り組み・支援が必要です。
- ◆ 男女の性別を問わず、誰もがその能力に応じて地域づくりや経済活動に取り組み、効率的で豊かな社会を形成するためには、男女共同参画社会への転換が不可欠です。本市における平成23年度の各種審議会、委員会への女性委員の登用率は平均24.8%で、計画当初の17.4%から着実に伸びてはいますが、さらなる登用率の向上に向け、引き続き「拓け中央輝きプラン」に基づく取り組みが求められています。

(3) 施策の方向・主要事業および数値目標

① 住民参加のまちづくり

○ 市民と行政の協働の推進

市民自ら自治意識を持ち、主体的に自治活動が行えるよう情報提供を行うとともに、自治会など自治組織の活性化に向けた一定の予算提供など、引き続き支援を行っていきます。特に、市民ニーズの高い自主防災活動については、市民が気軽に参加しやすい講座、訓練を実施するなど、支援していきます。

市民の自治意識に対する啓発を図るとともに、開かれた自治の実現に向けて情報公開を積極的行います。また、市民との対話（タウンミーティング）により意見交換を行うなど、双方向での情報共有化を進め、市民との協働による自治体運営を行っていきます。

また、住民参加のまちづくりを着実に推進するため、まちづくりに関する基本方針等の制定を検討します。

- ☐ 自治組織に対する支援
- ☐ 市民の自治意識向上の啓発促進
- ☐ 双方向での情報共有化の推進
- ☐ 協働のまちづくり基本方針の検討

○ 市ホームページによる情報発信の充実

住民の意見提出制度（パブリックコメント）など、市ホームページを活用した積極的な情報公開を引き続き進め、多くの有益な情報を発信するとともに、住民ニーズの把握に努めます。あわせて、情報伝達手段の多様化についても検討を行います。

- ☐ 市ホームページを活用した情報公開、情報発信の推進
- ☐ 情報伝達手段の多様化に向けた検討

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
市ホームページのアクセス数	年間アクセス数	計画期間終了年度までに、現況値の約19%の増加を目指す。	207,145件	H18	673,878件	H23	800,000件	H29
住民参画の推進に対する満足度	市民アンケート、満足度	—	44.5%	H18	53.1%	H23	60.0%	H29

② 男女共同参画社会の推進

○ 男女共同参画への意識啓発

男女共同参画に関する講座や学習会の開催など、意識啓発・教育を推進します。また、こうした講座や学習会などへの参加者を中心に、審議会や各種委員への女性委員の登用を進め、男女の性別を問わず、住民の意見を積極的にまちづくりへ反映させていきます。

- ☐ 男女共同参画に関する講座、学習会の開催
- ☐ 審議会、委員会への女性登用率の向上

○ 民間との連携による男女共同参画の実現

企業・自治会等との連携を強化し、女性の働きやすい職場の実現や男性の育児休暇の取得の促進、地域における固定的な性別役割分担の改善などを図り、お互いの個性や能力を尊重し、男女がともに協力して地域づくりに参加できる活力のある社会を目指します。

- ☐ 企業や自治会向けの学習会・啓発活動の推進
- ☐ 中央市男女共同参画委員会への支援

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
審議会、委員会等への女性登用率	総委員数に占める女性の割合	計画期間終了年度に国の目標値である30%の達成を目指す。	17.4%	H18	24.8%	H23	30.0%	H29
男女共同参画推進の満足度	市民アンケート、満足度	—	49.0%	H18	56.6%	H23	60.0%	H29

■基本施策3 多様な文化とのふれあい

(1) 取り組み状況と成果

① 多文化共生施策の推進

○ 情報の多言語化の推進

- ◇ 市ホームページおよび中央市生活便利帳「くらしのガイドブック」について、英語、ポルトガル語への対応を行うとともに、市国際交流協会が毎月発行しているポルトガル語版広報紙「まなか(JORNALZINHO DE MANAKA)」について、発行の支援を行っています。

○ 日本語・日本文化の学習支援

- ◇ 市国際交流協会が主催する日本語教室への支援を継続して行っています。

○ 関係機関の連携の強化

- ◇ 行政機関、学校、市国際交流協会との連携の強化を図りました。

② 国際交流の推進

○ 友好都市交流等の推進

- ◇ 友好都市である中華人民共和国四川省都江堰市の中学生が本市を訪問し、市内中学生などとの交流を行いました。

○ 国際的意識の啓発

- ◇ 市内のイベントに参加し、他国の食べ物の販売、レクリエーションへの参加などを通じて国際交流に対する啓発を行いました。

(2) 現状と課題および施策の必要性

- ◆ 本市の外国籍住民の登録者数は、5年前の2,239人（平成19年3月末、人口の約7%）から、1,665人（平成24年3月末、人口の約5.3%）と減少傾向にあるものの、依然高い割合となっています。

- ◆ 外国籍住民が多い地域特性を活かし、多様な文化を理解することで豊かな人間性と文化を育むまちづくりを進めるとともに、外国籍の住民に対して、市国際交流協会やNPO等の関係団体と連携を図りながら、情報の多言語化や日本語・日本文化の学習支援を効果的に行うことが必要となります。また、住宅管理者、就労雇用者、自治会等に対して、理解・協力を求め、外国籍住民の受け入れ態勢の整備など、地域に溶け込めるようなサポート体制の整備も必要です。
- ◆ 外国籍住民の中には日本語が不自由な住民も多く、意思の疎通や行政情報の伝達が課題となっています。日常生活に関わる情報から災害時など緊急時まで、多言語による情報提供が求められています。
- ◆ 本市は、甲斐市、南アルプス市、昭和町とともに、中華人民共和国四川省都江堰市と友好都市提携を行い、友好的な交流と協力を目指しています。また、平成19年1月には市民の国際的な視野を広げるために、「中央市国際交流協会」が設立され、各国とのさまざまな分野での交流を通じて、友好を深めてきました。今後も、豊かな人間性と国際意識を備えた人材を育成するため、引き続き友好都市を中心とした交流事業の推進が求められています。
- ◆ 市国際交流協会では、相互理解と友好を深めるために、日本語教室、市三大まつりへの参加などの事業を実施していますが、協会の会員数は伸び悩んでいます。市民の国際意識の高揚を促すとともに、会員の拡充が課題となっています。

(3) 施策の方向・主要事業および数値目標

① 多文化共生施策の推進

○ 情報の多言語化の推進

ポルトガル語・英語等を中心に、行政情報の多言語化を推進し、広報紙・市ホームページ等による多言語生活情報の提供の拡充を図ります。特に、災害時や緊急時等、有事を想定した情報提供体制の整備に努めます。

☐ 平時から緊急時まで行政情報の多言語化の推進

○ 日本語・日本文化の学習支援

市国際交流協会で開催する日本語教室や日本の文化・生活習慣講座等の事業への支援を引き続き行います。また、外国籍児童への学習支援の強化について検討を行います。

☐ 日本語などの学習支援

○ 地域社会に対する意識啓発

多文化共生について理解と協力が得られるよう、意識啓発のための学習会等を開催します。

☐ 多文化共生に関する意識啓発

○ 外国籍住民の社会参画

外国籍住民の自治会への参加を促します。

☐ 外国籍住民の自治会参加促進

○ 関係機関の連携の強化

行政機関、学校、国際交流協会、NPO、NGO※、その他の民間団体等と連携を図り、国際交流のネットワークを強化します。

☐ 関係機関とのネットワーク強化

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
多文化共生学習会の開催数	学習会の年間開催回数	計画期間終了年度までには、年間2回の開催を目指す。	0回	H19	0回	H23	2回	H29

※NGO Non-Governmental Organization、非政府組織の略。環境問題や人権問題、発展途上国支援などの分野で、政府から離れた立場で国際協力に携わる民間団体を指します。

② 国際交流の推進

○ 友好都市交流等の推進

友好都市である中華人民共和国四川省都江堰市との友好親善を図る中で、市内中学校と都江堰市内中学校との学校間交流を進めます。また、中学生を対象に海外語学研修事業を実施し、国際感覚を備えた人材の育成を図ります。

- ☐ 友好都市との交流推進
☐ 外国語研修事業の実施

○ 国際的意識の啓発

市国際交流協会をはじめとする関係団体との連携を図りながら、国際交流イベントや学習会等を積極的に開催します。これにより、市民の国際的な意識の啓発に努めます。

- ☐ 関係団体と連携した活動の推進

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
国際交流イベントへの参加者数	国際交流事業への年間参加者数	前期計画策定時から、100人の増加を目指す。	350人	H19	255人	H23	450人	H29
市国際交流協会の会員数	市国際交流協会の登録会員数	現況値から年間あたり4人程度の会員の増加を目指す。	81人	H18	76人	H23	100人	H29

(4) 施策全体に関わる数値目標

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
多文化交流・地域間交流についての満足度	市民アンケート、満足度	—	45.9%	H18	56.4%	H23	70.0%	H29

基本政策2

暮らしの拠点づくり

■基本施策1 ころ豊かな暮らしへの舞台づくり

(1) 取り組み状況と成果

① 道路交通の利便性の向上

○ 生活道路の安全性向上と幹線道路の連絡充実

- ◇ 新環状玉穂南通り線の現道拡幅改良事業および田富西通り線道路改良事業の完了をもって、狭い道路の拡幅および歩道設置や幹線道路の接続に成果が得られました。

② 公共交通機関の利便性の向上

○ JR身延線東花輪駅および小井川駅周辺整備

- ◇ JR身延線東花輪駅前整備事業として、駐輪場などの周辺整備や駅前の専用レーンによるロータリー化を実施し、当該事業が完了しました。
- ◇ 新山梨環状道路開通とともに側道が整備され、JR身延線小井川駅への車でのアクセスが容易となるとともに、同駅付近の新山梨環状道路高架下に、山梨県道路公社が駐車場を設置し、パークアンドレールライド※を実施可能な環境が整備されました。

○ バス交通の再編検討

- ◇ 中央市地域公共交通活性化協議会において、新たな公共交通の導入等について検討を行い「中央市地域公共交通総合連携計画」を策定するとともに、同計画に基づき広域的な公共交通網として市コミュニティバスの整備、運行を行っています。

③ 信頼性の高い水道事業の確立

○ 水道施設の計画的な維持・改修

- ◇ 市内の水道配水管については、耐震化を進めているほか、老朽化施設および機械等についても年次計画により、随時更新を行っています。

※パークアンドレールライド 交通渋滞緩和等のため、自宅から最寄りの駅・バス停までは自家用車で行き、車を駐車させた後で、主に鉄道を利用して目的地に向かうシステムを言います。

④ 適正な生活排水処理の導入

○ 生活排水処理の普及促進

- ◇ 下水道普及率については、景気低迷や東日本大震災等の影響により、整備事業費の約半分の財源となる国からの交付金等が年々縮減傾向にありながらも、当初に計画した目標値を達成することができました。
- ◇ また、農業集落排水処理区域の未整備区域において、浄化槽を設置した市民には設置奨励補助金を交付しています。

⑤ 魅力ある住空間の創出

○ 土地区画整理事業等の推進

- ◇ 医大南部土地区画整理事業については、事業を完了しました。

○ 景観形成の推進

- ◇ 風景づくり市民懇談会を設立し、市民との協働による景観形成を協議しています。

⑥ 潤いある生活空間の整備

○ 市民の憩いの場の整備推進

- ◇ 農村公園やシルクの里公園周辺、河川公園、総合運動公園など、「中央市都市計画マスタープラン」を基に整備を進めています。

⑦ 住環境の充実

○ 市営住宅の建て替え・改修の推進

- ◇ 老朽化の進む市営住宅のバリアフリー化を進めるとともに、若い世代の受け入れを想定したリフォームを行っています。

⑧ リニア中央新幹線を活かしたまちづくり

○ リニア効果の活用と体制の整備

- ◇ リニア中央新幹線の県内駅について、県内地方自治体等で構成する「山梨県リニア建設期成同盟会」の臨時総会等を経て、山梨県知事は「甲府市大津町周辺」に設置するよう、事業主体である東海旅客鉄道株式会社あて要望書を提出しました。

◇ リニア中央新幹線甲府圏域建設促進協議会およびリニア中央新幹線甲府駅西部沿線地域活性化対策協議会等を通じ、国や県および東海旅客鉄道株式会社あて、沿線地域の活性化やアクセス網等の環境整備の充実、さらには沿線住民への説明責任の履行等について要望活動を行いました。

(2) 現状と課題および施策の必要性

- ◆ 通学路をはじめとする生活道路への車両の進入が増加しています。狭い道路の整備や市民の安全性を重視した道路改修を進めることは、市民アンケートからも要望が多く、重要度が高い事項となっています。しかしながら、整備には沿道住民の理解と協力、また、多額の市費の投入が不可欠であり、事業の推進を図る上では、長期的視野での取り組みが必要です。
- ◆ 本市にはJR身延線の駅が2箇所あり、中央自動車道インターチェンジにも近接し、国道・新山梨環状道路、県道等へのアクセス環境は比較的良好と言えます。しかしながら、市内の地域間を結ぶ東西方向の道路網が脆弱であるため、交通環境は十分といえません。市内地域間のアクセス向上など、交通環境のさらなる充実が求められています。
- ◆ 平成23年度に実施した市民アンケートによれば、市民は「公共交通機関の充実」を重要視しており、一方でその満足度は依然として高いとは言えない水準にとどまっています。このため、アンケート結果を踏まえ、公共交通機関の利便性の向上を図っていく必要があります。
- ◆ 市内の水道事業に関しては、これからも安全で良質な飲料水を安定して供給していくため、水質検査はもとより、水源整備、配水管整備および配水施設の老朽化対策を計画的に行っていく必要があります。
- ◆ 公共下水道については、今後、交付金等の減少に伴い予定した供用区域の拡大が遅れることが予想されます。そのため、計画エリア内における普及率等、計画目標値の見直しが必要となります。
- ◆ 水洗化率については、平成24年度の指標に掲げていた目標に到達していないため、一層の啓発活動が求められています。
- ◆ よし原処理センターの排水区域については、今後の方向性を明示した上で、市への移管を前提とした計画による事業展開が必要です。
- ◆ 施設の耐震化など、生活排水処理施設関連の防災対策が必要です。

- ◆ リニア中央新幹線の整備や新山梨環状道路延伸整備等、本市を取り巻く周辺環境は大きく変わりつつあります。そのため、引き続いて良好な住環境を維持するため、無秩序な開発を抑制し、計画的な市街地の形成を図っていかなければなりません。
- ◆ 本市は、平成23年に景観行政団体となったことにより、地域の特性を考慮した「景観計画」が策定できることとなりました。市内の景観づくりには、市民と行政の協働は不可欠であり、景観計画立案においても、市民とともにすることが重要となってきます。
- ◆ 地籍調査について、主に田富地区に未調査地域が残っており、調査の推進とより精度の高い情報の蓄積が必要です。
- ◆ 良好な生活空間を確保するため、本市の恵まれた自然環境を活かし、より身近に親しめるような公園や緑地を整備・維持することが必要です。また、核となる新たな総合運動公園等の検討や、市街地においても市民の憩いの場や避難場所ともなる公園や広場の整備などが必要です。
- ◆ 市営住宅の老朽化に対応するため、民間活力の活用を図りつつ、福祉やまちづくりなどの施策と一体となって、地域の実情をよりの確に反映したセーフティネットとして公営住宅を供給・改修していかなければなりません。特に、入居者の高齢化に合わせたバリアフリー化への対応は喫緊の課題となっています。
- ◆ 東京都・名古屋市間を約40分で結ぶリニア中央新幹線計画は、環境影響評価を経て、国による工事実施計画の認可後に着工される予定です。平成24年度時点の見込みでは、平成26年着工、平成39年開業が予定されています。
- ◆ 山梨県が公表した「リニア活用基本構想（素案）」によると、リニア新駅利用者数（乗降客数）は一日あたり約12,300人が見込まれています。首都圏に加え中京圏および関西圏等との交通アクセスの向上、経済波及効果など、リニア開業がもたらす効果を広く享受することが、これからのまちづくりのあらゆる施策において重要な視点となっています。
- ◆ 一方、同構想では、定住人口の確保等のプラスの効果とともに、支店・営業所の撤退に伴う県内産業の衰退や人口の県外流出など、マイナスの影響についても言及されています。さらに、こうした状況を正しく認識した上で県の優位性を活かし、将来を展望していく必要があると指摘しています。本市はリニア中央新幹線の計画ルート上に位置することから、リニア開業を見据えた施策の検討や、施策推進のための組織体制の整備等が必要となります。

(3) 施策の方向・主要事業および数値目標

① 道路交通の利便性の向上

○ 生活道路の安全性向上

安全で快適な歩行空間の創出、円滑な交通ネットワークの形成など体系的な道路整備を進めます。また、歩行者や自転車の安全に配慮した生活道路や歩道の整備として段差や凹凸の解消など、道路空間としての適切な維持管理も進めていきます。

さらに、生活道路への通過交通の排除を目的に、警察や関係機関との連携を図り、交通規制を組み合わせた対策を地域住民とともに検討し取り組みます。

- ☐ 体系的な道路整備の推進
- ☐ 道路空間の適切な維持管理

○ 旧町村間の道路アクセスの改善

新たに田富玉穂大津線延伸事業の推進を図るなど、旧町村間を結ぶ道路の整備を促進することで市の一体性の向上を目指します。

- ☐ 田富玉穂大津線延伸事業の促進

○ 幹線道路間の連絡充実

国道・主要地方道の建設を促進するとともに、田富西通り線のさらなる延伸を検討するなど、基幹市道の整備による利便性の向上に努めます。

また、新山梨環状道路の開通により、幹線道路間の接続や幹線道路と市内主要施設をつなぐ市道などの整備を進めます。

- ☐ 田富西通り線事業の延伸の検討
- ☐ 玉穂中央通り線事業の延伸の検討
- ☐ JR身延線駅周辺の道路網整備

○ 都市計画道路網の整備

中央市幹線道路網整備計画に基づき、都市計画道路網の見直しを行い、未整備道路・区間の整備を行います。

- ☐ 都市計画道路網の見直し、整備

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
狭あいな道路の解消状況	車道幅員4m以下の道路延長÷市道総延長×100	市民の理解と協力を得ながら、狭あいな市道を計画的に拡幅し、概ね年間あたり0.3～0.4ポイントの減少を目指す。	64.2%	H17	64.0%	H23	62.0%	H29
歩道が設置された市道の割合	歩道整備済み市道延長（累計）÷市道総延長×100	市民の理解と協力を得ながら、歩道の整備を計画的に進め、概ね年間あたり0.2～0.3ポイントの増加を目指す。	9.3%	H17	9.7%	H23	11.0%	H29

② 公共交通機関の利便性の向上

○ 公共交通機関の利便性向上策の検討

JR身延線東花輪駅・小井川駅との交通結末機能の強化について検討を行い、市コミュニティバスとの連携やリニア中央新幹線の新駅および路線の箇所決定に合わせ、公共施設およびアクセス道路等の整備計画を推進します。

- ☐ JR身延線各駅との交通結末機能の強化
- ☐ 市コミュニティバスの運行形態等について検討

③ 信頼性の高い水道事業の確立

○ 安定的な水道の供給

安全な飲み水を安定的に供給するため、施設の計画的な維持・改修等を進めます。

上水道事業および簡易水道事業では、引き続き定期的な水質検査・放射性物質検査を行うとともに、市ホームページで結果を公表し、市民に安全・安心な水の供給を行います。

- ☐ 施設の計画的な維持と改修
- ☐ 安全と安心を実現する情報公開

○ 水道施設の計画的な維持・改修

水源、配水管、配水施設の老朽化対策を進めるとともに、下水道工事や道路工事・水路工事の進捗にあわせ、水道管の耐震化も含めた改修を計画的に進めます。

□ 老朽化対策と耐震化の推進

指標名	指標の定義	前期計画策定時		現況値		目標値	
		値	年度	値	年度	値	年度
上水道配水管の耐震化率	耐震化済延長÷総延長×100 計画的な耐震化を推進することで、年間あたり0.7～0.8ポイントの増加を目指す。	12.0%	H20	15.7%	H23	20.0%	H29
簡易水道配水管の耐震化率	耐震化済延長÷総延長×100 計画的な耐震化を推進することで、年間あたり0.2～0.3ポイントの増加を目指す。	5.1%	H19	13.4%	H23	15.0%	H29

④ 適正な生活排水処理の導入

○ 生活排水処理の普及促進

公共下水道については、限られた財源を有効、効率的に活用しながら普及、水洗化を積極的に推進します。

農業集落排水については、整備済み地区は一層の普及を図り、未整備地区においては、市の補助金制度を活用した合併浄化槽による適正排水を促進します。

よし原処理センターの排水区域については、早期の市への移管による安定した維持管理を保つためにも、市民の理解を得られるような事業展開を推進します。

水洗化率向上のための説明会の開催や広報紙、市ホームページを通じた啓発活動を充実させます。

また、地震対策として、マンホールの浮上防止工事を施工するなど、下水道管渠等の耐震性の確保を含めた防災事業の推進を図ります。

□ 地域に適した処理体系の構築と維持管理

指標名	指標の定義	前期計画策定時		現況値		目標値	
		値	年度	値	年度	値	年度
公共下水道の普及率	処理区域内人口 ÷ 行政人口 × 100	63.8%	H19	76.3%	H23	85.0%	H29
公共下水道の水洗化率	処理区域内水洗化人口 ÷ 処理区域内人口 × 100	85.7%	H19	86.8%	H23	90.0%	H29

⑤ 魅力ある住空間の創出

○ 計画的な土地活用

中央市都市計画マスタープランに基づく計画的な土地活用を進めていきます。

また、社会・経済環境や広域的な都市計画の変更など大きな変化が生じたときには、山梨県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などに即し、必要に応じて計画の見直しを行います。

☐ 中央市都市計画マスタープランに基づく土地活用

○ 市民との協働による景観の形成

市民と行政の協働により、本市の地域の特性を考慮した「景観計画」を策定します。

そのため、関係課による庁内検討会および計画策定の母体となる策定委員会を設置し、「中央市景観計画策定に係わる市民アンケート調査結果」、風景づくり市民懇談会による「風景づくり市民プラン」等の計画への反映に努めることで、景観計画の策定と景観条例の制定を実現します。

☐ 景観計画の策定と景観条例の制定

○ 地籍調査の推進

事業の推進体制を整備し、事業計画の精査等に基づき、より一層の事業推進を図ります。

☐ 田富地区における地籍調査の推進

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
地籍調査実施済みの割合	地籍完了面積÷地籍対象面積×100	未実施が多く残る田舎地区を集中的に実施し、過去の進捗率の上昇傾向を維持する。	62.2%	H18	62.7%	H23	69.3%	H29

⑥ 潤いある生活空間の整備

○ 市民の憩いの場の充実・整備推進

中央市都市計画マスタープランおよび中央市都市公園条例等に基づき、都市公園や身近な緑地の整備・保全を推進します。また、既存公園の利用促進に向けた管理運営方法等についての検討を行います。

- ☐ 市内主要公園や山の神千本桜等における散策路、駐車場等の周辺整備
- ☐ 核となる新たな総合運動公園等の検討
- ☐ 既存公園の利用促進策の検討

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
市民1人当たりの公園面積	都市公園および緑地の面積（累計）÷人口	都市公園条例に定める「都市公園の基準敷地面積0.25ha」に基づき、2,500㎡の都市公園の建設を目指す。	2.16㎡	H19	2.66㎡	H23	2.73㎡	H29

⑦ 住環境の充実

○ 市営住宅の建て替えと改修

老朽化した市営住宅の建て替えと改修を進めます。その際、バリアフリー化、断熱性等省エネ性能の向上などに配慮します。

また、まちづくり施策と連動した建て替え事業や民間企業による事業手法の検討のほか、他の用途への転用を含め市営住宅の活用方法について広く検討していきます。

- ☐ 中央市公営住宅等長寿命化計画の推進

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
公営住宅の整備に対する満足度	市民アンケート、満足度	—	49.3%	H18	59.3%	H23	60.0%	H29
宅地の整備に対する満足度	市民アンケート、満足度	—	53.0%	H18	63.5%	H23	65.0%	H29

⑧ リニア中央新幹線を活かしたまちづくり

○ リニア効果の活用と体制の整備

山梨県リニア活用基本構想等を踏まえ、本市におけるリニアを活用したまちづくりの基本方針等について検討を行います。

今後のリニア中央新幹線の整備の進展に応じて、リニアに関連する本市の施策展開を柔軟に行えるよう、関係機関との連携の促進や施策推進体制の整備を行います。

☐ 中央市リニア活用基本方針（仮称）等の策定

☐ 庁内推進体制の整備

(4) 施策全体に関わる数値目標

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
国道・県道などの幹線道路の整備に対する満足度	市民アンケート、満足度	—	46.7%	H18	61.2%	H23	70.0%	H29
生活道路や歩道の整備に対する満足度	市民アンケート、満足度	—	38.0%	H18	46.9%	H23	50.0%	H29
上下水道の満足度	市民アンケート、満足度	—	64.4%	H18	73.3%	H23	80.0%	H29
身近な生活空間の満足度（公園、緑地、遊歩道などの整備）	市民アンケート、満足度	—	42.9%	H18	56.1%	H23	70.0%	H29
自然環境・景観の保全に対する満足度	市民アンケート、満足度	—	53.2%	H18	67.2%	H23	70.0%	H29

■基本施策2 快適で環境に配慮した社会の実現

(1) 取り組み状況と成果

① 生活環境の向上

○ 不法投棄防止対策の推進

- ◇ 環境パトロールとして、環境監視員が市内を巡回し、不法投棄の早期発見に取り組みました。

○ 公害防止対策の推進

- ◇ 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭の防止のため、関係法令に基づき必要な規制、指導を適切に行ってきました。

○ 環境基本計画の策定および「中央市ごみのないきれいなまちにする条例」の制定

- ◇ 環境の保全などに関する長期的、総合的な施策を計画的に推進するため、中央市環境基本計画を策定しました。また、散乱ごみ等のない快適な生活環境の形成を目指す、「中央市ごみのないきれいなまちにする条例」を制定・施行しました。

② 循環型社会の確立

○ 環境に配慮した事業活動の推進

- ◇ 地球温暖化防止に向けた取り組みとして「グリーン購入※」を推進しており、市役所で使用するコピー用紙や封筒などは再生紙を使用したものを積極的に購入する等により、環境負荷の低減を図っています。

○ ごみの減量化・再資源化の推進

- ◇ 自治会の有価物回収について、有価物回収報奨金を交付し、再資源化の推進を図りました。また、新たなリサイクル品目として廃食油および蛍光灯の回収を開始するとともに、市民に対する積極的な啓蒙・啓発活動を継続的に行いました。

※グリーン購入 環境に負荷をかけないと認定された商品を優先的に購入すること。通常、第三者機関により環境への負荷が低いと認定された商品を購入することを指します。

○ 生ごみたい肥化の推進と活用

- ◇ 豊富地区での生ごみの回収、たい肥化について、地区外の一部の学校給食の残飯を回収対象として拡大しました。また、生ごみ処理機や生ごみ水きり容器を購入する市民に対して補助金を交付し、ごみの減量化を推進しました。

○ 環境基本計画の策定

- ◇ 環境の保全などに関する長期的、総合的な施策を計画的に推進するため中央市環境基本計画を策定しました。

③ 新エネルギーの活用

○ 新エネルギーの活用策の検討

- ◇ 中央市環境基本計画を策定し、「新エネルギーの利用」を同計画の目標達成への取り組みの一つに位置づけるとともに、地域の特性に合った新エネルギー導入の具体的な方向性を明示するため、中央市地域新エネルギービジョンを策定しました。
- ◇ 太陽光発電システムを設置する市民に対して補助金を交付し、CO₂削減につなげるとともに、公共施設（玉穂総合会館）および市内3小学校へ太陽光発電システムを導入し、太陽光エネルギーの活用および普及啓発を進めました。

(2) 現状と課題および施策の必要性

- ◆ 本市では生活環境の悪化を招く悪臭や野焼き、不法投棄などの問題があります。悪臭や野焼きについては、迅速な苦情処理や原因者との話し合いなどにより、個別に解決を図っています。悪臭の防止については、発生源への未然防止指導が有効な手段と考えられ、また、野焼きについては、一般的に市民の認識が十分でない面が見受けられますので、さらなる普及啓発を行っていく必要があります。不法投棄に関しては、山林、小河川などへの投棄があとを絶たず、対策に苦慮しています。本市では、環境パトロールとして、環境監視員が市内を巡回し、不法投棄の監視と早期発見に取り組んでいますが、時間的、空間的に限られた対応にならざるを得ないため、不法投棄防止を呼びかけるポスターの作成、看板設置等により、市民意識の向上や注意喚起に努めるとともに、地域ぐるみで監視の目を強化していく必要があります。
- ◆ 資源リサイクルへの取り組みとして、各庁舎へ24時間リサイクルステーションを設置するとともに、自治会の有価物の回収について有価物回収報奨金を交付し、再資源化の推進を図っており、こうした取り組みの結果、リサイクル品の回収は順調に増えています。今後とも、新たなリサイクル品目を積極的に導入するなど、資源リサイクルのさらなる推進に取り組んでいく必要があります。

- ◆ 一方、資源リサイクルが可能な品目以外の一般ごみ・粗大ごみの減量化は、順調に進んでいるとは言えず、引き続き課題となっています。
- ◆ 豊富地区で行っている生ごみの回収、たい肥化について、地区外の一部の学校給食の残飯について回収を開始し、施設運用の効率性向上に努めています。加えて、市民を対象に「生ごみ処理機」および「生ごみ水きり容器」の購入に対し補助金を交付し、生ごみの減量化を推進してきました。今後とも、日々の市民生活の中から相当量が発生する生ごみの排出を抑制し、または資源としての活用を進め、一般ごみの減量化につなげていく必要があります。
- ◆ 市では、「中央市環境基本計画」を策定し、目指すべき方向として「快適で健康な生活環境づくり」や「地球にやさしい暮らしの確立」などを掲げて施策を展開しています。こうした計画に基づき、引き続き市民の生活環境向上や循環型社会の確立、地球環境問題の解決に向けた取り組みを着実に推進していく必要があります。
- ◆ 地球温暖化の進展や資源枯渇への懸念から、化石燃料をメインとしたエネルギー需要構造からの転換が求められています。新エネルギーは石油に代わる代替エネルギーに位置づけられ、持続可能な再生可能エネルギーとして期待されており、特に導入促進が求められています。

(3) 施策の方向・主要事業および数値目標

① 生活環境の向上

○ 不法投棄防止対策の推進

不法投棄の防止のため、地域住民や関連団体との連携のもと監視活動を強化するとともに、投棄の未然防止に向けた啓発や改善指導等を行います。

- ☐ 環境パトロールの実施
- ☐ 不法投棄防止のための啓発および改善指導
- ☐ 警告看板、防護柵等の設置

○ 公害防止対策の推進

快適な生活環境を確保するため、悪臭、水質汚濁、振動、騒音等の環境汚染の防止について、関係法令に基づき規制や指導を適切に行っていきます。また、個人や企業への啓発活動を推進し、環境を守る意識の高揚を図ります。

- ☐ 大気汚染物質排出の規制、指導
- ☐ 市公用車の低公害車への転換の推進およびCO₂等の排出量削減に関する普及啓発
- ☐ 汚水の排水基準の遵守状況に関する監視・指導
- ☐ 公共下水道の普及および合併処理浄化槽の適正な管理の促進
- ☐ 公共用水域の水質測定の実施および測定結果の公表・啓発
- ☐ 騒音、自動車騒音、振動の規制基準に基づいた監視・指導
- ☐ 嗅覚指数規制の推進等による悪臭の監視・指導および悪臭防止の普及啓発

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
不法投棄ごみの撤去量	撤去したごみの年間総量	前期計画策定時から半減以下を目指す。	3t	H18	5t	H23	1t	H29
公害苦情件数	悪臭、騒音、水質汚濁の年間苦情発生件数	前期計画期間中の実績を踏まえ、年間あたり1～2件程度の減少を目指す。	54件	H18	47件	H23	40件	H29
自然環境・景観の保全の満足度	市民アンケート、満足度	—	53.2%	H18	67.2%	H23	70.0%	H29

② 循環型社会の確立

○ 環境に配慮した事業活動の推進

環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入する、グリーン購入の推進を図るとともに、事業者・市民への指導、啓発を行います。

- ☐ グリーン購入の推進

○ ごみの減量化・再資源化の推進

資源ごみ回収について、説明会や広報紙、回覧、市ホームページなどを活用して周知を図ります。また、自治会による有価物回収活動を支援するなど、ごみの減量化を推進します。

- ☐ 資源ごみ回収に関する広報・啓発活動の推進
- ☐ 自治会の有価物回収活動への報奨制度

○ 生ごみたい肥化の推進と活用

豊富地域で行われている、生ごみの分別回収に対するさらなる理解の拡大を進め、収集率の向上を図ります。また、コンポスト式・電気式生ごみ処理機器の購入補助や水切り専用容器購入助成などにより、生ごみの減量化を推進します。

- ☐ 生ごみ専用袋への助成および生ごみ分別回収の啓発活動の推進
- ☐ 生ごみ処理機器等の購入に対する助成

○ 地球温暖化防止に向けた取り組みの推進

「中央市地球温暖化対策実行計画」を策定し、地球温暖化防止に向けて行政として先導的な取り組みを推進します。

- ☐ 地球温暖化対策実行計画の策定および推進

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
ごみの排出量 (一人一日あたり)	一般ごみ年間収集量÷総人口÷365日	前期計画策定時から、年間あたり約3%の廃棄ごみの削減を目指す。	758g	H18	720g	H23	530g	H29
ごみのリサイクル率	一般ごみのうち、リサイクル品と資源ごみの占める割合	前期計画策定時から、リサイクル率の年間あたり約1.5ポイント増を目指す。	13.6%	H18	17.5%	H23	29.0%	H29
生ごみのたい肥化率	可燃ごみのうち、クリーンセンターに持ち込まれる生ごみの収集量の割合	前期計画策定時から、生ごみ収集量割合の0.5ポイント増を目指す。	0.9%	H18	0.7%	H23	1.4%	H29

③ 新エネルギーの活用

○ 新エネルギーの活用策の検討

環境基本計画、地域新エネルギービジョン等の環境行政関連計画において、新エネルギーの活用策やその推進体制等を体系的に位置づけていきます。

- ☐ 環境基本計画等の見直し

○ 太陽エネルギー活用の推進

太陽光発電に取り組む市民への支援を提供します。また、公共施設への太陽光発電システムの導入を推進していきます。

- ☐ 太陽光発電システムの設置に対する助成
- ☐ 公共施設への太陽光発電システムの導入推進

○ 温度差エネルギー(地下水) 活用の検討

豊富なエネルギー資源として期待される地下水の有効活用に向け、公共施設へのヒートポンプの導入を検討します。

☐ 公共施設へのヒートポンプの導入推進

○ バイオマス※エネルギー活用の検討

民間におけるバイオマスエネルギーを活用した取り組み(廃食用油からバイオディーゼル燃料を抽出する取り組みなど)への支援を行います。また、公用車や市が運用するバスなどでの利用を検討します。

☐ バイオマスエネルギー活用の支援

☐ 公用車やバスでのバイオマスエネルギー利用の検討



※バイオマス 再生可能な、動植物由来の資源のこと。動物系としては、家畜の糞尿などがあり、植物系としては、草や木など多様なものがあります。そのまま焼却して燃料とする場合や、アルコールなどを抽出して利用する場合があります。

■基本施策3 安全・安心の地域づくり

(1) 取り組み状況と成果

① 防災・消防体制の充実

○ 災害に強いインフラ整備

- ◇「中央市地域防災計画」に基づき、上下水道の耐震化や防災無線のデジタル化（同報系防災無線の導入）、ポンプ車購入、公共施設の耐震診断等を実施しました。また、防災、防犯に対応する庁内体制の強化を目指し危機管理室を設置し、災害時の職員対応マニュアルと中央市液化化マップを作成しています。

○ 災害に強い地域の創出

- ◇ 災害発生時に避難所生活が見込まれる、住居制約者の食料・水など、防災備蓄品の充実を計画的に行うとともに、災害時要援護者（高齢者・虚弱者・妊婦・障がい者など）の対応策として、災害時要援護者システムを構築しています。
- ◇ 災害に強い地域を目指し、民間企業等と災害協定を締結するとともに、災害ボランティアや中央市消防団の育成に努めました。また、甲府地区消防本部や山梨大学で実施される各種訓練に毎年参加し、技術の向上、連携・協働できる体制づくりに努めています。

② 自主防災組織の活性化および市民・企業との連携

○ 自主防災組織の活性化および市民・企業との連携

- ◇ 東日本大震災での教訓を活かし、中央市総合防災訓練において、避難所運営訓練を実施する等、実践的な内容へ見直しを図り、地域の連携と自主防災組織の育成・強化に重点を置いた取り組みを行いました。さらには、防災会長を対象とした「防災講習会」や「地域防災リーダー養成講座」の開催、自主防災会に対する自主防災資機材補助金による支援を行い、地域防災力の向上につなげました。
- ◇ 民間企業と災害発生時における石油燃料供給や洪水時避難所協定等を結び、連携を図りました。
- ◇ 外国籍住民への防災情報については、市国際交流協会の協力を得ながら広報紙、市ホームページ等で情報発信しています。

③ 交通安全・防犯対策の推進

○ 交通安全・防犯施設の整備充実

- ◇ 主に自治会や学校等からの要望に基づき、危険箇所に対して、カーブミラーやガードレールの設置、街路灯、防犯灯等の防犯施設の整備を行うとともに、通学路の危険箇所の点検を行いました。

○ 運転者の意識改革にも配慮した交通安全教室の実施

- ◇ 高齢者や児童生徒への交通安全教室を実施するとともに、運転免許保有者に対して街頭指導による啓発を実施しました。

○ 地域住民・警察と連携した交通事故と犯罪を抑制するまちづくりの推進

- ◇ 警察や交通関係団体と連携し、市内主要道路で交通安全に関する啓発活動を行いました。また、自治会や学校等からの要望箇所について、警察の協力のもと、適正な交通規制の導入検討を行うとともに、通学路の危険箇所については、各学校で地図等を作成しています。

④ 交通網の利便性の向上

○ バス路線の充実および身延線との連絡向上

- ◇ 中央市地域公共交通活性化協議会において、新たな公共交通の導入検討を行い、「中央市地域公共交通総合連携計画」を策定し、同計画に基づいて市コミュニティバスの本格運行を開始しました。市コミュニティバスの運行開始によって、JR身延線東花輪駅・小井川駅にバス停が設置され、鉄道利用者の利便性が向上しました。

○ 身延線駅周辺整備による駅の利便性の向上

- ◇ JR身延線東花輪駅前整備事業により、立体駐輪場、送迎車用駐車場等の施設、ロータリー内に一般車おりば、タクシーのりば、市コミュニティバスの待合所が設けられ、鉄道・バスを一体とした利用しやすい環境を整えました。

⑤ 耐震化の推進

○ 耐震診断の推進

- ◇ 耐震性のない住宅の倒壊などを未然に防ぐため、木造住宅耐震診断を実施しました。

(2) 現状と課題および施策の必要性

- ◆ 東日本大震災を契機に市民の防災意識は高まっています。東日本大震災を教訓に、地域特性、災害史などを踏まえ災害による被害を最小限にとどめられるよう「中央市地域防災計画」の見直しを行い、市民の安全を守る体制づくりをさらに進めていくことが求められています。平成23年度に実施した市民アンケートにおいても、市民は「防災体制の充実」を重要視しており、一方でその満足度は依然として高いとは言えない水準にとどまっています。このため、アンケート結果を踏まえ、具体的かつ重点的に防災対策を推進し、市民の期待に応えていく必要があります。
- ◆ 防災・災害ボランティアの育成、外国籍住民をはじめとした全市民への防災に対する意識啓発、情報提供など、住民の防災活動を促進するための取り組みが必要となっています。あわせて、企業に対しても、地域コミュニティの一員として地域の防災活動への積極的な参加を促進するような取り組みが求められています。総合防災訓練については、より実践的な訓練へと内容の充実が求められています。
- ◆ 災害発生時に警報や情報の入手が困難で、避難に介助が必要な高齢者、障がい者、外国籍住民、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者に対し、避難体制整備、災害時対応（受け入れ医療機関・避難誘導の仕方・要援護者台帳の活用など）に関する、支援の充実が求められています。
- ◆ 「中央市地域防災計画」に基づき、災害に強いまちづくりを実現するため、通信機能の強化、上下水道の耐震化などのインフラ整備の充実、災害発生時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための事前の体制整備、施設・設備・資機材などの整備・充実、食料・飲料水などの備蓄、消防団組織の充実強化などの対応が求められています。
- ◆ 災害発生時には、防災関係機関の防災活動が遅れたり、阻害されることも予想されるため、住民の自主的な防災活動が必要となります。災害時に住民が団結し組織的かつ効果的な防災活動が行えるよう、自主防災組織の活性化が求められています。市内には、自主防災組織が76団体あり、防災関係機関、中央市消防団との連携による総合防災訓練実施、独自の個別訓練、学習会の実施など積極的な取り組みが行われていますが、組織の中心となる自主防災会指導者の育成の充実が求められています。
- ◆ 平成23年度に実施した市民アンケートによれば、市民は「交通安全・防犯対策の推進」を重要視しており、一方でその満足度は依然として高いとは言えない水準にとどまっています。このアンケート結果を踏まえ、市民に安全・安心な暮らしを提供するため、引き続き交通事故、犯罪の未然防止に向けた重点的な取り組みが求められています。

- ◆ 引き続き犯罪の防止に向け、青少年の非行防止、空き巣対策などに地域や近隣市民の協力により効果的に取り組んでいく必要があります。
- ◆ 市内小中学生の通学路の危険箇所については、各学校において地図などを作成し把握しています。今後は、市関係部署で危険箇所について一元的な把握を行うなど、管理体制の強化が求められています。
- ◆ 平成23年度に実施した市民アンケートによれば、市民は「公共交通機関の充実」を重要視しており、一方でその満足度は依然として高いとは言えない水準にとどまっています。このため、アンケート結果を踏まえ、重点的に公共交通機関の充実を図っていく必要があります。
- ◆ 15歳以上の市民の通勤・通学の状況（平成22年国勢調査）をみると、通勤では市内での移動が41.6%と多数を占め、次いで甲府市23.8%、昭和町8.7%、南アルプス市7.3%、甲斐市4.2%となっています。通学では、市内での移動は26.8%にとどまり、甲府市が43.3%と多数を占めています。市民の移動実態を踏まえ、公共交通の確保・充実による通勤・通学の利便性向上が求められています。
- ◆ 高齢者や障がい者など交通弱者の移動手段の確保、交通渋滞の緩和促進等を目的に、公共交通が提供されていない交通不便地帯と市内の主要施設とを結ぶ、市コミュニティバスを運行しています。今後は、利用率の向上に向けて、市民ニーズを的確に捉え、利便性のさらなる向上を図っていく必要があります。また、環境問題等への対応のため、車社会からの脱却が求められており、公共交通機関の利用促進に向けた啓発活動も必要となっています。
- ◆ 民間住宅の耐震化については、耐震診断制度の認知度の向上と利用の増加が、耐震改修については自己負担が多く利用率が伸びないことが課題です。また、耐震化されていない公共施設においては、それぞれの施設の状況を踏まえた上で統廃合を含め検討し、今後も利用していく場合は耐震工事を行わなければなりません。

(3) 施策の方向・主要事業および数値目標

① 防災・消防体制の充実

○ 災害に強い体制整備

「中央市地域防災計画」を見直し、本計画に沿って庁内体制の強化、上下水道施設の一層の耐震化や防災行政無線システムの整備など、災害に強い体制整備を計画的に進めます。また、避難所・避難地については、施設の老朽化、人口動態などを踏まえ、適宜見直しを行っていきます。

- ☐ 中央市地域防災計画の策定、推進
- ☐ 計画的なインフラ整備の推進
- ☐ 避難所・避難地の定期的な見直し

○ 災害に強い地域の創出

災害時に備えて、食料品その他の防災用物資の備蓄を推進し、大型店と連携した緊急物資の確保を行います。また、大規模災害発生時に、迅速な応援要請により適切な対応ができるよう、県内外の市町村、民間企業などとの相互応援協定締結を推進するとともに、協定内容の充実・具体化に努め、平常時から広域的な連携体制の強化を図ります。

災害時要援護者に対しては、プライバシーに配慮した要援護者の把握と避難誘導体制の確立、緊急情報システム（ふれあいペンダント）の活用など支援を実施します。

中央市液状化マップを作成するとともに、市民への周知を徹底し、地域特性に対する市民の理解を促進していきます。

県、市社会福祉協議会などと連携して、災害ボランティア養成講座の開催、災害ボランティアセンター設置訓練の実施などを継続的に行い、防災・災害ボランティアの育成を図っていきます。

消防施設・設備の拡充強化に努めるとともに、地域消防の要である消防団組織の充実強化を図ります。

こうした一連の取り組みにより、災害に強い地域を創出します。

- ☐ 防災用備蓄品の整備推進
- ☐ 相互応援協定締結の推進
- ☐ 災害時要援護者の把握と避難誘導体制の確立
- ☐ 防災・災害ボランティアの育成推進
- ☐ 地域の消防力の整備強化
- ☐ 中央市液状化マップの周知徹底

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
災害備蓄倉庫の件数	災害備蓄倉庫の設置件数（累計）	計画期間終了年度までに田富、玉穂、豊富各3箇所に設置する。	4 箇所	H19	4 箇所	H23	9 箇所	H29
防災体制の充実度	市民アンケート、満足度	—	44.1%	H18	46.9%	H23	55.0%	H29

② 自主防災組織の活性化および市民・企業との連携

○ 自主防災組織の活性化および市民・企業との連携

災害発生時に、自主防災組織が組織的な防災活動が行えるよう、県立防災安全センターなどを活用して研修会等を開催し、自主防災会指導者の知識・技能の向上に努め、組織の中心となる人材育成の充実を図ります。なお、その際には、女性の参画の促進にも努めます。また、自主防災組織と各消防本部および消防団とが連携した防災訓練を行い、平常時からの連携強化に努めます。

全市民に対して、広報紙、市ホームページ、防災行政無線、ハザードマップなどを活用し、防災知識の普及徹底、情報提供を図ります。特に、災害に対して知識が乏しく、日本語の理解も十分でない外国籍住民に対しては、平常時から基礎的防災情報の提供など、防災知識の普及を図っていきます。企業に対しても、防災意識の高揚を図るため、さまざまな機会を捉え企業防災の必要性および地域の防災活動への積極的な参加促進に向けて、普及啓発、協力要請を行っていきます。

総合防災訓練については、複合的な災害を視野に入れ、災害発生時に効果的な防災活動が実践できるよう、内容の充実を図ります。

- ☐ 自主防災組織の活動支援
- ☐ 市民に対する防災知識の普及啓発、情報提供の推進
- ☐ 企業に対する防災意識の普及啓発、協力要請の推進
- ☐ 総合防災訓練の充実

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
災害・消防協定締結数	物資・輸送・消防等の協定数の累計	現況値から年間あたり1～2件程度の協定締結を目指す。	8 件	H19	22 件	H23	30 件	H29

③ 交通安全・防犯対策の推進

○ 交通安全・防犯施設の整備充実

道路交通環境の変化を踏まえ、警察、関係団体などと連携してカーブミラーやガードレールなどの交通安全施設の整備を継続的に行い、死角のないまちづくりを推進していきます。通学路の交通危険箇所については、各学校において調査・把握を継続的に行うとともに、市で一元化を行い管理体制を強化し、効率的・効果的な危険箇所の解消に努めます。また、犯罪の防止に向けて、街路灯や防犯灯などの防犯施設のさらなる整備に努めます。

- ☐ カーブミラー、ガードレールなど交通安全施設の継続的な整備
- ☐ 通学路交通危険箇所の継続的な点検、解消
- ☐ 街路灯、防犯灯など防犯施設の整備の推進

○ 市民の交通安全意識の高揚

子どもや高齢者など交通弱者に重点を置いた交通安全教室を実施するとともに、警察や関係団体と連携し、市内主要道路での街頭指導など交通安全に関する啓発活動を行い、市民の交通安全意識の高揚を図ります。

- ☐ 交通弱者に重点を置いた交通安全教室の実施
- ☐ 市内主要道路での街頭指導

○ 地域住民・警察等と連携した交通事故と犯罪を抑制するまちづくりの推進

警察、関係団体との連携はもとより、自治会を中心とした地域や市民相互の連携により、地域ぐるみでの防犯体制の確立、防犯パトロールの強化を図ります。危険箇所については、自治会、学校、警察などとの連携により、現場を精査し、適正な交通規制の導入を検討していきます。

- ☐ 地域ぐるみでの防犯体制の確立
- ☐ 適正な交通規制の導入検討

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
市内交通事故発生件数	南甲府警察署集計資料による市内交通事故年間発生件数	現況値から約10%の削減を目指す。	242件	H18	206件	H23	185件	H29
犯罪発生件数	山梨県警による市町村別刑法犯年間発生件数	過去の減少傾向を継続する。	374件	H18	302件	H23	130件	H29
交通安全・防犯体制の充実度	市民アンケート、満足度	—	44.5%	H18	51.0%	H23	55.0%	H29

④ 交通網の利便性の向上

○ 公共交通機関等の整備

市民ニーズを踏まえ、市コミュニティバスの運行体系の見直し、鉄道や路線バスとの相互連携の強化など、市民が公共交通を利用しやすい環境整備を引き続き推進していきます。

- ☐ 中央市地域公共交通総合連携計画の推進
- ☐ 鉄道、既存路線バスとの連携強化

○ 公共交通機関等の利用促進

市コミュニティバスを、市民にとって利便性の高いものとするため、アンケート調査を実施する等、公共交通の利用率の向上を目指します。また、周知活動を行う等、公共交通に対する市民意識の啓発を図っていきます。

さらに、交通渋滞の緩和、地球温暖化対策として、公共交通機関の利用を促進します。

- ☐ 市コミュニティバスの乗降調査の実施
- ☐ 公共交通機関利用促進の啓発活動

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
駅前等駐車（輪）場整備箇所数	JR 駅への増設、バス停付近へ新設した、駐車（輪）場数（累計）	現況値から、3箇所程度の整備実施を目指す。	2 箇所	H19	3 箇所	H23	6 箇所	H29
JR 駅乗客数	市内 2 駅の年間乗客数	パークアンドレールライドを推進し、JR 駅利用者について現況値から年間あたり 4～5%程度の増加を目指す。	368,317 人	H16	310,432 人	H23	400,000 人	H29
公共交通機関の充実に対する満足度	市民アンケート、満足度	—	28.5%	H18	37.5%	H23	50.0%	H29

⑤ 耐震化の推進

○ 耐震診断の推進

民間の戸建て木造住宅の耐震診断に要する経費の一部を補助するとともに、事業のPRを積極的に行うことで普及啓発を図ります。

建築物の安全性に対する市民の意識向上を図り、災害（震災）に強いまちづくりを推進します。

☐ 耐震診断経費に対する補助金の交付

○ 耐震工事の推進

耐震診断を受けた民間の戸建て住宅のうち、総合評点が「耐震性なし（1.0未満）」と診断された住宅の耐震改修工事に対して、経費の一部を補助し、総合評点を1.0以上に引き上げるにより、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害の拡大を防止します。同時に、事業の普及啓発を図ります。

☐ 耐震改修経費に対する補助金の交付

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
民間住宅の耐震診断実施者率	旧耐震基準で建築された民間住宅の耐震診断実施者率（累計）	制度利用による実施者が低迷している中で、目標値に近づくことができているため、超過するよう普及を継続していく。	4.4%	H18	9.9%	H23	10.0%	H29
民間住宅の耐震改修戸数	耐震診断1.0未満の住宅の耐震改修戸数（累計）	制度利用による実施者が皆無な中で、住民の理解を得ながら、年間あたり3～4戸の改修を目指す。	0戸	H18	0戸	H23	20戸	H29
公共施設の耐震改修率	耐震改修促進法で規定される公共施設の耐震化率（累計）	法で規定された100%を目指す。	80.0%	H18	96.0%	H23	100.0%	H29



基本政策3

やすらぎの拠点づくり

■基本施策1 生きがいと安らぎの福祉

(1) 取り組み状況と成果

① 子育てと生活の両立支援

○ 時間外保育・休日保育・学童保育の充実

- ◇ 延長保育、一時預かり保育等の保育サービスを提供しました。なお、病児・病後児保育においては、私立保育園で看護師を配置しました。
- ◇ 幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設（幼保連携型認定こども園）を開設し、未満児保育の拡充を図りました。

○ ファミリーサポートセンター※の設置

- ◇ ファミリーサポートセンターを設置し、制度の内容について、広報紙・市ホームページへの掲載やパンフレットの作成・配付などにより市民への周知徹底を図りました。

② 家庭や地域における養育機能の充実

○ 地域子育て支援センター※の設置推進

- ◇ 「地域子育て支援事業」により、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進を行いました。

○ 家庭における養育が困難な世帯への指導・支援

- ◇ 要保護児童対策地域協議会において、代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議を実施するとともに、講演会や研修会を実施しました。

※ファミリーサポートセンター 市町村が設置する仕事と子育ての両立をサポートする組織。ただし、行政が一方的にサービスを提供するのではなく、「育児の援助を行う人（提供会員）」と「育児の援助を受ける人（依頼会員）」がそれぞれ会員になり、互いに助け合いながらサービスを提供しあう有償のボランティア活動のことです。

※地域子育て支援センター 保育所などを拠点として、そこに入所している子どもだけでなく、それ以外の子どもとその親に対しても、子育てのさまざまな支援サービスを提供する施設のこと。具体的には、保育所に入所している家族以外に対する子育て相談の対応や子育てに関する情報の提供などです。

③ 子どもにとっての安心・安全なまちづくり

○ 施設整備の充実

- ◇ 公立保育園の耐震診断や改修工事を実施し、施設整備を進めました。また、歩道の整備、街路灯、防犯灯等の整備を実施しました。

○ 学校周辺や通学路等の防犯対策

- ◇ 地域ボランティア防犯パトロール「子どもまもり隊」の体制を整備するとともに、小学校にスクールガードリーダーを配置し、また新一年生全員に防犯ブザーを配付して登下校時の児童の安全確保に努めるなど、安全な地域づくりを推進しました。

○ 住民主体の安心・安全づくり

- ◇ 各学校において通学路の危険箇所の把握に努めました。

④ 高齢者の多様な生きがいの支援

○ 高齢者の働く場の創出

- ◇ シルバー人材センターに高齢者の派遣を依頼して、田富福祉公園および田富・豊富温泉施設の管理を行っています。

○ 高齢者の社会活動参画

- ◇ 中央市ことぶきクラブ連合会および中央市ことぶきマスター連絡協議会への活動補助金の交付や、市社会福祉協議会への事務委託を通じて、高齢者の活動を支援しています。

○ 世代間交流の促進

- ◇ 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業により、平成23年度は44の自治会に対して敬老会や軽スポーツ等を実施するための補助金を交付しました。

○ 高齢者の活動拠点の整備

- ◇ 福祉拠点施設の整備として、温泉施設や福祉施設の老朽化に伴う施設建物・施設機器類の改修工事を必要に応じて実施しました。

○ 高齢者保健福祉計画等の策定

- ◇ 中央市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画（平成24年度から平成26年度）を策定しました。

⑤ 高齢者の健康づくりと自立の支援

○ 高齢者の状況に対応した支援・相談体制の整備

- ◇ 高齢者の総合相談窓口として地域包括支援センター※を整備し、相談者を支援しています。また、相談室の充実、保健師の確保など、相談体制の強化を図りました。

○ 健康づくりに関する相談・教育等の推進

- ◇ 一次予防事業として、ふれあい健康塾を開催するとともに、地域公民館等で介護予防教室を実施しました。
- ◇ 二次予防事業として、要介護状態にならないよう運動機能や口腔機能の維持向上を図る介護予防教室を実施しました。また、「健康体操サポーター」を養成し、地域での介護予防活動の展開を支援しています。

○ 在宅福祉サービスによる支援

- ◇ 在宅高齢者への「配食サービス」や、「高齢者乳酸菌飲料友愛訪問事業」、「住宅用火災警報器の給付事業」、「家具転倒予防事業」などを行っています。

⑥ きめ細かなニーズに対応した介護保険の整備

○ 地域包括支援センターにおける包括的支援事業の強化

- ◇ 総合相談体制の強化を図るため「専用相談室」を2室設置し、総合相談員として専任の保健師を確保しました。

○ 地域密着型サービスの充実

- ◇ 平成23年4月、市が新たに指定した地域密着型サービス施設（1施設）が開所し、利用者の拠点整備が進められました。

○ 介護予防事業の推進

- ◇ 事業の対象となる市民の把握に努めました。また、一次予防事業として、ふれあい健康塾、ふれあいサロン、健康教室等を開催し、二次予防事業として、運動機能向上事業、口腔機能向上事業を行いました。

○ 保健、福祉窓口の充実、強化

- ◇ 地域包括支援センターの総合相談業務を強化(相談室の設置・専任相談員の設置・組織配置の見直し等)し、高齢者に係る相談内容に全般的に対応できる体制を整えました。

※地域包括支援センター 高齢者の生活を支援する地域における総合的なマネージメントを担う機関で、総合的な相談窓口機能、介護予防マネージメント、包括的・継続的マネージメントの支援の機能があります。

○ 計画的な介護保険事業の推進

- ◇ 平成23年度に「第5期介護保険事業計画」を策定し、介護保険事業の計画的な推進体制を整備しました。

⑦ 地域、児童、障がい者、高齢者の福祉に配慮したまちづくり

○ 福祉に対する住民意識の啓発と住民参画の推進

- ◇ 福祉教育講座等を実施し、市民の福祉と地域づくりへの理解を深めました。

○ 地域住民によるボランティア活動の推進

- ◇ ボランティア登録を推進し、登録団体数の増加に努めました。

⑧ 道路や公共施設における連続したユニバーサルデザイン※化の推進

○ バリアフリー化の推進

- ◇ 県条例（山梨県障害者幸住条例）に基づき、新規建築物や既存の公共施設のバリアフリー化を推進しました。

⑨ 福祉サービス利用に関する相談・支援体制の整備

○ 相談・ケアマネジメント体制の充実

- ◇ 昭和町と共同で「中央市・昭和町障がい者相談支援センター」を開設し、相談・支援にあたる専門員を集約して、障がいの種別を問わないワンストップの相談や専門員による柔軟な支援を可能とするなど、相談・支援体制を強化しました。

○ 各種相談事業の有機的連携の構築

- ◇ 市社会福祉協議会に委託して、協議会との連携のもと相談支援事業等を推進しました。

○ 地域福祉計画の策定

- ◇ 中央市地域福祉計画(平成24年度から平成28年度)を策定し、「地域福祉を推進するネットワーク体制の充実」や「気軽に相談できる体制の充実」などを今後計画的に推進すべき施策に位置づけました。

※ユニバーサルデザイン 性別や年齢差、障がいの有無など個々の能力などに関わらず利用することができるデザインや商品、あるいは施設などを指します。

(2) 現状と課題および施策の必要性

- ◆ 女性の社会進出に伴い、授業の終了後にも児童館などを利用して子どもに適切な遊びや、生活の場を提供してくれる放課後児童クラブへのニーズが高まっていますが、地域によっては受け入れる余裕がない場合もあります。こうした地域格差をなくし、的確にニーズに応えていく必要があります。
- ◆ 適切に正規職員保育士を確保し、病児・病後児保育など子育て世代の保育サービスに対するニーズに応えていくことが求められています。
- ◆ 核家族化の進展に伴い、若い親にとって子育てに関する相談相手が身近にいないという問題があります。育児不安や児童虐待、ネグレクト[※]等の問題につながることもあり、行政、ボランティア団体、各種団体との連携による子育て支援体制を整備する必要があります。また、生活習慣の乱れなどにより、家庭における親の養育する力が弱くなっている状況もみられることから、子どもを持つ親の自立と自覚を促すため、親の子育てに関する学習の場や機会を提供していくことも求められています。
- ◆ 市民全体に占める高齢者人口の割合が年々増加する中、高齢の市民にとって暮らしやすく生きがいを見いだしやすい地域づくりを進めるため、高齢者の社会参加を促す取り組みがますます必要となっています。
- ◆ 高齢者の一人暮らし世帯や夫婦世帯をはじめ、支援が必要な高齢者を抱えた世帯も増加していくため、高齢者に関する相談支援事業のさらなる充実強化が必要となっています。高齢者を対象とした総合相談窓口として地域包括支援センターが設置されており、市民による活用促進に向けた取り組みも求められています。
- ◆ 介護保険認定者が増加しており、介護保険制度を安定的・持続的に運営していく観点からも、要介護状態となることを予防するための取り組みが特に重要になっています。また、認知症の高齢者も増加傾向にあり、平成23年度現在465人（高齢者人口に占める割合は8.2%）と県全体の割合（同7.9%）を上回って推移している状況にあるため、認知症予防の取り組みも必要となっています。
- ◆ 高齢者が住み慣れた地域で安全に安心して生活できるよう、介護、医療、予防、住まい、生活支援を一体的に提供していく「地域包括ケアシステム[※]」のさらなる推進が求められています。

※ネグレクト 育児放棄ともいい、食事や衣服を適切に与えないなど、幼児や低年齢児童の養育を著しくおこたえることを指します。

※地域包括ケアシステム 地域住民に対し、保健サービス（健康づくり）、医療サービス、在宅ケア・リハビリテーションなどの介護を含む福祉サービスを、関係者が連携・協力して、地域住民のニーズに応じて一体的・体系的に提供する仕組みのことです。

- ◆ 障がいのある市民が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、必要な時に必要な障害福祉サービス等を利用できるような体制の強化が必要となっています。特に、グループホームやケアホーム等の居住系サービスのさらなる充実に向け支援していく必要があります。また、障がいのある市民の就労機会を確保し、安定した生活を実現していくため、就労支援サービス提供事業者等の関係機関との連携強化も求められています。
- ◆ 障がいのある市民の社会参加を推進するため、外出時の行動が円滑に進むよう、バリアフリーのまちづくりを進めていくことが必要です。具体的には、歩道の整備など歩行空間の確保、段差の解消、障がい者用トイレや肢体不自由児（者）のニーズに対応したおむつ換えスペースの整備等が求められています。
- ◆ 生活保護に関しては、近年における社会情勢の変化により申請件数が急増し、今後も受給者の増加が見込まれています。最近の傾向として、企業倒産等により就業機会を失った40歳代から50歳代の層が目立ってきているため、就労支援の強化による経済的自立の促進が必要となっています。

(3) 施策の方向・主要事業および数値目標

① 子育てと生活の両立支援

○ 子育て世代の雇用環境改善に向けた意識啓発

父親の育児休暇取得や母親の就労支援など、子育てと仕事が両立できる環境づくりが進むよう、企業・社会の意識向上を図ります。

☐ 雇用と育児の両立に向けた啓発活動の推進

○ 時間外保育・休日保育・学童保育・未満児保育の充実

市民・NPO・ボランティア・企業との連携による担い手の確保や保育士の適正人員確保により、保育サービスを充実させます。

病児・病後児保育、延長保育、一時保育等、保育サービスの拡充を図ります。

幼保連携型認定こども園の整備を支援することにより、3歳未満時定員の拡充を図ります。

☐ 病児・病後児保育の適切なサービス提供の推進

☐ 延長保育、一時預かり保育の適切なサービス提供と拡充の推進

☐ 幼保連携型認定こども園の整備推進

○ ファミリーサポートセンター事業の推進

ファミリーサポートセンターの利用者数や提供会員数の増加を図り、センターの有効活用や事業展開の充実を図ります。

- ☐ センターの事業内容の周知・広報活動の推進
- ☐ 提供会員向け研修・交流機会の提供
- ☐ センターの催し内容の充実

○ 放課後児童の受け入れ体制整備

市民・NPOとの連携による受入れ体制の整備とともに、引き続き放課後児童クラブの施設充実を図ります。

- ☐ 放課後児童クラブの施設の充実

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
ファミリーサポート利用件数	年間利用件数	計画期間終了年度までに月100件の利用を目指す。	0件	H18	242件	H23	1,200件	H29
病児・病後児保育実施保育園数	実施保育園数	計画期間終了年度までに公立1園の実施を目指す。	0保育園	H18	1保育園	H23	2保育園	H29
延長保育実施保育園数	実施保育園数	計画期間内に私立2園の実施を目指す。	5保育園	H18	7保育園	H23	9保育園	H29
放課後児童クラブ利用者数	放課後児童クラブ利用者数	定員270人の95%の利用率を目指す。	189人	H19	243人	H23	260人	H29

② 家庭や地域における養育機能の充実

○ 地域子育て支援センターの設置推進

地域子育て支援センターの設置を進めるとともに、積極的な情報提供により有効活用を図ります。

- ☐ 地域子育て支援センターの設置に対する支援
- ☐ 地域子育て支援センターに関する市民への周知・広報

○ 家庭における養育が困難な世帯への指導・支援

親の子育てに関する学習機会を提供し、家庭における養育機能の向上を図るとともに、子育て指導にあたる指導者の育成や相談体制の整備を進め、地域ぐるみで子育てを支援する環境づくりを推進します。

- ☐ 子育てに関する学習事業の実施
- ☐ 養育支援に係る情報収集や支援ケースの研究機会の充実
- ☐ 要保護児童対策地域協議会等における情報共有、研修機会の確保

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
地域子育て支援センター数	地域子育て支援センター数	田富1箇所、豊富1箇所の計2箇所の設置を目指す。	1箇所	H18	2箇所	H23	4箇所	H29

③ 子どもにとっての安心・安全なまちづくり

○ 施設整備の充実

安全面に配慮した保育所の施設整備を進めます。また、各学校やPTAの要望をもとに、通学路の整備、街路灯・防犯灯等のさらなる整備に努めます。

- ☐ 保育所の安全性向上に向けた施設整備
- ☐ 通学路の安全性確保の推進
- ☐ 街路灯、防犯灯等の整備の推進

○ 学校周辺や通学路等の防犯対策

各学校において「子どもまもり隊」のメンバー確保に努めるなど、地域ぐるみで子どもの安全を守る体制や環境づくりをさらに強化していきます。

- ☐ 子どもまもり隊の充実強化

○ 住民主体の安心・安全づくり

各学校において調査・把握した子どもにとっての危険箇所について、市で一元的に把握し管理体制を強化するとともに、児童や地域住民に危険箇所について知っていただき、事故の防止や交通安全の啓発を図ります。また、住民同士のあいさつの励行により、防犯力の強い地域づくりを進めます。

- ☐ ヒヤリハット・マップの作成および周知
- ☐ あいさつ運動の推進

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
子どもまもり隊加入人数	子どもまもり隊への加入人数	前期計画策定時から10%程度の人数増加を目指す。	181人	H18	173人	H23	200人	H29

④ 高齢者の多様な生きがいの支援

○ 高齢者の働く場の創出

シルバー人材センターの有効活用を進め、労働による社会貢献を通じた高齢者の生きがいを支援します。

- ☐ シルバー人材センターとの連携による高齢者人材の活用

○ 高齢者の社会活動参画の推進

ことぶきクラブ（老人クラブ）やことぶきマスター活動について、市社会福祉協議会と連携して加入促進と活性化を図り、社会活動への参加や地域への貢献を通じた高齢者の生きがいを支援します。

- ☐ ことぶきクラブ連合会およびことぶきマスター連絡協議会の活動支援

○ 高齢者の地域内交流の促進

敬老会や軽スポーツ等の実施により、地域内交流の促進や閉じこもりの防止、健康増進の支援を行っていきます。

- ☐ 敬老会や軽スポーツ等の高齢者参画型事業を行う自治会に対する活動支援

○ 高齢者の活動拠点・憩いの場の整備

既存の福祉拠点施設の整備と計画的管理を適切に進め、高齢者による有効活用を図ります。

- ☐ 温泉施設や福祉施設の改修整備および利用促進

○ 在宅福祉サービスによる支援

在宅高齢者のニーズを的確に把握し、必要とされる支援が適切に提供されるよう努めます。

□ 配食サービス、高齢者乳酸菌飲料友愛訪問事業等の実施

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
市立温泉施設の利用者数	市立温泉施設の年間利用者数	計画期間終了年度までに、施設年間利用者数の現況からの約10%増加を目指す。	—	—	62,861人	H23	70,000人	H29

⑤ 介護予防の推進と健康長寿への支援

○ 高齢者の状況に応じた支援・相談体制の整備

身近な相談窓口を設置するとともに、事業所・保健所・医療機関・各種団体等とのネットワークを構築し、さらに相談体制の整備を図ります。

□ 地域包括支援センターの充実強化

○ 介護予防事業の推進

要介護状態となることを防ぐため、二次予防事業として、運動機能向上、口腔機能向上、栄養改善等の支援を行います。また、元気な一般高齢者に対し、一次予防事業として、健康相談、健康教育、ふれあいサロン、ふれあい健康塾、介護予防講演会等を実施します。また、認知症予防の取り組みも進めていきます。さらに、健康体操サポーターや介護予防ボランティアの養成を行っていきます。

□ 介護予防教室等の実施

□ 脳トレ等認知症予防教室の実施、認知症サポーター養成

□ 健康体操サポーター、介護予防ボランティアの養成および介護予防活動実践への支援

□ 介護支援ボランティアポイント制度の推進

○ 健康づくりの推進

若い時期からの生活習慣病予防等の健康づくりの推進を行い、さらに介護予防事業（一次予防事業）の充実を図ります。

□ 健康づくりの推進

○ 地域包括支援センターにおける包括的支援事業の強化

専門職等の人材確保により生活面におけるきめ細かい総合相談等をさらに実施していきます。

□ 地域包括ケアシステムの構築

○ 保健福祉窓口の充実・強化

保健福祉の連携を図り、ネットワークを構築し、総合相談窓口の設置と有効活用を進めます。

□ 総合相談等の実施

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
健康体操サポーター数	資格者数÷高齢者人口×100	資格者人口の割合について年間あたり約0.4ポイント増を目指す。	0.6%	H19	1.8%	H23	4.4%	H29

⑥ 介護サービスの充実と計画的な介護保険事業の推進

○ 介護・介護予防サービスの提供体制の充実

居宅サービスについては、サービス供給量を十分に確保し、質の高いサービスが選択できるよう事業者を指導していきます。また、介護支援専門員やサービス提供事業者と連携して、利用者のニーズに応じたサービス基盤の確保に努めます。

施設サービスについては、必要なサービス量が確保できるよう関係機関と調整し、施設の安全・衛生の向上に関する指導を徹底するとともに、施設職員等の資質・技術の向上を図るための研修等への参加を支援していきます。

地域密着型サービスでは、地域の実情等を勘案しつつ、事業者の指定や指導監督を適切に行います。

□ 居宅サービスに係る供給量や基盤の確保

□ 施設サービスに係る適切な指導監督や人材育成支援

□ 地域密着型サービスに係る適切な指導監督

○ 介護給付適正化事業の推進

介護サービス利用者や介護者に対し、サービスの種類や利用方法等の情報をわかりやすく提供します。また、事業所の質の向上に資するため、事業者連絡会等の場を活用して

の情報提供を行っていきます。

要介護認定に係る調査と審査の整合性を点検し、認定事務の適正化を徹底します。また、利用者の介護サービス利用に関する意識向上と事業所の架空・過剰請求の防止に努めます。

- ☐ 市ホームページやパンフレット等による介護サービスの情報提供の推進
- ☐ 事業者に対する情報提供の推進
- ☐ 要介護認定事務の適正化の推進
- ☐ 介護保険利用者に対する介護給付通知書の送付
- ☐ 福祉用具購入および住宅改修サービスの検証とサービス充実の推進

○ 計画的な介護保険事業の推進

安定的で持続可能な介護保険事業運営のため、第6期介護保険事業計画（平成27年度から平成29年度）を策定します。

- ☐ 第6期介護保険事業計画の策定および推進

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
要介護(支援)認定者率	要介護(支援)認定者数÷高齢者人口×100	認定者率の伸びを抑制し、前期計画策定時から年間あたり約0.2ポイントの微増にとどめることを目指す。	13.3%	H19	14.7%	H23	15.5%	H29
地域密着型サービス利用者数	年間利用者数	前期計画策定時から年間あたり10人程度の利用者の増加を目指す。	7人	H19	56人	H23	100人	H29

⑦ 地域、児童、障がい者、高齢者の福祉に配慮したまちづくり

○ 福祉に対する住民意識の啓発と住民参画の推進

学校・地域における福祉教育の推進や相互扶助の精神による地域社会の再生を進めます。

- ☐ 福祉教育講座等の実施

○ 地域住民によるボランティア活動の推進

ボランティア意識の高揚を図るため、市民に対する普及啓発を進めるとともに、ボランティア登録団体のさらなる増加と活動の活発化を図ります。

- ☐ ボランティア活動に関する普及啓発
- ☐ ボランティア団体の登録制度に関する広報・周知および団体の活動支援

○ 障害福祉サービス等の提供体制の拡充

障がいのある市民が必要なサービスを適時に受けられるよう、利用者に対してサービス内容等に関する周知を図るとともに、市内において提供される障害福祉サービス等の供給量や種類の増加、質の向上に向けた支援を行います。

- ☐ 障害福祉サービス等に関する情報提供の充実
- ☐ グループホームやケアホーム等の居住系サービス等の充実に向けた事業所の支援

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
福祉教育講座等の開催	福祉講座・福祉映画会等の開催数	前期計画策定時から、講座等の開催数を倍増以上とする。	2回	H19	4回	H23	5回	H29
ボランティア登録団体数	市社会福祉協議会への登録団体数	前期計画策定時から、年間あたり1団体の増加を目指す。	27団体	H19	29団体	H23	37団体	H29

⑧ 道路や公共施設における連続したユニバーサルデザイン化の推進

○ 道路や公共施設、民間商業施設等における連続したバリアフリー化の推進

山梨県障害者幸住条例に基づき、新規の建築物や既存の公共施設のバリアフリー化を促進します。

- ☐ 山梨県障害者幸住条例に基づく民間商業施設等の適切な指導監督
- ☐ 公共施設のバリアフリー化に向けた改修整備の推進

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
オストメイト※対応トイレの設置数	公共施設のオストメイト対応トイレ設置数（累計）	前期計画策定時から、5年ごとに1箇所程度の設置を目指す。	0箇所	H19	1箇所	H23	2箇所	H29

※ オストメイト 疾病により、腹部に人工肛門や人工ぼうこうなどの人工的な排せつ口をつけた方のこと。オストメイト対応の多目的トイレでは、オストメイトの方が排せつ物の処理を行うことができます。

⑨ 福祉サービス利用に関する相談・支援体制の整備

○ 相談・ケアマネジメント体制の充実

ワンストップ相談体制の整備や精神保健福祉士など専門家による支援を進めます。

☐ ワンストップ相談体制の整備に向けた検討

○ 各種相談事業の有機的連携の構築

福祉支援ネットワークの充実や福祉専門家の育成と確保により、相談事業の連携を深めていきます。

☐ 相談支援を行う機関相互のネットワーク化の推進

☐ 相談支援担当者の知識や技能の向上の促進

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
経済的自立に移行した生活保護世帯数	就労支援人の就労指導や公共職業安定所への同行訪問により経済的自立に結びついた生活保護世帯数	生活保護世帯への就労支援により年間2件程度の経済的自立を目指す。	—	—	0 世帯	H23	10 世帯	H29

(4) 施策全体に関わる数値目標

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
子育て環境の満足度	市民アンケート、満足度	—	43.2%	H18	59.9%	H23	65.0%	H29
高齢者・障がい者福祉に対する満足度	市民アンケート、満足度	—	46.8%	H18	54.6%	H23	60.0%	H29

■基本施策2 健やかな暮らしの実現

(1) 取り組み状況と成果

① 思春期から妊娠、出産、育児期まで一貫した支援体制の整備

○ 思春期の心と体の健康増進

- ◇ 中学生を対象に思春期教室を行い、乳児と触れあう体験などを通じて命の大切さを理解できるような保健教育や健康教室を実施しました。

○ 親子の心の問題に対する支援

- ◇ 「育メン教室」等の開催により、父親の育児参加の推進や支援を行うとともに、母親に対しカウンセリングの機会や子どもへの関わりを学ぶ機会を提供しました。

○ 不妊に悩む夫婦への支援

- ◇ 不妊治療費助成金交付制度により不妊治療への支援を行いました。

○ 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保

- ◇ 愛育会と連携してマタニティマークのキーホルダーを無償配付するとともに、マタニティマーク等の趣旨について普及啓発を行い、妊婦に優しい環境づくりを進めました。また、妊婦健康診査の公費負担と検査項目を拡充しました。

② 新生児期から乳幼児期まで一貫した支援体制の整備

○ 小児保健医療水準の維持・向上に向けた環境整備

- ◇ 緊急医療の体制整備のため、小児救急医療運営事業・休日夜間急患診療体制整備事業・甲府市医師会救急医療センター運営費・中巨摩医師会在宅当番医制運営費等に対して、財政的支援を提供しました。
- ◇ 乳幼児健診において事故防止パンフレットの配付を行うとともに、愛育会との協力で事故防止教室を実施しました。また、子の健康状態や養育状況を把握し、育児不安等の相談で早期支援を図ることで、虐待防止や産後うつを防ぐため、「こんにちは赤ちゃん事業」として新生児訪問を行いました。

○ 食育の推進と妊婦の禁煙対策の推進

- ◇ 食育推進計画を策定し、食育を計画的に推進する体制を整備しました。また、母親学級

や離乳食教室、すこやか相談、各乳幼児健診において、栄養士による食育教育を行いました。

- ◇ 妊婦相談、母親学級、パパママ教室や乳幼児健診において、喫煙の弊害や禁煙に関する啓発を行いました。

③ 安心して子育てができる相談・支援体制の整備

○ 子どもを守る取り組みの推進

- ◇ 乳幼児健診において事故防止パンフレットの配付を行い啓発するとともに、愛育会との協力で事故防止教室を実施しました。

○ 保護者への支援の推進

- ◇ 子育てに不安や悩みがある保護者への相談会として、保健師、栄養士を配置して「すこやか相談」を開催しました。
- ◇ 発達に問題を有している、あるいは有する可能性がある児に対して、その特性に応じた適切な指導を行うため、発達相談会を開催しました。
- ◇ 母親のこころの健康づくりや育児を支援するため、乳幼児健診時にストレスチェックとりフレッシュカウンセリング（こころの相談会）を実施するとともに、育児学級の開催や新生児訪問（こんにちは赤ちゃん事業）に取り組みました。また、愛育会と共同で父親の育児参加に向けた教室を開催しました。

④ 生活習慣病予防の体制整備

○ 健康な生活習慣を身につけるための支援

- ◇ 家庭訪問・来所相談・電話相談を行うとともに、禁煙対策の必要性について情報提供を行ってきました。

○ すべての市民が健康づくりに取り組める環境整備

- ◇ 公会堂や児童館を利用し、健康づくりに取り組めるような教室を開催しました。また、健康づくりに関する情報をまとめた保健事業年間予定表を全戸配付し、広報紙や市ホームページに詳細を掲載して情報提供に努めました。

○ さまざまな組織が主体的に取り組める環境整備

- ◇ 健康増進計画に基づき、個人・学校・地域や組織・行政の役割を確認しながら、中央市健康づくり推進協議会の場で取り組みの検討を行いました。

○ 特定健康診査・特定保健指導の徹底

- ◇ 特定健康診査および特定保健指導の定着を図るため、広報紙で周知を行いました。また、健康診査受診に関する情報提供および受診勧奨を適時に行いました。
- ◇ 山梨大学と連携を図り、情報通信技術を活用した「ICT健康あっぷ事業」により積極的な保健指導を行いました。

○ 体制整備のための計画策定

- ◇ 第一次中央市健康増進計画(平成20年度から平成24年度)を策定しました。

(2) 現状と課題および施策の必要性

- ◆ 思春期から妊娠、出産、育児期まで、一連の期間を安全に安心して過ごすことができる母子保健体制の充実が求められています。特に、母体の心身の健全さは生まれてくる児に直接影響する可能性が強いため、妊婦健康診査は重要であり、働き続ける妊婦が増えている中、定期的な健康診査を受診するよう指導を徹底していく必要があります。また、新生児は外界に対する抵抗力が弱く、栄養・環境・疾病予防への配慮が特に求められます。新たに母親となった市民の健康状態や養育状況を把握し、きめ細かな早期支援を行うことで、虐待や産後うつを防ぐことも重要となっています。
- ◆ 少子化対策の一環として、不妊に悩む夫婦への支援の必要性が強まっています。特に、不妊治療は経済的負担が大きいため、その費用負担を軽減することが求められています。
- ◆ 子どもの心身の健康を増進し、豊かな人間形成を図るうえで、「食」の重要性が注目されるようになっていきます。栄養の偏り、不規則な食事、過度の痩身志向などは、生活習慣病の増加など深刻な問題につながる可能性をはらんでおり、食に関する正しい理解と態度を養う食育教育を推進していく必要があります。また、家族による喫煙が子どもに及ぼす弊害について、乳幼児を持つ保護者の理解を深め、禁煙に取り組めるよう支援していくことも求められています。
- ◆ 核家族化や、地域住民相互の交流の希薄化等により、母親と子どもが孤立しやすい時代へと変化してきています。母親の育児不安の解消に向けて、経験豊富な高齢者世代を活用した子育て支援や、若い世代の母親同士の交流機会の充実、さらには、父親の積極的な育児参加の確保など、すべての母親に安心を与え、地域ぐるみ・家族ぐるみで子育てがサポートされるような環境づくりをさらに進めていく必要があります。
- ◆ わが国の自殺による死亡者数は、平成10年以降3万人を超える高い水準で推移し、遺族に心理的喪失や経済的損失をもたらすのみならず、社会にも大きな損失を及ぼす重要な課題となっ

ています。本市における自殺者数は、年度による変動はあるものの減少傾向ではなく、社会的問題として行政上の対応を行っていく必要があります。このため、ストレス対策を含むこころの健康づくりや、市民一人ひとりがこころの健康づくりを意識していけるような情報発信を行うなど、ポピュレーションアプローチ（市民全体に働きかけることにより、市民の精神保健上のリスクを少しずつ軽減させ、自殺のない社会へと移行させていくこと）を高めていく必要があります。

（3）施策の方向・主要事業および数値目標

① 思春期の保健対策と妊娠、出産に関する支援体制の整備

○ 思春期の保健対策の強化

思春期に入る中学生に対して保健教育を積極的に行うことにより、将来の妊娠、出産、育児の段階での母子保健の増進につなげるため、中学生に乳児と触れあう機会を提供して命の大切さを理解させるなど、学校との連携による保健対策を強化します。

☐ 中学生を対象とした思春期教室（赤ちゃん抱っこ体験等）の実施

○ 不妊に悩む夫婦への支援

特定不妊治療を必要としている夫婦に対し、不妊治療費を助成して経済的負担を軽減するとともに、出産しやすい環境づくりに向けた支援を行います。

☐ 不妊治療費への助成

○ 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保

母子手帳の交付を適切に行うことにより、市民の妊娠をもれなく的確に把握し、妊婦から乳幼児まで一貫した母子保健サービスの提供を確実に行っていきます。また、母子保健に関する情報提供を充実させるとともに、妊婦健診への助成や母親学級等による保健指導、妊婦同士の仲間づくりの促進などを通じ、妊娠・出産に関する不安を軽減し、市民が安心して出産に臨むことができるよう支援していきます。

さらに、妊娠・出産に関する父親の意識向上を図るため、啓発や情報提供など、妊婦をサポートする立場にある父親を意識した施策の展開にも努めていきます。

☐ 妊婦健康診査の充実および受診の促進

☐ 妊婦の交流の場づくりへの支援

☐ マタニティマークの普及啓発

☐ 父親を対象とした学習機会の提供

○ 母子保健行政の計画的な推進

母子保健計画（平成25年度から平成29年度）を策定し、思春期から妊娠、出産、育児期まで一貫した支援を実現するため、体系的・総合的に母子保健行政を推進していきます。

☐ 母子保健計画の策定および推進

② 新生児期から乳幼児期まで一貫した支援体制の整備

○ 新生児をもつ家庭への支援

新生児の栄養・環境・疾病予防状況、母親の健康状態や養育状況をきめ細かに把握し、適切な早期支援を図ります。

☐ 全戸新生児訪問（こんにちは赤ちゃん事業）による保健指導の推進

○ 子どもを守る取り組みの推進

子どもの不慮の事故による死亡や負傷を防ぐため、地区組織と連携した乳幼児の事故防止対策を進めます。また、体の抵抗力が小さい乳幼児が病気にかかり、悪化させることを未然に防ぐため、乳幼児健診の充実など個々の健康状態に応じた支援を推進します。

☐ 事故防止パンフレットの配付等による意識啓発

☐ 乳幼児健診の充実と受診の促進

○ 小児救急医療の環境整備の推進

病気にかかりやすく、悪化しやすい小児に対して、速やかに適切な処置ができる医療体制の整備を図るため、山梨県や医師会、関係機関との連携を強化し、救急医療体制の整備に向けた支援・協力を行っていきます。

☐ 小児救急医療の提供体制整備への支援

○ 食育の推進

栄養バランスや生活リズム、食べる楽しさ、生活習慣病予防の効果など、食に関する正しい知識や情報を得る機会を提供し、市民の食生活向上への支援に努めます。

☐ 栄養士による食育関連講座等の実施

○ 禁煙対策の推進

妊婦や乳幼児の家族による喫煙は、低体重児出生率や乳幼児突然死症候群・虫歯・ぜんそく等の危険を高めるとされ、こうした喫煙の弊害について、妊婦や乳幼児の保護者の理解を深める取り組みを推進します。

□ 禁煙の普及啓発活動の実施

○ 母子保健行政の計画的な推進

母子保健計画（平成25年度から平成29年度）を策定し、妊娠、出産から新生児・乳幼児の育児期まで一貫した支援を実現するため、体系的・総合的に母子保健行政を推進していきます。

□ 母子保健計画の策定および推進

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
医療機関を受診した事故件数の割合（1歳6か月）	1歳6か月健診時までの不慮の事故の割合	前期計画策定時の事故件数割合からの半減を目指す。	14.0%	H18	7.0%	H23	7.0%	H29
医療機関を受診した事故件数の割合（3歳）	3歳児健診時までの不慮の事故の割合	1歳6か月健診までと同等の水準まで引き下げる。	29.0%	H18	17.7%	H23	7.0%	H29
「こにちは赤ちゃん事業」による新生児訪問の割合	「こにちは赤ちゃん事業」による新生児訪問の割合	計画期間終了年度までに全戸訪問に限りなく近づける。	90.0%	H18	95.0%	H23	99.0%	H29

③ 安心して子育てができる相談・支援体制の整備

○ 育児不安の解消と子どものこころの安らかな発達の支援

母親が抱えがちな子育てに関する不安の解消に努め、母子ともに明るく健やかに過ごすことができるよう、育児支援情報の提供、育児に関する相談窓口の提供、乳幼児健診における母親のストレスチェックおよびカウンセリング事業等により、子育て中の母親の不安解消に努めるとともに、育児学級の開催等により地域内交流の機会を提供し、母子が地域社会全体からサポートされるような環境整備を進めます。また、父親の育児参加を促すための支援策も検討していきます。

- ☐ 育児相談窓口（健やか相談）の運営
- ☐ 乳幼児健診におけるストレスチェックおよびカウンセリング事業の実施
- ☐ 育児学級等の開催

④ こころの健康づくり支援体制整備

○ こころの健康づくりに関する普及啓発の推進

地域・学校・医療機関・各種団体等と連携を図りながら、広報紙・回覧板・市ホームページ等を活用してこころの健康づくりに関する情報提供を積極的に行うとともに、市民が関連知識を得られる学びの機会を提供していきます。

- ☐ こころの健康に関する広報活動の推進
- ☐ こころの健康づくりに関する学習機会の提供

○ 対面型の相談支援体制の整備

こころの健康に関する問題や、解雇・多重債務・健康問題など市民の精神的負担となるさまざまな問題について、関係機関と連携を図りながら個別に相談に応じられる体制を整備し、自殺予防のための早期対応を図っていきます。

- ☐ 電話、来所等による相談体制の整備

○ 関係機関との連携

自殺の要因は多様かつ複雑であり、自殺を考えている人を支え・防ぐには、精神保健的な視点だけでなく社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要であるため、医療機関、保健所、教育機関、障害福祉関係機関、高齢者福祉関係機関など、さまざまな分野の関係機関と密接に連携して対応していきます。

- ☐ 関係機関との連携強化

○ 自殺予防対策の計画的推進

健康増進計画（平成25年度から平成29年度）を策定し、ライフステージに応じた市民の健康づくりを総合的に進めるとともに、自殺対策推進計画（平成25年度から平成29年度）を策定し、こころの健康づくりを通じた自殺予防対策を計画的に進めていきます。

- ☐ 健康増進計画の策定および推進
- ☐ 自殺対策推進計画の策定および推進

(4) 施策全体に関わる数値目標

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
健康づくり施策に対する市民の不満	市民アンケートにおいて、保健・医療・福祉施策の不安・不満要因として「健康づくりへの支援」をあげた人の割合	—	20.0%	H18	13.1%	H23	10.0%	H29



■基本施策3 安心と信頼の医療体制

(1) 取り組み状況と成果

① 医療保険財政の健全化

○ 医療費適正化の検討

- ◇ 国の指導に基づく特定健康診査や特定保健指導の積極的な推進により、生活習慣病の発症や重症化の予防を図り、医療費の伸びを緩やかなものに抑制しました。
- ◇ 国民健康保険税の税率統一や税率改正を適時に行うとともに、電話催告や個別訪問による収納額の確保を図り、国保財政の適切な運営に努めました。

② 個々の成長過程に応じた健康づくり支援

○ 生活習慣病予防の推進

- ◇ がん対策として、胃がん・肺がん・腹部超音波（肝がん）・乳がん・子宮がん・前立腺がんの早期発見のための検診を行いました。また、対象年齢に応じて、子宮頸がん・乳がん・大腸がん検診の無料クーポン券を発行して普及啓発をしながら、積極的な受診を勧奨してきました。
- ◇ 健康診査受診に関する情報提供および受診勧奨を適時に行いました。また、特定健康診査および特定保健指導の定着を図るため、広報紙で周知を行いました。
- ◇ 山梨大学と連携し、情報通信技術を活用した「ICT健康あっぷ事業」により積極的に保健指導を行いました。

○ 成長段階や性差に応じた健康増進への取り組み

- ◇ 家庭訪問・来所相談・電話相談を行いました。

○ 市民の主体的参加に必要な情報の提供

- ◇ 健康に関する情報をまとめた保健事業年間予定表を全戸配付し、広報紙や市ホームページに詳細を掲載して、健康づくりの情報を提供してきました。
- ◇ 公会堂や児童館を利用して、健康づくりに取り組む教室を開催しました。

③ 感染症に対する正しい知識の普及啓発と各関係機関との連携

○ 予防接種に関する正しい知識の普及啓発と積極的な働きかけ

- ◇ 新型インフルエンザによる健康被害や社会機能への影響を最小限にとどめることを目的として、国や山梨県と連携を図りながら新型インフルエンザ対策行動計画を策定しました。

○ 各関係機関との連携強化

- ◇ 国との連携のもと、はがきや電話による予防接種の個別接種勧奨を行いました。

○ 結核に関する正しい知識と早期発見・早期治療への普及啓発

- ◇ 人間ドックや総合健診時における胸部レントゲン検診の受診を奨励しました。

○ その他の感染症対策

- ◇ 細菌性髄膜炎の予防のため、ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種について助成しました。また、日本脳炎の接種勧奨の再開や不活化ポリオの導入など、法律に基づき、予防接種による感染症対策を必要のつど適切に行いました。

(2) 現状と課題および施策の必要性

- ◆ 高齢化や感染症の流行などに伴う医療費の増加は、医療保険財政を圧迫しています。加えて、国庫支出金の削減など、国保財政を取り巻く状況は一層厳しさを増していくことが想定されます。国民健康保険制度を持続可能なものとしていくため、生活習慣病予防に効果のある健診の受診促進や保健指導のさらなる強化、ジェネリック医薬品※の処方の推奨・推進等により、支出の圧縮を図るとともに、あわせて収入の確保策を積極的に講じていくことが不可欠となっています。
- ◆ 疾病の予防対策には、健康を増進し、発病を予防する「一次予防」、早期発見・早期治療を目的とする「二次予防」、リハビリなどによる社会復帰を目的とした「三次予防」があります。このうち一次予防対策では、一人ひとりが生活習慣を改善し、健康増進に努めることが基本となります。健康づくりを実践しようとする市民に対し、個々のライフステージに応じた支援を提供するとともに、地域で支えあうことのできる環境を整備していく必要があります。

※ジェネリック医薬品 後発医薬品ともいい、特許が切れた新薬と同じ有効成分や製法を用いて他の製薬会社が製造、供給する医薬品のこと。開発費用が安く抑えられることから、新薬に比べて薬価が安くなります。

- ◆ 健診は、自覚症状のない疾病を発見したり、自覚症状を感じる前の段階で早期に危険因子や疾病を発見したりするための有力な二次予防手段です。健診に関わる医療保険者・事業所・市等の役割分担を明確にし、連携を推進していく必要があります。
- ◆ 本市に立地する山梨大学医学部は、市民の健康づくりのための重要な地域資源であり、同大学との連携をさらに強化しながら健康づくりへの支援を推進していく必要があります。
- ◆ がんは、国民の死亡原因の第1位であり、40歳代・50歳代の働き盛り世代の死亡疾患としても30～40%を占めているため、その対策は重要となっています。
- ◆ 喫煙が健康に及ぼす影響は大きく、がん・心疾患・脳血管疾患などの生活習慣病や呼吸器系疾患の原因となるとともに、受動喫煙によって喫煙者の周辺にも健康被害をもたらします。これらの疾病や健康被害を予防するため、禁煙・分煙をさらに推進していく必要があります。
- ◆ 予防接種は、これまで多くの疾病の流行防止に大きな成果をあげ、感染症対策に極めて重要な役割を果たしてきました。今後とも市民の接種機会を安定的に確保するとともに、社会全体として一定の接種率を維持していく必要があります。
- ◆ 感染症に対する備えとして、市民に正しい知識を持っていただくための情報提供を行うとともに、衛生教育やワクチン接種など、可能な予防手段を推進することが重要です。また、感染症のまん延防止のため、国・山梨県や医療機関と連携を強め、その脅威に対する備えをしておく必要があります。
- ◆ 結核について、近年、抗結核薬に耐性を有する多剤耐性結核の発生、住所不定者や外国籍住民などの感染増加、高齢者における再発など、引き続き予断を許さない状況があるため、患者数の動向等を注視しながら適切に感染拡大を防止していく必要があります。

(3) 施策の方向・主要事業および数値目標

① 医療保険財政の健全化

○ 医療費適正化の検討

医師が処方する薬のジェネリック医薬品への切り替えを推進し、薬代の軽減を通じた医療費の抑制を図ります。

☐ 差額通知の送付や広報紙等による普及啓発

○ 適正な医療の提供

特定健康診査や特定保健指導の積極的な推進により、生活習慣病の発症予防や早期発見・早期治療による重症化防止に努め、将来の医療費の抑制を図ります。

☐ 未受診者対策の強化等による特定健康診査・特定保健指導の受診率向上の促進

○ 収入の確保

国保財政の持続的な運営を確保するため、電話による催告や戸別訪問等による収納確保策を強化していきます。また、医療費に応じた国民健康保険税負担の必要性の観点から、国民健康保険税の見直しについて検討します。

☐ 催告、訪問等による収納確保の推進

☐ 国民健康保険税の適正水準の検討

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
国保加入者一人あたりの医療費 (10 割分)	療養給付費・療養費の費用額を年度平均の被保険者数で除して得た10 割分相当の額	計画期間終了年度までの医療費の伸びを前期計画期間中の水準にとどめることを目指す。	212,492 円	H18	286,350 円	H23	385,000 円	H29

② ライフステージに応じた健康づくり支援

○ 生活習慣病予防の推進

生活習慣病予防に関する情報提供を積極的に行っていきます。また、広報やパンフレット、健康教育などの機会を利用し、特定健康診査の受診率向上および保健指導率の向上を図ります。

☐ 生活習慣病予防に関する情報提供の充実

☐ 特定健康診査等の受診率向上の推進

○ ライフステージに応じた健康増進の支援

学校や企業と連携し、疾病の予防・早期発見のための健診を推進するとともに、本人・家族に対する相談体制の充実・強化を図ります。

☐ 健診の推進および健康相談の充実

○ 市民の主体的参加に必要な情報の提供

広報紙・回覧板・市ホームページ等を活用し、健康づくりの実践に必要な情報を、ライフステージに応じてわかりやすく分類・整理し、きめ細かに提供していきます。

☐ 健康づくり関連情報の提供の充実

○ がん対策の推進

各種がん検診やがんに関する情報提供の充実により、がんによる死亡者の減少を図ります。また、山梨県がん対策推進計画に基づき、県との連携を強化し対応していきます。

☐ がん検診の受診推進

○ 禁煙対策の推進

喫煙が及ぼす健康への影響について、知識の普及を図ります。また、妊婦や乳幼児の保護者に対して、喫煙が子どもに及ぼす影響について啓発するため、母子手帳交付時や母親学級・パパママ教室・育児学級・乳幼児健診等の機会をとらえて情報提供していきます。

禁煙・分煙の環境づくりをすすめるよう広報活動を行っていきます。

☐ 喫煙による影響についての普及啓発、情報提供の充実

☐ 禁煙・分煙の推進のための広報の充実

○ 健康増進行政の計画的な推進

健康増進計画（平成25年度から平成29年度）を策定し、ライフステージに応じた健康づくり支援施策を総合的に進めていきます。

☐ 健康増進計画の策定および推進

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
特定健康診査受診率	40歳～74歳までの特定健診受診者数÷対象者数×100	計画期間終了年度までに国の目標である60%を目指す。	33.0%	H18	43.5%	H23	60.0%	H29
特定保健指導の実施率	40歳～74歳までの特定保健指導の終了者数÷対象者数×100	計画期間終了年度までに国の目標である60%を目指す。	15.0%	H18	19.4%	H23	60.0%	H29

③ 感染症に対する正しい知識の普及啓発と各関係機関との連携

○ 予防接種に関する正しい知識の普及啓発と接種率の向上

乳幼児期においては、健診や育児学級など、母子保健事業のあらゆる機会を通じて情報提供を行い、接種状況の確認をしていきます。

学童・高齢者については、対象者に個別通知を行い、接種勧奨を行います。

医療機関との連携を進める中、予防接種相互乗り入れを推進し、かかりつけ医で接種しやすい体制整備を進めます。

広報紙や市ホームページを活用し、国や市の動向や必要な情報を早期に伝えていきます。

☐ 予防接種に関する情報提供の充実

☐ 予防接種を受けやすい環境の整備

○ 結核対策

多剤耐性結核の発生状況に関する情報提供や、結核を発症・再発しやすい層に対する健診の勧奨などを強化し、胸部レントゲン検診受診率の向上を図るなど、結核の感染拡大の抑制に努めます。

☐ 結核に関する情報提供の充実

○ その他の感染症対策

エイズ・新型インフルエンザ・肝炎等の感染症対策について、保健所や医療機関など関係機関との連携を強化し、対応します。

☐ 関係機関との連携強化

■基本施策4 まごころをはぐくむ教育

(1) 取り組み状況と成果

① 学校と家庭と地域の連携強化

○ 専門職員の確保と相談体制の整備

- ◇ 中学校へは、スクールカウンセラーおよび心の相談員を配置し、小学校においても、派遣要請によりスクールカウンセラーのカウンセリングを受けられる体制を構築しました。
- ◇ 児童虐待については、児童相談所との連携を図るとともに、要保護児童対策地域協議会実務者会議や支援検討会議（ケース会議）へ参加しました。また、虐待防止に向けて、学校から各家庭へ虐待防止啓発に関するパンフレットを配付するとともに、校長会での専門家による講演実施など、学校の対応力を高めました。

○ LD※・ADHD※・高機能自閉症※等の児童への支援充実

- ◇ LD・ADHD・その他の障がいを持った児童生徒に対して、市単教員（市独自で採用した教員）を配置し、支援体制を充実させました。

② 未来を担う人材の育成

○ 市単教員の採用ときめ細かな教育の実施

- ◇ 市独自に採用した教員を小学校へ配置し、きめ細かな教育を行うとともに、地域の伝統芸能や技能、体験学習を通じ、地域に対する理解や愛着の向上を促しました。

○ 外国籍児童・生徒に対する支援強化

- ◇ 外国籍児童・生徒に対する支援として、小中学校に通訳を配置し日本語指導に力を注ぎました。

※LD Learning Disabilitiesの頭文字で、学習障害の略。学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れは見られないものの、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のうち、特定のものの習得と使用が著しく困難な状態を指します。

※ADHD Attention-Deficit/Hyperactivity Disorderの頭文字で、注意欠陥/多動性障害の略語。典型的な状態としては、注意が散漫になりがちで不注意、じっとしてられない多動、衝動的な行動が目立つ衝動などがあります。

※高機能自閉症 他者との社会的関係が形成できなかったり、言葉の発達が遅れたり、特定のものにこだわったりする自閉症の一種ではあるが、知的発達の遅れを伴わない場合を、高機能自閉症といいます。

③ 豊かな「食」に対する理解の向上

○ 食の重要性に対する教育の充実

- ◇ 栄養・食育推進計画に基づき、毎年各小学校の授業の中で米作りなどの体験学習を行うとともに、給食の調理食材には地産地消を心がける等、「食育」を推進しています。

○ 給食施設システムのあり方について検討

- ◇ 既存の給食施設の老朽化、学校給食衛生基準への不適合等の問題を解決するため、給食施設検討委員会を設置し、今後の給食施設システムのあり方について協議・検討を行い、「豊富小学校給食室は新基準に準じているので、当面は田富・玉穂地区の統合をするが、将来的には、本市の小中学校全ての調理を行うことができる給食センターの設置が望ましい。」との答申が出されました。

④ 義務教育施設の整備推進

○ 通学環境、児童生徒数の動向に配慮した通学区域の検討

- ◇ 平成20年度から豊富地区中学生通学区域を玉穂中学校の通学区域に変更しました。

○ 安全性向上に向けた通学路および学校施設の整備

- ◇ 通学路の整備状況について、各小学校において危険区域の内容を確認しました。
- ◇ 環境に配慮した施設整備のため、田富・三村・豊富小学校へ太陽光発電施設を設置し、中学校学習指導要領の改訂による武道の必修化に対応するため、田富中学校へ武道場を設置しました。また、快適な学習環境および災害時の避難経路を確保するため、全小中学校普通教室へ空調設備を設置するとともに、ガラス飛散防止工事を実施しました。

○ 学校施設の耐震化改修の実施

- ◇ 耐震基準を満たしていなかった学校施設について建て替えを行い、今後廃止が決定している建物を除き全施設の耐震化が完了しました。

⑤ 市の独自性のある教育の推進

○ 新市を知る社会科副読本を作成

- ◇ 市内の児童、生徒が、合併後の新市のエリア全域に対して理解し、愛着を持てるようにするため、中央市社会科副読本編集委員会を設立し、同委員会において「わたしたちのまち中央市（田富編・玉穂編・豊富編）」を作成しています。

○ 生きる力をはぐくむ教育（生）・命を大切にする教育（命）・信頼し合う教育（信）の実施

- ◇ 市内中学生を対象に、夏休みを利用したオーストラリア語学研修を実施し、ホームステイ・ファームステイなどの実体験を通じ語学力向上、国際理解の促進につなげているほか、友好都市である中華人民共和国四川省都江堰市と中学生の交流事業を実施しています。

(2) 現状と課題および施策の必要性

- ◆ 平成23年度に実施した市民アンケートによれば、学校教育にかかわる市の取り組み方として、引き続き「道徳心・倫理観を重んじた教育の推進」に向けた取り組み強化が求められています。
- ◆ 児童・生徒の安全な暮らしと学ぶ環境を確保するため、家庭、学校、地域社会、行政が連携した体制をより強化していくことが必要です。
- ◆ 外国籍児童に対する言葉の問題などへの対応については、今後も継続的に強化する必要があります。
- ◆ 障がいの重複化や多様化が進み、発達障害（LD、ADHD、高機能自閉症等）のある児童・生徒が増加傾向にあります。これらの児童・生徒に対する支援の充実が求められています。
- ◆ 農業が地域に根付く本市では、児童・生徒の健康面への配慮からだけではなく、地域の産業や食文化への関心を高める必要性から、給食を通じた食育を今後とも実践していく必要があります。
- ◆ 今後も引き続き、新たな住民の流入や市内他地域からの転居などによる児童・生徒数の変動を踏まえ、通学区域の見直しについて検討が必要です。また、教育カリキュラムの改善に対応した施設改修については、各学校の状況や児童・生徒数の変動などを踏まえ、老朽化に伴う大規模改修工事計画などとの調整を図りながら、計画的、効率的に実施していく必要があります。
- ◆ 東日本大震災では、多くの学校施設において天井材の落下など非構造部材の被害が生じ、避難所として使用できなかった事例も発生しています。本市の学校施設については、構造体の耐震化は完了しましたが、天井、照明器具、外壁など非構造部材の耐震化は、既存ガラスの飛散防止対策など一部の取り組みにとどまっています。学校施設は、災害発生時の地域住民の避難所としての役割も果たすため、安全性の確保は極めて重要です。学校施設の非構造部材

に対する耐震化の推進が求められています。

- ◆ 身近な地域や市内全域に対する児童・生徒の関心を高めるとともに、市の教育方針に対する市民の理解を促していく必要があります。

(3) 施策の方向・主要事業および数値目標

① 学校と家庭と地域の連携強化

○ 地域社会全体で子どもを育む環境づくり

子どもまもり隊などの取り組みを通じ、学校、家庭、地域との連携強化に努めるとともに、地域社会全体で学校を支援する体制整備を進めていきます。

- ☐ 学校、家庭、地域との連携強化
☐ 地域社会全体で学校を支援する体制の整備

○ 専門職員の確保と相談体制の整備

スクールカウンセラー（県事業）や心の教室相談員（市単独事業）などとの連携を強化し、いじめの早期発見と早期対応、不登校の未然防止、問題行動などの課題解決に取り組めます。

児童虐待に関しては、学校、民生児童委員、児童相談所などの関係機関と連携、情報共有を図るなど、問題の早期発見、早期対応に努めます。また、要保護児童対策地域協議会や実務者会議などへ参加し、相談支援体制の向上に努めます。

- ☐ 専門職員などとの連携強化
☐ 相談支援体制の向上
☐ LD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒への理解の普及促進と支援の充実

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
不登校になっている児童生徒の割合	年間30日以上欠席（病欠を除く）の児童生徒数÷市立学校児童生徒数×100	計画期間終了年度までに、1%以下の水準を目指す。	1.2%	H18	1.5%	H23	0.8%	H29

② 未来を担う人材の育成

○ 市単教員の採用ときめ細かな教育の実施

市独自に採用した教員（市単教員）を各学校に配置することにより、情報教育、環境教育、国語教育、英語教育、福祉教育、国際交流事業などに力を注ぎ、教育内容の充実を図ります。また、個別指導、習熟度別指導や少人数指導の充実により、児童・生徒へのきめ細かな教育を実施します。

☐ 市単教員の採用ときめ細かな教育の実施

○ 外国籍児童・生徒に対する支援強化

外国籍児童・生徒を支援するため、市内小中学校へ配置した通訳と連携し、日本語指導、学習面や生活面の適応指導を推進していきます。また、日本国籍の児童・生徒に対しては、多文化教育を充実し、多様な文化を尊重し受け入れられる心を育てます。また、地域や親世代の相互理解を推進するために交流を促します。

☐ 通訳との連携による外国籍児童・生徒に対する教育支援の推進

☐ 多文化共生に対する理解の促進

○ 発達障害（LD・ADHD・高機能自閉症等）のある児童への支援充実

市独自に採用した特別支援教員を配置し、早期発見、早期支援に向けた支援体制の充実に努めます。支援においては、一人ひとりの子どもの的確な実態把握を行うなど、障がいに応じたきめ細かな対応に努めます。

☐ 支援体制の充実、障がいに応じたきめ細かな対応

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
通常学級在籍で要支援の児童生徒に対応する支援員の設置人数	市内小中学校への支援員配置人数	現況値の支援体制維持を目標とする。	6人	H19	10人	H23	10人	H29
外国籍児童生徒に対応する日本語指導者・通訳の設置人数	市内小中学校への通訳配置人数	計画期間終了年度までに市内小中学校全校への通訳配置を目指す。	3人	H19	3人	H23	8人	H29

③ 豊かな「食」に対する理解の向上

○ 食の重要性に対する教育の充実

児童・生徒に望ましい生活習慣や食習慣を身につけさせるため、「栄養・食育推進計画」を見直し、学校・家庭・地域の連携により「食育」を推進していきます。また、米作りなどの体験学習を実施するとともに、地域の生産者等との協力体制を築き、「まごころ給食」など地域の食材を利用した献立、郷土食、行事食を学校給食に積極的に取り入れるなど、地産地消を推進します。さらに、栄養教諭、学校栄養職員などの指導により、児童・生徒の地域の食文化に対する関心を高め、食への感謝の心の育成に努めます。

- ☐ 「栄養・食育推進計画」に基づく食育の推進
- ☐ まごころ給食実施による地産地消の推進
- ☐ 児童・生徒の地域の食文化に対する理解促進

○ 給食施設のあり方に関する検討

児童・生徒に対する安全・安心な給食の提供のあり方について、給食施設検討委員会からの答申に基づき、施設の老朽化、衛生面での安全・アレルギー対策などの視点を踏まえ検討を行います。

- ☐ 給食施設の建設計画の策定

④ 義務教育施設の整備推進

○ 通学環境、児童・生徒数の動向に配慮した通学区域の検討

通学区域について、今後の児童・生徒数の変動を踏まえ、必要に応じ現在設定されている指定校の見直しを検討します。

- ☐ 通学区域の見直し検討

○ 学校施設の耐震化、改修の実施

学校施設の構造体の耐震化は完了しましたが、天井、照明器具、外壁、窓ガラスなどの非構造部材について調査を行い、必要に応じて耐震化、改修などの検討を行っていきます。

老朽化し大規模改修が必要な学校施設については、計画的に工事を実施していきます。また、既に大規模改修工事を実施した施設についても、工事実施から相当の年数が経過しているため、引き続き今後のあり方について検討していきます。

- ☐ 学校施設の非構造部材に関する耐震化などの検討
- ☐ 大規模改修工事の計画的な実施
- ☐ 大規模改修工事済み施設の今後のあり方について検討

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
大規模改修(改築)が必要な学校施設数	大規模改修(改築)が必要な市内小中学校施設数	大規模改修(改築)工事未実施の3校の工事を完了する。	—	—	3校	H23	0校	H29

⑤ 市の独自性のある教育の推進

○ 郷土学習の推進

児童・生徒が身近な地域や市内全域に対する理解を深め、郷土への愛着を持てるようにするため、引き続き、郷土学習教材「わたしたちのまち中央市」を活用した郷土学習を推進していきます。同教材については、専門家、歴史家、行政が連携して、概ね3年毎に改訂を行っていきます。また、地域や学校において、自然、環境、伝統、文化などの地域資源や人材を活用した体験活動を推進していきます。

- ☐ 「わたしたちのまち中央市」を活用した郷土学習の推進
- ☐ 地域資源を活用した体験学習の推進

○ 生きる力をはぐくむ教育(生)・命を大切にする教育(命)・信頼し合う教育(信)の実施

平成21年度に策定した、市の今後の教育振興のあり方を定めた「中央市教育振興基本計画」に基づき、市の教育の基本である「まごころ」を基本に生きる力をはぐくむ教育、命を大切にする教育、信頼し合う教育を推進していきます。

また、「中央市教育の日(まごころの日)」を広報紙、市ホームページなどを活用し、広く一般にPRし、市民の理解の促進に努めます。

- ☐ 中央市教育振興基本計画の推進
- ☐ 市の教育方針に対する理解の促進

(4) 施策全体に関わる数値目標

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
幼児教育・学校教育の満足度	市民アンケート、満足度	—	59.0%	H18	66.5%	H23	70.0%	H29

■基本施策5 あらゆる世代への学びの提供

(1) 取り組み状況と成果

① 地域の特性を活かした生涯学習の推進

○ NPO、ボランティア団体と連携した生涯学習講座の企画・実施

- ◇ 生涯学習プログラムとして複数の講座等を開設しました。高齢者学習に特化したまごころ学園（高齢者学級）や成人学習のプログラムの一環として実施した複数のサークルでは、専門的な知識を有した市民および市民団体が自ら講座の講師を務めています。

○ 放課後子どもプランの推進

- ◇ 放課後子どもプランに基づき、民間委託による放課後子ども教室を開催しています。

○ 山梨大学など、県内大学との連携

- ◇ 山梨大学や山梨学院大学、山梨県立大学などの県内各大学より講師を招き、成人学習および、まごころ学園（高齢者学級）を中心に講演会を実施するとともに、放課後子ども教室では山梨大学の学生などが学習アドバイザーとして支援にあたっています。

○ 地域文化の伝承と交流の場づくり

- ◇ 放課後児童クラブを中心として、活動の拠点となる児童館に地域の高齢者を招待するとともに、週に1回程度「いきいきふれあい広場」を各児童館に開設し、子どもと高齢者がふれあえる場を設けています。

② 生涯学習や文化創造拠点の整備

○ 高齢者の健康と生きがいを育む学習の提供

- ◇ まごころ学園（高齢者学級）において、生きがいづくり、健康づくり教室や生涯学習講座などを実施しています。

○ 学習活動を通じた社会参加の促進

- ◇ まごころ学園（高齢者学級）では、複数の市民および市民団体が各教室・講座において講師を務めています。

③ スポーツ活動拠点の整備

○ スポーツ活動施設の整備

- ◇ 市民がよりよい環境でスポーツ活動が行えるよう施設整備を行いました。

○ 学校開放に向けた施設整備

- ◇ 学校施設について、新規もしくは建て替え改修を実施するとともに、学校施設の有効活用によりスポーツ振興へつなげました。

○ スポーツ指導者の育成

- ◇ スポーツ少年団の指導者に対して新課程での講習会を行うとともに、市民スポーツの拠点として、指導者の拡大にも力を入れて活動している市内の総合型地域スポーツクラブ※との連携を図り、支援を行っています。

④ 歴史文化の継承と文化財の保存整備

○ 地域文化への理解の促進

- ◇ 市内の文化財を巡る「ふるさとウォーキング」や郷土の歴史や文化を学ぶ歴史文化講座を開催するとともに、小学校の地域学習や高齢者の学習会等にも積極的に携わり、郷土に対する理解を深める支援を行っています。
- ◇ 市内の指定文化財を整理・紹介した文化財ガイドを作成・配付し、指定文化財について自ら学習できる機会を整備するとともに、市の広報紙を活用した積極的な情報提供を行いました。

○ 文化財保護、修復支援

- ◇ 指定文化財の維持・管理者へ、指定文化財維持管理報奨金を交付し、文化財の保護を奨励しています。

⑤ 図書館活動の推進

○ 子ども読書活動の推進

- ◇ 中央市立図書館では、複数のボランティアグループと連携して、読み聞かせ会を実施し、開催回数を増やすなど、年々その内容を充実させています。
- ◇ 子どもが良書にめぐり合えるよう児童書の充実を継続的に図るとともに、0歳児を対象とした「ブックスタート事業」、小学校新入生を対象としたブックプレゼントや夏休

※ 総合型地域スポーツクラブ 幅広い世代の人々が、各自の志向・競技レベルに合わせて、さまざまなスポーツに触れる機会を提供する、地域密着型のスポーツクラブを指します。

み中に開催した小学生対象のおはなし会、工作教室等、さまざまな事業を実施しています。

- ◇ 小中学校のカリキュラムに必要な図書資料の貸出や社会科見学等を実施するとともに、定期的な学校図書館司書と公共図書館司書との交流や読書調査による子どもの読書活動の実態把握に努めています。
- ◇ 日本図書館協会の「日本の図書館 統計と名簿2011」によると、人口3万人未満の全国57市の市立図書館の中で、中央市立図書館が、平成22年度実績で貸出数、蔵書数、資料費予算額で全国トップとなりました。

○ 図書館の利便性、安全性の確保

- ◇ 病院に入院中の子どもや障がいのある子ども、外国籍の子どもへの支援などを実施するとともに、図書館利用者の利便性、安全性向上のために駐車場の整備、車いす、ベビーカーの設置、段差の解消など、施設のバリアフリー化にも取り組んでいます。

(2) 現状と課題および施策の必要性

- ◆ 幼児から高齢者まで市民の幅広いニーズに対応した生涯学習の機会と内容の充実、情報提供の推進が求められています。また、生涯学習の拠点として、図書館機能の充実も求められています。
- ◆ 各種教室、講座等を受講する生徒が、学習活動を継続することができるよう、参加しやすい時間帯（曜日）などへの配慮、指導者や自主グループの育成が必要です。さらに、NPO、ボランティア団体および山梨大学や山梨学院大学、山梨県立大学などの県内各大学との連携による生涯学習プログラムのさらなる充実が必要です。
- ◆ 子どもたちが安全で健やかに過ごせる居場所づくりに向けて、放課後子どもプランのさらなる推進が求められています。また、地域文化の伝承と世代間の交流の場として、地域活動やボランティア活動の促進が求められています。
- ◆ 市内のスポーツ活動施設について、老朽化している施設も多く、施設維持管理費は年々増加傾向にあります。今後は、施設の利用状況、類似施設の近接状況、設置目的などを踏まえ、全市的な視点から利用しやすいスポーツ施設の再配置などの検討が必要となっています。
- ◆ 市体育協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブなど各種スポーツ団体や生涯スポーツの推進役であるスポーツ推進委員※との連携により、市民ニーズを踏まえた効果的な

※スポーツ推進委員 スポーツ基本法に基づき市町村が委嘱するもので、生涯スポーツ推進のコーディネーターとしての役割を担います。

生涯スポーツ推進に向けた取り組みが必要です。また、スポーツ活動の指導者養成・確保・活用といった指導体制の充実が引き続き求められています。

- ◆ 文化財の中には、破損・腐朽・風化のおそれがあるものが含まれており、修理・保存処理など適切な対応が必要です。

(3) 施策の方向・主要事業および数値目標

① 地域の特性を活かした生涯学習の推進

○ NPO、ボランティア団体と連携した生涯学習講座の企画・実施

生涯学習にかかわる各種市民団体などとの連携を強化し、多様な学習テーマに対応した生涯学習プログラムの企画・実施、受講者の拡大、講師の確保に努めます。さらに、生涯学習の成果が学習者個人での活用にとどまらず、地域社会で広く活用されるよう、講座修了者が新たに講師になるシステムの導入、山梨県ことぶきマスター人材バンクへの講師登録の推進、指導者養成・研修事業の開催などについて検討を行います。また、各種教室のサークル化への支援など、生涯学習団体の活動促進に向けた支援を行います。

- ☐ 生涯学習プログラムの企画・実施
- ☐ 山梨県ことぶきマスター人材バンクへの講師登録の推進
- ☐ 指導者養成・研修事業の開催、支援
- ☐ 生涯学習団体の活動促進に向けた支援

○ 放課後子どもプランの推進

放課後子どもプランの推進に努めるとともに、地域の人々の協力を得ながら、学習支援やスポーツ活動を行う教室を開催するなど、子どもが安心して遊び、学べる居場所を確保します。

- ☐ 放課後子どもプランの推進
- ☐ 学習支援教室、スポーツ教室などの開催

○ 山梨大学など、県内大学との協働

県内大学との連携により、大学からの講師の派遣を要請するとともに、より高度な市民講座の開設を検討します。また、市民の自主的な学習活動を支援するため、大学で実施されている公開講座など生涯学習に関する情報の提供を推進します。

- ☐ 県内大学からの講師派遣要請、市民講座開設の検討
- ☐ 生涯学習に関する情報提供の推進

○ 地域文化の伝承と交流の場づくり

放課後子どもクラブ、いきいきふれあい広場などの取り組みにより、子どもと高齢者の交流を促進します。また、ふるさとウォーキングなどの地域活動、農業体験教室などの体験活動、環境美化などのボランティア活動等への参加を促し、世代間の活発な交流を進めます。

- ☐ いきいきふれあい広場の開設
- ☐ 世代間の交流促進

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
生涯学習講座等の参加者数	市が主催する生涯学習講座等への参加者数	一定程度の参加者数を確保したことから、前期計画策定時と同様、平成17年から平成18年の増加率（年間あたり2%の増加）の維持を目指す。	2,643人	H18	7,372人	H23	8,300人	H29

② 生涯学習や文化創造拠点の整備

○ 高齢者の健康と生きがいを育む学習の提供

高齢者の学習ニーズに応えるとともに、生きがいづくりに向けて、まごころ学園（高齢者学級）で提供されるプログラムのさらなる充実を図ります。参加しやすい時間帯（曜日）、会場までの移動手段の確保（市内循環バスの運行検討）などの配慮を行い、参加者の増加に努めます。また、多様な分野で活躍する人材を、まごころ学園に講師として派遣します。

- ☐ まごころ学園（高齢者学級）で提供されるプログラムの充実
- ☐ 参加者に配慮した開催時間帯、会場までの移動手段などの検討

○ 学習活動を通じた社会参加の促進

まごころ学園（高齢者学級）生の中から、学習会を通じて地域づくりの指導者となる人材を養成します。また、学習成果の発表の場や機会の提供、学習した知識を地域づくりやボランティア活動などへ活かせるよう、地域活動や地域イベントへの参加を促進していきます。

- ☐ 地域づくり指導者の育成
- ☐ 地域活動や地域イベントへの参加促進

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
まごころ学園（高齢者学級）の生徒数	まごころ学園（高齢者学級）に登録している生徒数	現況値から、年間あたり17名程度の増加を目指す。	257人	H18	268人	H23	370人	H29

③ スポーツ活動拠点の整備

○ スポーツ活動施設の整備

地域住民が日常的にスポーツに親しむことができるよう、市営スポーツ施設および運動場や体育館などの学校体育施設について、適切な維持管理に努めます。

また、今後の市内スポーツ活動施設のあり方について、公の施設検討委員会などで検討を行います。

- ☐ 市内スポーツ施設の適切な維持管理の推進
- ☐ 今後の市内スポーツ活動施設のあり方の検討

○ 学校体育施設の活用

市民スポーツ振興の観点から、市内小中学校と連携して運動場や体育館など学校体育施設について、地域への開放を推進します。また、施設の適切な利用に向けて、利用者に対して施設利用時のルール、マナーを徹底していきます。

- ☐ 市内小中学校と連携した学校体育施設の地域への開放推進

○ スポーツ指導者の育成

スポーツ指導者の育成に努め、日本体育協会公認スポーツ指導者の増加を目指します。また、スポーツ少年団の指導者については、指導者資格制度の改正に対応するため、講習会を開催するなど、新たな資格への移行を促進します。

- ☐ 日本体育協会公認スポーツ指導者の育成、増加
- ☐ スポーツ少年団指導者の新資格への移行促進

○ 各種スポーツ団体との連携

市体育協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブなど各種スポーツ団体との相互の連携を強化するとともに、各団体の主体的な運営を幅広く支援し、市民誰もがスポーツに親しめるよう、生涯スポーツを推進していきます。

また、生涯スポーツの推進役であるスポーツ推進委員協議会を定期的に開催し、市民ニーズを踏まえた事業を検討・実施し、年間を通じて生涯スポーツを実践する市民の増加を目指します。

- ☐ 各種スポーツ団体との連携強化、運営支援
- ☐ スポーツ推進委員協議会を中心とした生涯スポーツ事業の検討、実施

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
市が所有するスポーツ施設の利用者数	市が所有するスポーツ施設の利用者総数	現況値から2割程度の利用者数の増加を目指す。	186,646人	H18	179,981人	H23	215,000人	H29
年間を通じて、生涯スポーツを実践している市民の数	市体育協会加盟競技団体の登録者数（累計）	現況値から年間あたり100人程度の登録者の増加を目指す。	2,116人	H18	2,405人	H23	3,000人	H29
有資格指導者の登録者数	（公財）日本体育協会に登録された公認スポーツ指導者の数（累計）	現況値から年間あたり5人程度の指導者の増加を目指す。	42人	H19	70人	H23	100人	H29

④ 歴史文化の継承と文化財の保存整備

○ 地域文化への理解の促進

市民が地域の歴史に対する理解を深め、文化財への愛護精神を高めるために、文化財めぐり（ふるさとウォーキングなど）や地域の歴史・文化に関する講座を開催するとともに、広報紙、市ホームページなどを活用し積極的に情報発信を行っていきます。また、児童・生徒の地域学習や高齢者の学習会等を充実させるために講師を派遣します。

- ☐ 文化財めぐり、歴史・文化に関する講座の開催
- ☐ 地域の歴史と文化財に関する積極的な情報発信
- ☐ 地域学習会等への講師の派遣

○ 文化財保護、修復支援

地域に伝わる文化財について調査・研究を行い、地域の歴史を知る上で重要なものは積極的に市指定文化財に指定し、保存、継承に努めます。また、文化財の保存に係る緊急性や必要性を適切に判断し、所有者などに対して文化財の保存への効果的な支援を行います。

- ☐ 文化財の調査・保存、継承
- ☐ 所有者などに対する文化財の保存への効果的な支援

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
指定文化財件数	指定文化財件数 (累計)	現況値から、概ね、 年間あたり1件程度 の新規指定を目指す。	34件	H19	36件	H23	42件	H29

⑤ 図書館活動の推進

○ 子ども読書活動の推進

「中央市子ども読書活動推進計画」に基づき、読書環境の整備、読書機会の充実に努めていきます。子どもの発達段階に応じ、7ヶ月健診時に絵本を贈る「ブックスタート事業」、小学校入学時および中学校卒業時に本を贈る「ブックプレゼント事業」などの取り組みを行い、長期的な視点で子どもの読書活動を推進していきます。

また、家庭、ボランティア団体、幼稚園・保育所、小中学校、学校図書館、児童館、市立図書館などの連携・協力体制を強化し、図書館における読み聞かせ会のさらなる充実、小中学校のカリキュラムと図書館利用とを連動させた取り組みなどを実施していきます。

- ☐ 「中央市子ども読書活動推進計画」の推進
- ☐ 子どもの発達段階に応じた読書活動の推進
- ☐ 家庭、関連機関などとの連携・協力体制の強化
- ☐ 読み聞かせ会の充実
- ☐ 小中学校のカリキュラムと図書館利用の連動

○ 図書館の利便性、安全性の確保

市民の誰もが利用しやすく、安全性の高い図書館となるよう、施設のバリアフリー化を積極的に推進していきます。また、市民への情報提供の手段として有用な、図書館ホームページのさらなる充実に努めます。

- ☐ 施設のバリアフリー化の推進
- ☐ 図書館ホームページの充実

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
市立図書館の貸し出し点数	市立図書館の年間貸し出し点数(本、CD、DVD)	現況値から年間あたり2～3%の貸出数の増加を目指す。	372,601点	H18	374,755点	H23	434,441点	H29



基本政策4

活力と交流の拠点づくり

■基本施策1 明日を担う商工業の振興

(1) 取り組み状況と成果

① 力強い工業の振興

○ 優良企業の誘致促進

- ◇ 中央市産業立地事業費助成金制度、中央市山梨ビジネスパーク企業立地促進奨励金制度が制度化されているほか、市内の産業振興と雇用機会の拡大を図ることを目的とした高部工業団地を整備しました。

○ 労働力の確保・育成

- ◇ 企業訪問を行うことで市内雇用を促進しています。

② 多様な商業・サービス業の振興

○ 既存商店街と大型店の連携強化

- ◇ 大型店から地域商店へ来客者を誘導する方針について、検討を進めています。

○ 商工会への支援強化

- ◇ 市内商工業の発展に努めている商工会に対して継続的に補助金を交付し、事業活動を支援しています。

(2) 現状と課題および施策の必要性

- ◆ 市内における雇用の維持や、税収の確保といった視点からも企業誘致は必要であり、中央市産業立地事業費助成金制度、中央市山梨ビジネスパーク企業立地促進奨励金制度を広くPRすることが必要です。
- ◆ 市内における雇用を維持するため、就職支援相談会の開催など産業振興に対する支援として産学官における連携の取り組みが求められています。

- ◆ 市内にはすでに大型店が立地しています。しかし、近年は周辺自治体への大型店の進出が顕著で、大型店同士の競争が激化しています。
- ◆ 山梨県商工会連合会等が実施した「平成22年度山梨県商圈実態調査」により、市民の買い物場所をみると、市内が64.8%と多数を占め、次いで甲府市14.7%、昭和町12.4%、南アルプス市2.8%となっています。また、利用店舗をみると大型店が75.9%と多数を占める一方で、一般小売店は3.6%とわずかな割合にとどまっています。
- ◆ 地域の商業振興に向け、大型店と中小小売店とが共存できる商業振興が必要となっています。

(3) 施策の方向・主要事業および数値目標

① 力強い工業の振興

○ 異業種交流や山梨大学との産学官連携強化

市内既存企業および工業団地入居企業を中心とした多様な業種の企業群と山梨大学が参加するコンソーシアム※の設立を推進し、製品開発や特許の有効活用を進めるほか、山梨大学との包括連携協定を活かすなど、地域の産業振興を図ります。

- ☐ コンソーシアムの設立推進や包括連携協定の活用
- ☐ 地域に密着した産業の掘り起こしによる新たな製品、商品の開発

○ 優良企業の誘致促進

市内の工業用地に残る空き区画を埋め、工業振興を図るため、中央自動車道および新山梨環状道路からのアクセスの良さをアピールするなどし、企業誘致につなげます。また、空き施設などの情報を把握し、広く公表することで利活用の促進を図ります。

- ☐ 市内工業用地等に関する情報発信

○ 中小企業、地場産業への支援

市内中小企業や地場産業に対し、経営指導を強化するなど経営安定化に向けた支援を検討します。

- ☐ 経営安定化支援策の検討

※コンソーシアム 特定の目的のために複数の組織や団体が形成する連合、組合、共同事業体のことを指します。

○ 労働力の確保・育成

市内企業における新卒者採用に際して、山梨大学等、県内大学との連携を強化し、就職相談会などの実施を検討します。また、新たに誘致した企業など市内企業における市内雇用を促進します。さらに、U・Iターンの増加を目指し、都市部在住の地元出身者に対する情報の提供と求職活動の支援を行い、人材を確保します。

□ 市内における雇用の促進

指標名	指標の定義	前期計画策定時		現況値		目標値	
		値	年度	値	年度	値	年度
製造品出荷額	市町村別工業統計による製造品出荷額等	企業誘致を進め、計画期間終了年度には現況値の10%の増加を目指す。	1,673 億円	H18	1,068 億円	H22	1,175 億円 H29
事業所数(工業)	山梨県工業統計に基づく事業所数	事業所の市外への移転を防ぐとともに企業誘致を進める。	58 事業所	H18	54 事業所	H22	56 事業所 H29
新規立地企業数	山梨ビジネスパークへの新規立地企業(累計)	現在の空き区画を計画期間終了年度までに埋める。	5 事業所	H18	9 事業所	H23	10 事業所 H29

② 多様な商業・サービス業の振興

○ 大型店と地域との連携強化

大型店舗内に託児所や集会所といった施設を設置することの必要性および大型店舗への来客者を地域の商店等に誘導する方策について検討します。

□ 大型店舗内へのコミュニティ施設や市内商店見本市の設置の検討

○ 商工会への支援強化

既存商店への経営指導を強化するほか、商工会と連携して集客策について検討します。

□ 商工会と連携した集客策の検討

○ 市民活動を促す地域商業の活性化

市民活動の拠点としての空き店舗活用の可能性について検討します。また、コミュニティビジネス※の育成・支援の実施に向け検討します。

□ 空き店舗対策の推進

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
地元購買率	山梨県商圏実態調査における市内購買率	既存商店等と大型店との連携により集客を図り市内購買率の現状維持に努める。	51.1%	H16	62.0%	H22	62.0%	H29
事業所数(商業)	商業統計による事業所数	市内商工業の発展に努めている商工会に継続的支援や小規模商業者経営改善資金利子補給事業により事業の拡大と経営基盤の安定化を目指し商工業の活性化を図る。	356 事業所	H16	364 事業所	H19	370 事業所	H29
年間商品販売額	市町村規模別商業統計による年間商品販売額等	新たな大型店の出店などを見込み、計画期間終了年度には、現況値から約1.6%の増加を目指す。	1,576 億円	H16	1,570 億円	H19	1,596 億円	H29

(4) 施策全体に関わる数値目標

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
商業・工業の振興に対する満足度	市民アンケート、満足度	—	47.5%	H18	52.4%	H23	60.0%	H29

※コミュニティビジネス 地域が抱える課題を、そこに住む住民が主体となって解決しようと試みる企業的手法のことを指します。

■基本施策2 新たな視点での農林業の活性化

(1) 取り組み状況と成果

① 地域の特性を活かした農業の振興

○ 農産物のブランド強化

- ◇ 低農薬栽培のブランド米は消費者が求めている安全・安心な農産物であり、需要の増加が見込まれています。

○ エコファーマー※の奨励

- ◇ エコファーマー制度の周知や、新規認定手続きを行っています。

○ 認定農業者※への支援

- ◇ 認定農業者の更新や、新規認定手続きを行っています。

○ 新規就農者の確保

- ◇ 農業技術を習得する機会として、講習会等を実施しています。

○ クラインガルテン※や体験農業等による農地の有効活用

- ◇ 農業体験を実施し、アスパラや桃などの収穫体験を実施したほか、滞在型農業体験として、繭工房や陶芸工房の体験も行いました。

○ 農業振興地域整備計画の策定

- ◇ 計画を策定し、適正な農業振興地域の整備に努めています。

○ 山梨県土地改良事業

- ◇ 農業生産基盤の整備を図るため、土地改良事業に要する経費について補助金が交付されています。

※エコファーマー 土づくり技術の向上や減農薬生産など、環境に優しい技術を都道府県から認定された農業者のことを指します。

※認定農業者 農業経営改善計画により、市町村から認定された農業者のことを指します。

※クラインガルテン 農業体験のプログラムや宿泊の受け入れ等も可能になっている、主に都市住民向けに提供される農地や市民農園のことを指します。

② 地域農業を支える体制づくり

○ 都市型農業の確立

- ◇ 農地利用集積円滑化団体と連携し、農業の規模拡大に意欲のある農家に土地を集積することで、より効率的な農業経営ができるよう支援しています。

③ 地産地消の推進

○ 道の駅「とよとみ」、「た・から」農産物直売所の体制強化

- ◇ 道の駅「とよとみ」、「た・から」農産物直売所での販売額を伸ばしています。

○ 観光事業との連携による特産品への理解促進と消費拡大

- ◇ 教育ファームを通し、地産地消の推進を中心とした生産者と消費者への取り組みを支援しています。

○ 学校給食における地域特産物の利用拡大

- ◇ 減農薬栽培を行うことで安全・安心な地元米を学校給食に提供しているほか、市内農産物直売所を通し、新鮮な地元の野菜および畜産加工品の提供も行っています。

④ 生産と保全の森林管理

○ 多面的機能に配慮した森林管理の推進

- ◇ 森林整備計画を策定し、管理を進めています。

⑤ 森林整備と利活用

○ ハイキングやレクリエーションの環境整備

- ◇ 山の神千本桜に通じる林道および駐車場を整備しました。

(2) 現状と課題および施策の必要性

- ◆ 本市の農業は、地形や気候、流通面などで恵まれた条件下にあり、優良な農村景観も維持されています。しかし、担い手の減少などにより、耕作放棄率の拡大が進行しています。
- ◆ 高齢化した農業者の離農などにより、若い農業の担い手や就農希望者は農業技術を学ぶ機会が減っています。

- ◆ 地域の特色ある農業を支え、優良な農地を守るため、消費者ニーズの変化に対応した高付加価値農作物の生産を図るほか、担い手の育成や販路の開拓拡大など、立地条件を生かした「都市近郊型農業」としての産地の強化が必要となっています。
- ◆ 耕作放棄率の増加による農地の点在化が進み、農業の作業効率や生産性が低下しています。また、中山間地域では活性化策が必要となっています。
- ◆ 消費者のニーズにかなった、市内で生産される新鮮で生産者の顔が見える農産物を市内で消費する「地産地消」が求められています。
- ◆ 生産者や食物への感謝の心を育む観点から、食育の取り組みと学校給食における地域農産物の利用、安全・安心な食材の確保が必要とされています。
- ◆ 都市空間と農村風景が共存する本市では、それらが調和した安らぎを感じられるような森林の管理と活用が求められています。また、民有林においては、人工林のほとんどが間伐対象齢級に達しているものの、間伐が総体的に遅延していて、早急かつ計画的な施業や林道等の維持管理が課題となっています。
- ◆ 観光ニーズの多様化に合わせ、森林を観光資源として利用することが求められています。

(3) 施策の方向・主要事業および数値目標

① 地域の特性を活かした農業の振興

○ 地域農業の担い手の育成

地域農業の担い手を育成するため、環境保全型農業を持続していくための取り組みや農業のプロフェッショナル化を支援するとともに、農地の幹旋や農業体験、説明会の実施により、多くの方に農業の喜びを知ってもらえる機会の提供に努めます。

- ☐ エコファーマーの奨励
- ☐ 認定農業者の支援、育成
- ☐ 新規就農者の確保、育成
- ☐ アグリマスター※による農業者の育成

※ アグリマスター 優れた技術を持つ農業者のことで、就農定着支援農家を指します。

○ 農産物のブランド強化

市の特産品といえる農産物に照準を当て、生産の奨励と販売の強化を行います。

☐ ブランド米販売ルートの拡大

○ 農地の有効活用

休耕地や耕作放棄地のうち、再耕作が難しい農地の所有者と連携し、クラインガルテンや体験農場などに転用する農地を確保します。

また、農業体験のための指導者を育成し確保します。

☐ 農業体験の拡大

○ 農業振興地域の整備

農業振興に向けた多様な取り組みを計画的に進め、体系的な土地利用と農業の活性化を図ります。また、地域の農業を継続的なものとするため、農業振興地域整備計画に定める「農用地利用計画」において、将来にわたり農地として活用していく土地を「農用地区域」と定め、重点的な支援を行います。

☐ 農業振興地域整備計画の策定と更新

○ 有害鳥獣対策

有害鳥獣被害のない農作物の安定した生産環境を確保します。

☐ 捕獲計画に基づいた有害鳥獣の捕獲及び被害防護柵の設置

○ 計画的な土地改良

各自治会からの要望に基づき、緊急性、必要性、自治会別のバランス等を考慮して順次実施していきます。

☐ 山梨県土地改良事業の推進

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
認定農業者数	認定農業者制度により、認定を受けている農業者の数（累計）	年間あたり6人程度の認定を目指す。	157人	H19	130人	H23	165人	H29

② 地域農業を支える体制づくり

○ 都市近郊型農業の確立

経営規模拡大を目指す意欲的な担い手が大規模な農地で生産に努められるように農地の集約化を図るとともに、農業生産の効率性を高めるため、農業生産法人（農事組合法人）等団体の設立を進め、持続的な運営が行われるよう支援します。

また、耕作放棄地などが目立つ中山間地域の集落などでは、地域のコミュニティと連携した活性化策を検討します。

- ☐ 農業関係団体の設立と運営の支援
- ☐ 集落営農の導入促進

③ 地産地消の推進

○ 地産地消推進施設の体制強化

市内の農業生産者と直結している販売施設である道の駅「とよとみ」、「た・から」農産物直売所に関し、運営主体へのさらなる支援を行い、直売所の知名度の向上や一層の販売促進に努めます。

- ☐ 道の駅「とよとみ」、「た・から」農産物直売所への支援

○ 体験農業のプログラムの強化

特色ある地域の農産物の収穫体験などを通じ、消費の拡大はもとより、地域住民や観光客に地域の農業の現状や歴史を認知してもらう機会を設けます。

- ☐ 地域農業の周知拡大

○ 学校給食における地域農産物の利用拡大

地元生産者が栽培基準に従い生産した、安全・安心な農産物を学校給食用食材として提供できるよう品目数、量ともに拡大していきます。

- ☐ 学校給食と連携した「地産地消」

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
直売所の販売額	直売所での年間販売額の合計	道の駅「とよとみ」、「た・から」農産物直売所での販売額について、計画期間終了年度には、現況値から1割程度の増加を目指す。	6.2 億円	H18	6.8 億円	H23	7.5 億円	H29

④ 生産と保全の森林管理

○ 多面的機能に配慮した森林整備や管理の推進

治山や治水効果などの森林の多面的機能を十分発揮させるため、必要な植林地において、県や森林所有者と連携しながら間伐を推進するとともに、重視すべき森林の機能に応じた適切な施業を実施することで健全な森林資源の維持増進を図ります。

また、作業に必要な林道や作業道の整備を計画的に行います。

☐ 計画的な森林施業

○ 特用林産物の生産販売支援

木材需要の高まりにあわせ、市内の森林の材としての利活用の可能性を検討します。

また、しいたけなどの特用林産物の生産者を育成・支援することで生産量を増やします。

☐ 地域特産品化の検討

⑤ 森林整備と利活用

○ 森林景観整備の推進

計画的な間伐を推進するとともに、優良な森林環境を次代に残すため、県や森林所有者と連携を図りながら育林を推進します。

☐ 計画的な森林施業（再掲）

○ ハイキングやレクリエーションの環境整備

山の神千本桜などを起点として、市内の山林を散策できるよう散策道やハイキングコースを整備します。

また、将来の観光資源となりうる桜などの集客性の高い樹木を植林するほか、市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じ各種の樹木等の導入を図るなどの多様な森林整備を推進します。

□ 森林を利活用した観光の振興

(4) 施策全体に関わる数値目標

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
経営耕地面積	農林業センサスによる経営耕地面積（販売農家）	計画期間終了年度までに、現況値から10haの増加を目指す。	600ha	H17	549ha	H22	559ha	H29
耕作放棄地面積	農林業センサスによる耕作放棄地面積	計画期間終了年度までに、現況値から5haの減少を目指す。	76ha	H17	79ha	H22	74ha	H29
農林業の振興に対する満足度	市民アンケート、満足度	—	53.0%	H18	59.2%	H23	70.0%	H29

■基本施策3 連携と挑戦の観光振興

(1) 取り組み状況と成果

① 魅力ある観光拠点の整備

○ 新規観光ルートの提案

- ◇ 既存の観光施設や文化財などを活用した観光ルートを開発したほか、近隣市町など市外観光拠点との連携による周遊観光ルートの提案を実施しています。

○ 計画的な観光振興と観光PRの推進

- ◇ 農・商・工など多様な主体と連携した計画的な観光振興を進めるため、「中央市観光振興基本計画」を策定したほか、富士の国やまなし館や首都圏・サービスエリア・パーキングエリアなどで観光キャンペーンを実施しています。

○ 祭り・イベントの実施

- ◇ 市三大まつりをはじめ、市内の祭りや地域イベントに対する支援とPRにより交流人口の増加に努めています。

② 農林業と連携した観光の推進

○ 遊休農地の観光利用

- ◇ クラインガルテンや体験農場などを設置し、農業指導者を確保しました。

○ 体験農業のプログラムの強化

- ◇ 地域住民や農家と連携し、観光客に地域の農業の現状や歴史を認知してもらう機会を設けました。

○ 特産品の開発

- ◇ 市の特産品といえる農産物に照準を当て、生産の奨励と販売の強化を実施したほか、地域団体商標の登録について検討をしています。

(2) 現状と課題および施策の必要性

- ◆ 観光客向けの宿泊施設の不足や市内の観光資源の知名度の低さを克服するため、積極的なPRはもとより、より広域的な観光に関する提案が求められています。
- ◆ 富士山の世界遺産登録に向けた外国人観光客の誘客や観光パンフレットの多言語化といったインバウンド観光※への対応が検討課題となっています。
- ◆ 地域に根ざしたイベントの開催による交流人口の確保・増加策が求められています。
- ◆ 観光振興に関する諸課題に対応するためには、市内外のさまざまな団体等との連携を進めながら、官民一体となった観光振興基本計画を更新することが必要です。
- ◆ 農林業を活用した観光振興の視点から、年間を通した観光プログラムや農林業を体験する場を提供するような観光振興が必要となっています。体験農場やクライנגルテンの設置などについて推進していく必要があります。
- ◆ 観光地としての集客性を高めるため、特産品の開発などにも取り組む必要があります。

(3) 施策の方向・主要事業および数値目標

① 魅力ある観光拠点の整備

○ 新規観光ルートの提案

道の駅「とよとみ」を核としながら、既存の観光施設や文化財などを活用した観光ルートの提案を行います。

また、本市単独での観光プログラムを検討するだけでなく、近隣の観光地や協議会組織と密接に連携した提案を行います。

□ 広域周遊観光ルートの実現

※インバウンド観光 海外から日本を訪れる旅行や旅行者のことを指します。

○ 祭り・イベントの充実

地域に根ざした祭りやイベントなどに対する支援と対外的なPRを進め、交流人口の増加に努めます。

また、観光客に地域をより理解してもらうため、市民による観光ボランティアの配置を目指し、その育成に努めます。

- ☐ 交流人口の増加
☐ 観光ボランティアの育成

○ 計画的な観光振興と観光PRの推進

県内外の農・商・工などの多様な主体と連携した計画的な観光振興やインバウンド観光への対応を進めるため、中央市観光振興基本計画を更新し、多様な主体との連携によるPR用のパンフレットを作成するなど積極的な観光客誘致活動を行います。また、富士の国やまなし館や首都圏の人の多く集まる駅前などで、キャンペーンを実施します。

- ☐ 中央市観光振興基本計画の策定（更新）

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
「市三大まつり」の入り込み数	各まつりの来場者数「延べ人数」	魅力あるイベント開催により、計画期間終了年度には、8万人（れんげまつり3万人、与一公まつり2万人、稲穂まつり3万人）の来場者を目指す。	75,000人	H19	44,000人（※）	H23	80,000人	H29

（※） 東日本大震災の影響により、平成23年度のれんげまつりの開催が中止されています。

② 農林業と連携した観光の推進

○ 農地の有効活用（再掲）

休耕地や耕作放棄地のうち、再耕作が難しい農地の所有者と連携し、クラインガルテンや体験農場などに転用する農地を確保します。また、農業体験のための指導者を育成し、確保します。

- ☐ 農業体験の拡大

○ 体験農業のプログラムの強化（再掲）

特色ある地域の農産物の収穫体験などを通じ、消費の拡大はもとより、地域住民や観光客に地域の農業の現状や歴史を認知してもらう機会を設けます。

□ 地域農業の周知拡大

○ 特産品の開発

市の特産品といえる農産物に照準を当て、地域ブランドを確立していくことで、生産の奨励と販売の強化を行います。

□ 地域団体商標登録の検討

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
体験農場の箇所数	市内の体験農場数（累計）	利用者の増加を見込み、計画期間終了年度までに、新たに1箇所の設置を目指す。	2 箇所	H19	4 箇所	H23	5 箇所	H29

(4) 施策全体に関わる数値目標

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
道の駅「とよとみ」の入り込み数	組合による集計・年間入り込み数	魅力ある商品開発により、計画期間最終年度までに現況値から5%程度の増加を目指す。	367,000 人	H18	381,692 人	H23	400,000 人	H29
「た・から」農産物直売所の入り込み数	組合による集計・年間入り込み数	魅力ある商品開発により、計画期間最終年度までに現況値から20%程度の増加を目指す。	143,000 人	H18	163,705 人	H23	200,000 人	H29
観光の振興に対する満足度	市民アンケート、満足度	—	39.1%	H18	49.2%	H23	70.0%	H29

第 3 部

資料編

第3部 資料編

第1次中央市長期総合計画・後期基本計画に関する諮問書と答申書

○ 第1次中央市長期総合計画・後期基本計画諮問書

中央政第7－8号

平成24年7月10日

中央市総合計画審議会
会 長 様

中央市長 田 中 久 雄

第1次中央市長期総合計画・後期基本計画（案）について（諮問）

平成20年3月に策定した、第1次中央市長期総合計画について、前期計画期間の最終年度を迎え、本年度、後期基本計画の策定にあたり、貴審議会の意見を求めたいので、中央市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、諮問いたします。

○ 第1次中央市長期総合計画・後期基本計画答申書

中 総 審 第 1 号

平成25年2月21日

中央市長 田 中 久 雄 様

中央市総合計画審議会

会長 中 井 道 夫

第1次中央市長期総合計画・後期基本計画 (案) について (答申)

平成24年7月10日付け中央政第7－8号で諮問のありました第1次中央市長期総合計画・後期基本計画 (案) について、本審議会において慎重に検討を重ね、その結論を得ましたので、下記のとおり答申いたします。

結論に至るまでの審議の過程において、建設的かつ具体的な数々の意見、提案がありました。今後計画の実施に際し、これらの意見などの趣旨を十分参考にされるとともに、中央市の将来像である「実り豊かな生活文化都市」の実現に向けて、不断の努力を続けられますよう希望いたします。

記

1 「後期基本計画 (案)」(別紙)

中央市総合計画審議会条例

平成18年2月20日

条例第30号

(設置)

第1条 中央市における総合計画及びその実施に関し必要な事項について調査審議するため、市長の附属機関として中央市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定の基準となるべき事項について調査し、及び審議する。

2 審議会は、総合計画に関する事項について必要と認める場合は、市長に意見を申し出ることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、識見を有する者、地域を代表する者、市議会の議員及び関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

2 前条の規定による委員のうち役職にあることにより任命された者の任期は、その任期中とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長若干人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定める順位に従い、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 会長は、特に必要があると認めるときは、専門的事項を審議させるため、審議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員で構成し、部会長は、部会委員の互選により選任する。
- 3 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 部会の会議については、第6条の規定を準用する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総務部政策秘書課において処理する。
(平19条例1・一部改正)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

附 則 (平成19年条例第1号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

第1次中央市総合計画審議会委員名簿

(敬称略・50音順)

番号	審議会の職	所 属	役 職	氏 名	委員区分
1		中央市自治会長会	副会長	飯室 孝行	地域を代表する者
2		公募委員	—	石原 洋子	地域を代表する者
3		中央市商工会	会 長	浦田 勉	関係行政機関の役職員
4		中央市社会福祉協議会	事務局長	坂本 桂	関係行政機関の役職員
5		公募委員	—	佐々木 由紀	地域を代表する者
6		公募委員	—	瀧井 利春	地域を代表する者
7		中央市議会	議 長	田中 健夫	市議会議員
8		中央市市立学校校長会	代 表	出井 寛	識見を有する者
9		中央市農業委員会	会 長	土橋 一久	識見を有する者
10	会 長	山梨学院大学法学部	政治行政学科教授	中井 道夫	識見を有する者
11		中央市スポーツ推進委員協議会	会 長	中沢 賢次	関係行政機関の役職員
12		公募委員	—	林 兵仁郎	地域を代表する者
13		中央市PTA連絡協議会	会 長	比留間 一弥	識見を有する者
14		中央市議会	副議長	福田 清美	市議会議員
15		中央市自治会長会	副会長	薬袋 紀元	地域を代表する者
16	副会長	中央市自治会長会	会 長	宮川 弘也	地域を代表する者
17		公募委員	—	森野 健治	地域を代表する者

第1次中央市長期総合計画・後期基本計画策定の経過

年 月 日	会 議 等	内 容 等
平成23年 9月 7日	市民アンケート実施	・9月22日まで(16日間) ・無作為抽出により、送付数2,000人 ・回収率42.4%(848人)
平成24年 3月 1日	審議会公募委員の募集開始	・4月20日まで(51日間) ・9人の募集に対して応募者5人
平成24年 7月10日	第1回総合計画審議会	・委員委嘱・諮問 ・計画策定基本方針および策定スケジュール ・市民アンケート調査結果報告
平成24年 7月26日	策定部会・分科会合同会議	・計画策定基本方針および策定スケジュール ・市民アンケート調査結果報告 ・後期基本計画作業シート ・総合計画実施計画
平成24年 7月～12月	策定部会・分科会を随時開催	・後期基本計画(案)策定作業
平成24年10月 1日	第1回策定本部会議	・第2回審議会について
平成24年10月12日	第2回総合計画審議会	・策定スケジュール ・中央市の現状 ・前期基本計画期間の施策別取り組み状況および成果
平成24年10月25日	議会総務教育常任委員会に説明	・実績報告(これまでの取り組み)、数値目標
平成24年11月 1日	第2回策定本部会議	・第3・4回審議会について
平成24年11月15日	第3回総合計画審議会	・現状と課題および施策の必要性、施策の方向および主要事業(基本政策1、2)
平成24年11月29日	第4回総合計画審議会	・現状と課題および施策の必要性、施策の方向および主要事業(基本政策3、4)
平成24年12月 3日	第3回策定本部会議	・第5回審議会について
平成24年12月13日	第5回総合計画審議会	・報告(意見反映結果) ・後期基本計画総括 ・パブリックコメント
平成24年12月19日	第2回策定部会・分科会合同会議	・総合計画経過報告 ・総合計画実施計画
平成25年 1月 4日	第4回策定本部会議	・パブリックコメント
平成25年 1月10日	第5回策定本部会議	・素案決定
平成25年 1月11日	パブリックコメント実施	・1月30日まで(20日間)、意見の提出は無し
平成25年 2月 4日	第6回策定本部会議	・パブリックコメントの結果等について
平成25年 2月21日	総合計画審議会答申	・後期基本計画(案)の確定 ・答申
平成25年 3月 1日	第7回策定本部会議	・後期基本計画の決定
平成25年 3月22日	市議会全員協議会に報告	・後期基本計画を報告

第1次中央市長期総合計画・後期基本計画

平成25年度～平成29年度 ≪実り豊かな生活文化都市≫

発行日 平成25年3月

発 行 中 央 市

〒409-3892

山梨県中央市臼井阿原301－1

TEL 055-274-1111

FAX 055-274-7130

URL <http://www.city.chuo.yamanashi.jp/>



市の花 れんげ草



市の木 桜



市の鳥 しらさぎ